期することとしたのに伴い、固定資産税及び都市計画税の第一期の納期、固定資産評価審査委員会の開会の期間等も一月ずつ延期することとしたのであります。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方自治法等の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東京府市を合体して東京都制が制定されて以来、都は、府県の事務のほか、特別区の存する区域においては、原則として、市の事務をもあわせ行なうものとされておりますので、東京への人口及び産業の過度集中が進むにつれて、都行政は質量ともにいよいよ複雑かつ膨大となり、一つの経営体との円滑かつ能率的な運営が期せられなくなり、首都としてまた大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっているのであります。この法律案は、このような都行政の現状を改善するため、一昨年十月地方制度調査会から提出されました首都制度当面の改革に関する答申の趣旨にのっとり、都と特別区との間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかるとともに、当該事務の処理について都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の定限に関する規定の整備を行なおうとするものであります。以下、改正法律案の内容の主要な事項につきまして、御説明申し上げます。

第一に、都と特別区の間における事務の配分について、都が、その負担を軽くして、総合的な計画の作成、大規模な建設事業、特別区及び市町村の連絡調整等重要な事務に専念できるようにするため、都が処理している事務のうち一般の市に属する事務は、できるだけこれを特別区へ移譲することにより、その合理化をはかるとともに、特別区の権限を拡充することにいたしたのであります。

この法律案によって新たに特別区へ移譲されることとなる事務のおもなものは、一、福祉事務所の設置、生活保護、老人福祉、行旅病人及び行旅死亡人の取り扱い等社会福祉に関する事務、二、保健所及び優生保護相談所の施設の管理並びに伝染病予防、結核予防、トラホーム予防、寄生虫病予防等保健衛生に関する事務、三、清掃に関する事務、四、土地区画整理事業及び防災建築街区造成事業、五、建築基準行政に関する事務等であります。もっとも、これらの事務のうちでも、特別区の存する区域を通じ一元的に処理することが必要なもの、大規模な建設事業にかかるもの等については、政令で除外することができることといたしております。

第二に、特別区の議会の議員の定数の定限を、六十人と定めることといたしたのであります。

第三に、都から特別区への事務の移譲に伴い、特別区の存する区域において、都と特別区及び特別区相互間における事務処理の連絡調整をはかるため、都区協議会を設けることとし、事務委任条例、特別区調整条例、都区財政調整条例の制定にあたっては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聞かなければならないこととといたしたのであります。

第四に、都と特別区との間における財源の配分については、現行の都区間の財政調整制度を維持しながら、都から特別区への事務移譲により新たに特別区が処理することとなる事務に要する経費の財源を特別区に与えるとともに、特別区の財政面における自主性を一そう強化するために、市町村民税個人分、電気ガス税、たばこ消費税等、固定資産税及び市町村民税法人分を除く市町村税を特別区税として新たに法定することといたしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由及び法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告（三月十三日）

○森田重次郎君　ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の内容の第一は、政府は、予算で定める金額の範囲内において、公営企業金融公庫に追加して出資することができる等、公庫の資本金に関する規定を整備するものであります。

第二は、本公庫の業務運営が適切かつ能率的に運用されるよう、監事の権限を強化するため、監事は、監査の結果に基づき、総裁または総裁を通じて主務大臣に意見を申し出る道を設けるものであります。

本案は、一月二十九日本委員会に付託となり、同三十一日自治大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、各政府関係機関に対する出資の状況、監事の権限、地方公営企業の再建、なかんずく公共料金の抑制と企業経営との関連等について、慎重に審議を行なったのでありますが、その内容は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

二月七日質疑を終了いたしましたが、三月五日、監事の権限につき、三党共同提案により、監事は総裁を通ずることなく、直接主務大臣に意見を申し出ることができる旨の修正案が提出され、趣旨説明がなされた後、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって本案は修正案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、三党共同により、公庫に対する政府出資金の増額、公庫貸し付け利率の引き下げ、償還期限の延長、融資のワク及び融資対象の拡大等を内容とする附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（三月二十五日）

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の要旨は、第一に、公営企業金融公庫に対して政府は必要があると認めるときは、追加して出資することができることと

し、この場合、公庫はその出資額により資本金を増加するものとすること。第二に、公庫の監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁または主務大臣に意見を提出できるようにすることであります。

衆議院におきましては、政府案において、監事が主務大臣に意見を提出するにつき、「総裁を通じて」とありました部分を修正削除したのであります。

委員会におきましては、二月四日、早川国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、綾部、宮澤両国務大臣、参考人として三好公営企業金融公庫総裁その他の出席を求め、公営企業のあり方、政府の公共料金値上げ抑制と赤字との関係、累積赤字対策等について、活発な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

二月二十四日、質疑を終局し、討論に入り、社会党を代表して鈴木委員より、公庫の資本金について追加出資後の資本金の額を法律に規定することとする修正案が提出され、その趣旨の説明がありました。次に、自由民主党を代表して西田委員より修正案に反対、衆議院送付案に賛成の意見が述べられ、あわせて、各派共同にかかる、公庫に対する政府出資金の大幅の増額、貸し付け利率の引き下げ、償環年限の延長、融資ワク、融資対象の拡大、累積赤字対策をすみやかに講ずること等を内容とする附帯決議案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、附帯決議案増について採決の結果、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

なお、この附帯決議に対し、早川国務大臣から、決議の趣旨に沿うよう努力したい旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭三九・三・三〇法一七）

一、提案理由（二月四日）

○国務大臣（早川崇君）　ただいま議題となりました消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

すでに御承知のように、非常勤の消防団員は、古くから地域住民の生命、財産を守るため、常に防災活動の第一線に立って活躍することを使命といたしております。そのために、消防団員は、一たん事ある際にはみずからの生業を一時放てきし、かつまた、一身の危険をおかし、その任務を遂行するというのがその実態であります。

この消防団員は全国でおよそ百五十万人を数えておりますが、これらの人々の、かかる労苦に報いるための措置は、遺憾ながら十分とは申せないのが実情であります。

このような事情を勘案し、消防団員の処遇を改善する方策の一環といたしまして、消防団員として永年勤続して退職されました人々の功労に対し、市町村から退職報償金を支給する制度を創設するとともに、この制度の的確な実施をはかることが、この法律案の趣旨とするところであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一は、消防組織法の改正についてであります。

これは、さきに述べましたように、消防団員が一定年限以上その職にありまして退職いたしました際に、市町村がその者またはその者の遺族に対しまして、一定額の退職報償金を支給すべき責任を法律上の制度として確立しようとするための改正であります。

第二は、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の改正についてであります。

従来から、消防団員の公務災害補償につきましては、消防団員等公務災害補償責任基金が設置されております。

そこで、今回の消防団員に対する市町村の退職報償金の支給責任につきましても、対象となりますものが、公務災害補償と同じく消防団員でありますことから、従来の基金の業務に付加してこれを行なわせることが至当であると考え、ここにこの法律の改正を行なうこととした次第であります。したがいまして、この法律案におきましては、基金の名称の変更を行なうとともに、退職報償金に関する業務を付加したことによる関係規定の整備を行なうこととといたしております。

以上が、消防団員に対しまして退職報償金を支給する制度を創設するための法律案を提出いたしました理由と、その内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申

し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告（二月十四日）

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本法律案のおもな内容について申し上げます。

改正の第一は、消防組織法を改正し、非常勤消防団員が退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならない旨規定したことであります。

第二は、共済制度により退職報償金の支給を的確に実施するため、消防団員等公務災害補償責任共済基金法を改正し、退職報償金の支給に関する市町村の責任についても、基金をして従来の業務に付加してこれを行なわせるなど、所要の改正を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、二月四日、早川自治大臣より提案理由の説明を聞いた後、質疑を行ない、義勇消防のあり方、退職金支給機構、支給額等について活発な論議が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

かくして、二月十三日質疑を終局し、討論に入りましたところ、西田理事から、本法律案に賛成し、なお、

消防団員等退職報償金制度については、支給事務機構及び支給額等改善の余地があると思われるので、将来十分検討して善処するよう要望する。

旨の各会派共同の附帯決議案が提出されました。

次いで採決を行ないました結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。また附帯決議案も、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定した次第であります。なお、右附帯決議について、早川自治大臣よりその趣旨に沿うよう善処する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院地方行政委員長報告（三月二十七日）

○森田重次郎君　ただいま議題となりました消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案の主たる内容を申し上げますと、

改正の第一は、永年勤続して退職された非常勤消防団員の功労に報ゆるため、市町村は、条例の定めるところにより、退職報償金を支給しなければならないこととすることであります。

なお、支給の基準額は、階級及び勤務年数に応じて、三万円から七万円が予定されております。

第二は、市町村の退職報償金の支給を的確に実施するため共済制度を設け、従来の消防団員等公務災害補償責任共済基金にその支給事務を行なわせること等であります。

本案は、参議院の先議でありまして、二月十四日当委員会に本付託となり、二月二十日政府より提案理由の説明を聴取した後、消防施設の充実及び財源強化の見地から、消防行政全般にわたり慎重に審査を行なったのでありますが、その詳細は会議録に譲ります。

三月二十六日質疑を終了、二十七日、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、三党の共同による、消防施設の充実強化及び非常勤消防団員の処遇改善をはかるべき旨の附帯決議が提案されたのでありますが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

◎不動産登記法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三〇法一八）

一、提案理由（二月十三日）

○政府委員（天埜良吉君）　ただいま議題となりました不動産登記法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案の趣旨は、不動産登記事務の適正迅速な処理をはかるために、不動産登記法の一部を改正して登記手続を合理化及び簡素化することにあるのでありますが、そのおもな内容を申し上げますと、

第一点は、抵当権その他の担保権の登記手続を合理化及び簡素化することであります。しかして、

その第一は、抵当権その他の担保権の登記において現在登記事項とされております元本及び利息に関する弁済期の定めの登記は、その実益がきわめて乏しいのにかかわらず、申請人及び登記所に多大の煩瑣な手数を要する結果となっておりますので、これを廃止しようとするものであります。

その第二は、共同担保関係を明確にし、共同担保に関する登記手続を合理化及び簡素化するために、共同担保については、すべて共同担保目録を設け、この目録を共同担保関係の登記に利用しようとするものであります。

第二点は、不動産の合併の登記手続を簡素化するとともに、合併後の不動産の所有権の登記を簡明にすることであります。

現在、不動産の合併の登記においては、合併前の不動産の所有権の登記を多数移記することとなっておりますが、これはきわめて煩瑣な手数を要するのみならず、合併後の不動産の所有権の登記としてはかえって簡明を欠きますので、合併の登記をするときに、登記官吏が合併後の不動産について単一の所有権の登記をすることとして、合併後の不動産の所有権の登記を簡明にすると同時に、合併の登記手続を簡素化しようとするものであります。

第三点は、以上に述べました以外の点について登記手続の合理化及び簡素化をはかることであります。しかして、

その第一は、現在保証書を提出して登記の申請がありました場合には、すべて登記義務者にその登記申請の間違いのないことを確かめるために事前に通知をしているのでありますが、従来の実績に照らし、この事前通知を所有権に関する登記及び不動産の合併の登記の申請の場合にのみすることとしようとするものであります。

その第二は、合併後の不動産に関する所有権の登記の登記済み証を簡略化し、合併後の不動産に関する権利の登記手続を簡素化しようとするものであります。

その第三は、登記申請書に添付される登記義務者の権利に関する登記済み証または保証書についての登記済みの手続を簡素化しようとするものであります。

その第四は、未登記の不動産についての判決もしくは収用による所有権の保存の登記または処分の制限の登記の申請書または嘱託書にも、当該不動産を特定し明確にするために、土地の所在図または建物の図面等を添付することとしようとするものであります。

第四点は、以上の改正に伴い所要の経過措置等を定めるとともに、担保附社債信託法及び立木に関する法律に所要の歴理をすることであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されんことを希望いたします。

二、参議院法務委員長報告（三月十三日）

○中山福藏君　ただいま議題となりました不動産登記法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、抵当権その他の担保権の登記における登記事項を合理的に削減するとともに、共同担保目録の制度を改善し、不動産の合併の場合の所有権の登記を簡明化する等、不動産登記手続の合理化及び簡素化をはかり、もって登記事務の適正迅速な処理を可能にしようとするものであります。

法務委員会におきましては、二月十三日以来、審議に入り、担保権の登記事項、保証書の提出にかかる登記申請手続等の各改正点のほか、激増しつつある登記事務処理の態勢等に関しましても、熱心な質疑が重ねられたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて三月十二日、質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院法務委員長報告（三月二十六日）

○濱野清吾君　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、不動産登記事務の適正迅速な処理をはかるため、担保権の登記事項を整理し、共同担保についてはすべて共同担保目録を設けることとするとともに、不動産合併の場合の登記における所有権の登記を簡明にする等、不動産の登記手続を合理化したのであります。

さて、当委員会におきましては、本案が三月十三日付託されて以来、慎重な審議を行ない、二十四日質議を終了いたしました。別に討論がありませんので、直ちに採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

右、御報告いたします。（拍手）

不動産登記法の一部を改正する法律

◎中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三〇法一九）

一、提案理由（三月十七日）

○国務大臣（綾部健太郎君）　ただいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進することにより、中小型鋼船の輸出の振興と海運業の健全な発達に寄与することを目的として昭和三十四年に制定されたものでありますが、その法律の期限は昭和三十九年三月三十一日までとなっております。

政府は、本法に基づき昭和三十八年度末を目標とする合理化基本計画及び毎年の合理化実施計画を制定いたしまして、本法制定以来現在までの間に、財政資金約十七億円のあっせん、造船技術向上のための指導、経営合理化のための指導等の施策を講じてまいりました。

これらの施策により中小型鋼船造船業の合理化を推進してきたのでありますが、その事業活動の大部分が中小企業によって行なわれておりますために、経済事情の変化等の影響を受けまして、昭和三十八年度末までには合理化基本計画に定めた合理化の目標に到達できない状況にあります。さらに、最近における技術革新の進展に伴いまして、画期的な高経済性中小型鋼船の需要が生じてきておりますので、中小型鋼船造船業におきましても、これに即応できるような技術が必要になってまいりました。

このような現状から見まして、現行法の目的を達成するためには、本法の有効期間をさらに三年間延長いたしまして、昭和四十一年度末を目標とする中小型鋼船造船業の合理化基本計画を策定し、これに基づいてその合理化を促進する必要があるのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院運輸委員長報告（三月二十五日）

○米田正文君　ただいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外二法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律について申し上げます。

現行法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進することを目的として、昭和三十四年に五年間の時限立法として制定されたものであり、したがって、本年三月末日限り失効することとなっておるものであります。政府は、本法に基づきまして、合理化基本計画及び合理化実施計画を策定し、合理化資金のあっせん、標準設計の作成、技術講習会の開催等の施策を講じ、合理化を推進してまいりましたが、経済事情の変動等の影響を受けまして、いまだ計画目標に達しておりません。この法律案は、このような合理化の状況にかんがみまして、さらにまた、最近中小型鋼船につきましても、自動化船、あるいは専用船など、経済性の高い船舶の需要が高まってきておりますので、これに対応して造船技術の水準を高める必要があるとの理由で、現行法の存続期間を三年間延長しようとするものであります。

次に、日本観光協会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を専門的かつ効率的に行なわせ、もって国際観光の振興をはかるため、日本観光協会の組織及び業務の範囲を改めようとするものでありまして、まず、日本観光協会を国際観光振興会とし、あわせて法律の題名を国際観光振興会法と改め、また、国際観光振興会を、観光宣伝、観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務に専念させるため、その目的及び業務の範囲を改め、さらに国の業務を代行する政府出資法人としての性格を明確にするため、会員制を廃止し、これに伴い運営審議会を改組するとともに、理事を運輸大臣の任命制にしようとするものであります。

次に、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

特定船舶整備公団は、現在、業者と費用を分担して、国内旅客船の建造、戦標船の代替建造及び、はしけ、引き船の建造を行なうことをその業務としております。この法律案は、さらに公団を活用して、内航貨物船の近代化をはかるために、その代替建造を行ない、また、港湾荷役能率の向上と事業の近代化をはかるために、荷役機械の整備を行ない得るように、公団の事業範囲を拡張するとともに、監事の監査機能を強化するため、監事に、理事長または運輸大臣に対する意見提出権を認めようとするものであります。

さて、委員会の審議におきましては、これら三法案につきまして、いずれもきわめて熱心な質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

以上三法案とも、討論におきましては、別に発言もなく、それぞれ採決に入りましたところ、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院運輸委員長報告（三月二十七日）

○川野芳滿君　ただいま議題となりました中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、中小型鋼船造船業の合理化を促進して、船舶の輸出の振興等に寄与するために、昭和三十四年に制定されたものでありまして、法律の期限は昭和三十九年三月三十一日までと規定されてお

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

ります。

本案は、中小型鋼船造船業の現状並びに最新の造船技術の要求にかんがみ、なお引き続き合理化施策を講ずる必要がありますので、法律の有効期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、三月十一日予備付託となり、同月二十四日、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、同月二十七日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎所得税法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法二〇）

一、提案理由（二月十四日）

○綾織政府委員　ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外三法案につきまして、提案の理由及びその概要について御説明申し上げます。

最初に、所得税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、今後におけるわが国の社会、経済の伸展に即応する基本的な租税制度を確立するため、一昨年税制調査会を設け、鋭意検討を加えてまいりましたが、昨年末、同調査会から、最近における経済情勢の推移に応じて、現行税制につき、さしあたって改正を必要とする事項について、昭和三十九年度の税制改正に関する臨時答申を得たのであります。その後、政府におきまして、同答申を中心にさらに検討を重ねた結果、昭和三十九年度におきましては、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するとともに、当面要請される企業資本の充実と設備の更新を促進し、産業の国際競争力の強化に資する等のための措置を講ずることとし、国税において平年度一千三百七十億円程度の減税を行なうこととしたのであります。これらの税制改正諸法案のうち、今回ここに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかることであります。すなわち、基礎控除を現在の十一万円から十二万円に、配偶者控除を現在の十万五千円から十一万円に、それぞれ引き上げることとするほか、五万円の扶養控除額が適用される年齢区分を、現在の十五歳以上から十三歳以上に引き下げてその範囲の拡大をはかるとともに、十三歳未満の扶養親族の扶養控除額についても、現在の三万五千円を四万円に引き上げることとしております。また、最近における給与支給額の上昇等を考慮して、専従者控除について、青色申告者の場合は、年齢二十歳以上の専従者の控除限度額を現在の十二万五千円から十五万円に、二十歳未満の専従者の控除限度額を現在の九万五千円から十二万円に、白色申告者の場合は、その専従者の控除額を現在の七万五千円から九万円に、それぞれ引き上げることとするほか、特に給与所得者の負担の現状に顧み、給与所得控除について、定額控除を現在の一万円から二万円に、控除限度額を現在の十二万円から十四万円に、それぞれ引き上げることとしております。

以上申し述べました諸控除の引き上げにより、夫婦子三人の計五人家族の標準世帯を例にとりますと、所得税が課されない所得の限度は、給与所得者では現在の約四十三万円までが約四十八万円までに、事業所得者のうち、青色申告者については現在の約三十九万円

までが約四十三万円までに、白色申告者については現在の約三十三万円までが約三十七万円までに、それぞれ引き上げられることとなるのであります。

次に、退職所得の特別控除額について、現在、在職期間の年齢区分に応じ四十歳まで三万円、四十歳超五十歳まで四万円、五十歳超五万円となっているのを、年齢区分を廃止して一律に勤務一年につき五万円とすることとし、また、生命保険料控除について、支払い保険料の全額が控除される限度額を現在の一万五千円から二万円に、その控除の最高の限度額を現在の三万二千五百円から三万五千円に、それぞれ引き上げるとともに、住宅または家財について支払った損害保険料について、保険期間等が十五年未満の短期の火災保険の場合は二千円を、保険期間等が十五年以上の長期の建物更生共済等の場合は五千円を、それぞれ限度としてこれを課税所得から控除する制度を創設することといたしております。

さらに、譲渡所得等の特別控除額について、現在の十五万円の定額控除額を免税点方式を加味した方式に改め、三十万円までの所得は課税しないこととするとともに、三十万円から四十五万円までの所得についての控除額を引き上げるほか、寄付金控除制度についても、控除対象限度額を現在の所得の一〇%から所得の二〇%に、控除額を現在の控除対象寄付金の二〇%から三〇%に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、所得税制の整備合理化措置の一環として、短期保育の資産の投機的な譲渡による所得に対する課税について、半額課税等の方式をとらないこととすること、芸能法人の受ける報酬または料金について新たに所得税の源泉徴収を行なうこととすること、勤労学生控除の対象となる勤労学生の要件のうち、合計所得の制限額を現在の二十万円から二十五万円に引き上げること、申告書の公示限度を現在の二百万円から五百万円に引き上げること、昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の簡素化をはかること等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

法人税法におきましては、中小企業者の税負担の軽減措置の一環として、普通法人の各事業年度の所得に対する法人税の軽減税率の適用限度額を現在の二百万円から三百万円に引き上げるとともに、同族会社の課税留保所得を計算する場合の控除額を、現在の所得金額の一五%と百万円とのいずれか大きい金額から所得金額の二〇%と百万円とのいずれか大きい金額に引き上げることといたしております。

次に、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近における道路輸送需要の著しい増大等に対処いたしまして、道路整備五カ年計画を改定することといたしましたが、これに伴い、道路整備財源の拡充をはかるため、揮発油税及び地方道路税の税率をそれぞれ一〇%引き上げる等の改正を行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

この法律案は、第一は、道路整備財源拡充の見地から、揮発油税及び地方道路税の税率を一〇%引き上げること、第二は、揮発油の未納税移入の手続を簡素化することを内容とするものであります。

すなわち、揮発油税の税率は現在一キロリットルにつき二万二千百円でありますが、これを二千二百円引き上げて、二万四千三百円とし、地方道路税の税率は現在揮発油一キロリットルにつき四千円でありますが、これを四百円引き上げて、四千四百円とするものであります。これにより、昭和三十九年度について、揮発油税百八十二億円、地方道路税三十三億円、合計二百十五億円の増収となる見込みであります。

なお、この税率引き上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十九年四月一日現在に、製造場及び保税地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税の税率で手持ち品課税を行なうこととしております。また、揮発油税及び地方道路税の税率の引き上げに伴い地方道路税法における揮発油税と地方道路税の配分について、現在揮発油税二百六十一分の二百二十一、地方道路税二百六十一分の四十となっておりますものを、揮発油税二百八十七分の二百四十三、地方道路税二百八十七分の四十四に改めることといたしております。

次に揮発油の未納税移入手続について、現在未納税で所定の場所に揮発油を移入した者は、移入した日から十日以内にその場所の所在地の所轄税務署長に移入申告書を提出することとなっておりますが、事務手続の簡素化をはかるため、所轄税務署長の承認を受けた場合は、移入をした日の属する月の翌月十日までに提出できることに改めるものであります。

最後に、自動車検査登録特別会計法案について御説明申し上げます。

政府におきましては、近年における自動車の激増に対処し、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善をはかる方針のもとに、所要の予算を計上して別途御審議をお願いしている次第でありますが、その経理につきましては、特別会計を設置してこれを一般会計と区分して行なうことが適当であると認め、ここにこの法律案を提案することといたした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、自動車の検査及び登録事務に関する経理を行なうことを目的とするもので、運輸大臣が管理することとしております。

第二に、この会計の歳入は、自動車検査登録印紙売り渡し収入及び付属雑収入とし、歳出は、事務取り扱い費、施設費及び一時借り入れ金の利子その他の諸費としております。

その他この会計の予算及び決算の作成及び提出に関し必要な事項をはじめとし、決算上の剰余金の処分、余裕金の資金運用部への預託、一時借り入れ金の借り入れ等について必要な事項を定めることとするとともに、この特別会計の設置に伴い必要な関係法の諸規定

の整備を行なうこととしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外三法律案についての提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十四日）

（揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭三九―法三二）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました八法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

これら三案は、税制調査会の臨時答申を受け、さらに政府が検討を加えた結果、昭和三十九年度税制改正として、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するとともに、企業資本の充実と設備の更新を促進するため企業課税の軽減を行なうほか、産業の国際競争力の強化、科学技術の振興等、所要の税制上の措置を講ずるため、平年度約千三百三十四億円の減税を行なおうとするものであります。

所得税法の一部を改正する法律案のおもな内容は、

第一に、最近における生計費の動向にかんがみ、課税最低限を引き上げるため、次のような諸控除の改正を行なっております。すなわち、基礎控除を一万円引き上げ、十二万円にするとともに、配偶者控除、扶養控除、専従者控除、給与所得控除をそれぞれ引き上げる等、その負担を軽減しております。この改正により、夫婦及び子三人の家族の場合で所得税を課せられない限度額は、給与所得者につきましては、現在の約四十三万円までが約四十八万円までに、青色申告の事業所得者につきましては、現在の約三十九万円までが約四十三万円までに引き上げられております。

第二は、その他、負担の軽減、税制の整備合理化をはかるため、退職所得の特別控除額、譲渡、山林、一時所得の特別控除額など、所得計算における特別控除額の引き上げ、生命保険料控除、損害保険料控除など所得控除の引き上げと創設、寄付金控除の税額控除の引き上げ、その他、三年未満の保有資産の譲渡に対する課税の適正化、及び芸能法人の受ける報酬または料金について新たに源泉徴収を行なうこととする等、所要の規定の整備をはかっております。

なお、本案につきましては、衆議院において、損害保険料控除の保険期間、共済期間が十五年以上のものは五千円を控除するとあるのを、十年以上、一万円に修正しております。この結果、所得税においては、修正減を含めまして平年度約七百三十九億円の減税となっております。

法人税法の一部を改正する法律案は、中小所得に対する負担の軽減と中小法人の内部留保の充実をはかるため、法人税の軽減税率の適用範囲を年三百万円以下と拡張するとともに、同族会社の留保所得に対する課税につき、この留保所得金額から控除する額の引き上げを行なうものであり、これに政令等で改められます耐用年数の短縮をも含めまして、平年度約四百九十二億円の減税となっております。

租税特別措置法の一部を改正する法律案のおもなる内容は、

第一に、輸出所得の特別控除制度はガット規定に抵触することもあり、これを期限の到来とともに廃止するものでありますが、輸出の振興はきわめて重要でありますので、企業の国際競争力の強化等に資するための諸措置を講じております。すなわち、輸出特別償却制度及び技術輸出所得控除制度の適用期間を延長するとともに、その拡充合理化をはかるほか、新たに、海外市場開拓準備金、中小企業海外市場開拓準備金及び海外投資損失準備金の諸制度を創設しております。

第二は、企業の資本充実及び資本市場の育成に資するため、支払い配当に対する法人税の軽減税率の引き下げ、証券投資信託の収益分配金についての源泉分離課税方式の採用、証券取引責任準備金制度の創設、増資登録税の適用期間の延長等の諸措置を講じております。

第三は、科学技術の振興に資するため、試験研究用機械設備等の特別償却制度の適用期間の延長と拡充をはかる等の措置を講じております。

その他、交際費の損金不算入制度の改善合理化措置、新築貸家住宅の特別償却割合の引き上げ措置、農地等にかかる贈与税についての納期限の特例措置、及び農業協同組合等の留保金に対する法人税の軽減措置を講ずる等、所要の改正を行なっております。

なお、これらの措置による減税額は、平年度約百二億円であります。

委員会におきましては、一橋大学教授木村元一参考人より意見を聴取する等、慎重審議を行なったのでありますが、おもなる質疑について申し上げますると、自然増収額に比して減税額が少な過ぎるのではないか、租税負担は西欧諸国に比して実質的には重いのではないか。税制調査会の答申を尊重すべきではないか、租税特別措置は納税モラルに悪影響を与えており、負担公平の見地からも縮小すべきではないか、税収の見積もり過大により徴税強化となるおそれはないか等の諸点でありますが、特に、輸出所得控除制度廃止による中小企業輸出業者に対する影響は甚大であるが、これに対しいかに対処していく考えか、また、消費生活協同組合を留保所得の特別措置適用対象に含めるべきではないかとの質疑に対し、大蔵大臣より、「中小企業に対する輸出振興税制の適用に万全を期する行政指導を行なうとともに、今後さらに中小企業に対する優遇措置を検討し、また、消費生活協同組合についても、今後実態を調査して善処したい」との答弁がありました。これらの質疑応答の詳細は、会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、三案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表し柴谷委員より、「現在の税制は、税金が重過ぎ、負担

の公平を欠いている。租税負担率より見て減税でなく増税であり、課税最低限が生活費に食い込んでいる。政府の企業課税政策に誤りがあり、不公平、不合理な租税特別措置の拡大をはかっている」との反対意見が述べられ、自由民主党を代表し栗原委員より、「三案は、自民党の二千億減税の公約を実現し、かつ税制調査会の答申を尊重したもので、中小所得者、中小企業の負担軽減、開放経済に向かうわが国経済の国際競争力の強化をはかったもので、妥当な措置である」との賛成意見が述べられ、公明会を代表して渋谷委員より、「国民生活安定の基本線は税金に苦しまないことであって、特に、開放経済下、国際競争力を持たない中小企業への影響は深刻なものが予想されるので、税制の抜本的な改革が望ましい」との反対意見が述べられ、民主社会党を代表して天田委員より、「税制調査会の答申と重要な点においてかけ離れており、現行の国民所得水準においては、租税特別措置は整理し、企業減税よりも所得減税を優先すべきである」との反対意見が述べられ、さらに、日本共産党を代表して鈴木委員より、「三案は不可解な大衆収奪を露骨化し、独占資本への奉仕を強化するものである」との反対意見が述べられました。

討論を終了し、三案についてそれぞれ採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における所得の増加に伴う個人財産の増加の状況等を考慮し、相続税及び贈与税の負担の軽減合理化をはかるため、相続税では、遺産にかかる基礎控除額の二百万円を二百五十万円と改めるものであり、また、贈与税では、基礎控除を引き上げ、年四十万円以下の財産贈与については課税されないこととしております。

委員会における質疑応答の詳細につきましては、会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十七年度より新たに課税され、現在暫定的に一〇%の軽減税率の適用を受けているアンサンブル式レコード演奏装置、パッケージ型ルームクーラー及び自動車用の冷房装置の三品目につき、その生産及び取引の実情並びに輸入品との競争力等を考慮し、その軽減措置をさらに二年間延長するとともに、未納税移入の手続の簡素合理化をはかる等、所要の規定の整備を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、物品税の抜本的検討を行なうべきこと、冷水器等について軽減措置を講じなかった理由等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるわが国の貿易外収支の動向及びわが国の港

湾経費が諸外国に比べ低位にある状況等にかんがみ、今回、とん税を、現行の入港ごと納付、トン当たり八円を十六円に、一年分一時納付、トン当たり二十四円を四十八円に、特別とん税を、現行の入港ごと納付、トン当たり十円を二十円に、一年分一時納付、トン当たり三十円を六十円に、それぞれ引き上げるほか、この改正に伴う所要の規定の整備をはかろうとするものであります。

委員会におきましては、今回の引き上げによる国内船主に対する影響、港湾経費の外国主要港との比較等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における地域開発の進展に伴い必要となります産業用地の供給をはかるため、譲渡を目的とする土地造成事業に対し、融資の道を開くとともに、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事及び参与の定数をそれぞれ一名増加しようとするものであります。

委員会におきましては、土地造成事業の融資基準、外債市場の現状と開銀債発行の見通し等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より、「民間企業の土地造成事業に対して融資の道を開くことは、投機を助長するものであるから反対である」旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、同公庫への出資の追加が、現在そのつど資本金額の改正を必要としているのを改め、今後は、政府が必要と認めるときは予算の定める金額の範囲内において追加出資ができることとし、また、従来、主務大臣の指定により同公庫の業務の対象となっていた土地造成事業を法律に明記するとともに、監事の権限を強化して、総裁または主務大臣に意見を提出することができるようにしようとするものであります。なお、主務大臣に対する意見の提出は、政府原案においては総裁を通じて行なうことになっておりましたが、衆議院において、これを直接提出できるよう修正されております。

委員会におきましては、公庫が北海道東北地方の開発に果たしてきた役割り、融資に対する延滞の状況、同地方における産業用地造成の見通し等について熱心なる質疑が重ねられましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野々山委員より、「公庫への出資の追加を政府が予算の定める金額の範囲内で行うことは、国会の審議権を縮小しようとするもので反対である」として、公庫の資本金額を「四十五億円」とする修正案

が提出され、また、民主社会党を代表して天田委員より、「追加出資の規定の改正は国会における審議をおろそかにするとともに、党略的に出資の追加を行なう道を開くもので反対であり、野々山委員提出の修正案に賛成する」旨の意見が述べられました。

討論を終了し採決に入り、まず、野々山委員提出の修正案について採決を行ないましたところ、少数をもって否決せられ、次いで、本案について採決を行ないました結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

◎法人税法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法二一）

一、提案理由（三月十四日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法二〇）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十九日）

○山中貞則君　ただいま議題となりました五法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもなる改正の内容は、中小企業者に対する税負担の軽減措置の一環として、普通法人の各事業年度の所得に対する法人税の軽減税率の適用限度額を、現在の二百万円から三百万円に引き上げるとともに、現在、税法上いわゆる同族会社が、毎事業年度の所得を留保した場合におきましては、その留保した所得金額から、その事業年度の課税所得の一五％相当額または百万円のいずれか多いほうの金額を控除し、その控除した残額について一定の累進税率による課税が行なわれているのでありますが、今回、その留保所得から控除する金額を、課税所得の二〇％相当額または百万円のいずれか多いほうの金額に引き上げて、中小法人の体質の改善向上をはかることといたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、企業の国際競争力の強化及び自己資本の充実、資本市場の育成並びに科学技術の振興等に資するため所要の改正を行なおうとするものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

まず第一に、輸出所得の特別控除制度が本年三月末の期限到来を待って廃止されざるを得ない国際環境下に置かれておりますので、開放経済の試練に耐えていくわが国輸出産業育成のため、諸外国の反応をも考慮しつつ、次の諸措置によって企業の国際競争力の強化等への効果を期待することといたしております。

すなわち、輸出割り増し償却制度を三年間延長し、制度の簡素合理化をはかるため、償却範囲額の算出方法等につき所要の改正を行なうとともに、技術等の輸出所得控除制度についても、その適用期限を五年間延長するほか、本制度の適用対象に新たに対外支払い手段を対価とするコンサルティング業務の収入、並びに運送業務の収入を含めることとし、あわせて控除割合の引き上げ措置を講ずることにしております。

また、海外市場の開拓に必要な特別の支出に備えるため、市場開拓準備金の損金算入制度を創設し、あわせて、中小企業が共同して市場調査等を行なうための費用として商工組合に賦課金を納付した場合は、一定金額の損金算入を認めるとともに、商工組合について

も、それに見合う中小企業海外市場開拓準備金の設定を認めることといたしております。

さらに、低開発地域に対する投資を促進するため、海外投資損失準備金制度を創設し、現地法人の株式の取得等、特定の投資について、その取得価額の二分の一以下の金額の損金算入を認めることといたしております。

第二に、企業資本の充実に資するため、支払い配当に対する法人税率を現在の二八%から二六%に軽減するとともに、これに準じて、年所得三百万円以下の部分に対応する支払い配当及び特別法人の支払い配当に対する税率もそれぞれ軽減することといたしております。

第三に、証券投資信託の収益分配金で、昭和四十年三月末日までに支払いを受けるべきものに対しては、新たに五%の源泉分離課税の道を開くとともに、証券取引上の事故による大衆投資家の被害に備えるため、証券取引責任準備金の損金算入制度を創設することといたしております。

第四に、科学技術の振興に資するため、現行の試験研究用機械設備等の特別償却及び開発研究用機械設備等の特別償却制度を統合拡大し、初年度において九五%当相額を償却できることとするとともに、鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却割合を、初年度一〇〇%に改めるほか、重要国産技術の開発と国際競争力の強化に資するため、一定の条件のもとに、国産第一号機械の取得につき、初年度三分の一の特別償却制度を創設することといたしておりま

す。

第五に、新築貸家住宅に対する割り増し償却割合の引き上げ、採鉱用機械設備の特別償却割合の引き上げ、重要産業用合理化機械の特別償却割合の縮減、工業用水法に基づく井戸から工業用水道への強制転換施設につき、初年度三分の一の特別償却制度の創設など、各種の特別償却制度について要望にこたえるための所要の改正を行なうこととといたしております。

第六に、海運業の再建整備に関する臨時措置法の趣旨にのっとり、海運業の再建整備を促進するため、外航船舶の減価償却に関し、償却不足額の五年をこえる繰り越し、または合併の場合における償却不足額の引き継ぎを認めることといたしております。

第七に、農業基本法、中小企業基本法、沿岸漁業等振興法等の趣旨に即応して、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合及び商工組合等のうち、一定の要件に該当するものについて、その留保金課税の特例措置を講ずるほか、森林組合の森林組合合併助成法に基づく合併の場合における清算所得に対する非課税措置について所要の改正を行なうこととといたしております。

第八に、医療法人のうち、公共性の高い内容を備え、公益の増進に著しく寄与する等、一定の要件に該当するものとして大蔵大臣の承認するものについては、一律に二八%の軽減税率を適用することといたしております。

第九に、わが国農業の近代化、生産性の向上に資するため、営農後継者の育成確保をはかるべく、農業を営む個人が推定相続人に農地を生前贈与して農業経営を行なわせる場合には、一定の条件のもとに、贈与税の納期限の延長等の特例措置を講ずることといたしております。

第十に、法人の交際費の損金不算入制度を三年間延長する反面、損金算入割合を引き下げる等、やや条件をきびしくする内容の改正を行なうこととしております。

以上のほか、石油資源開発株式会社の昭和三十四年三月及び昭和三十五年三月期の欠損金の繰り越し控除の特例、並びにブドウ糖混和糖水に対する砂糖消費税の軽減等について、実情に応じ所要の措置を講ずるとともに、本年三月末に期限の到来する開墾地等の農業所得及び土地改良事業施行地の後作所得に対する免税措置、航空機の通行税の軽減措置、増資登記に対する登録税の軽減措置、開拓農地の取得登記に対する登録税の特例措置等について、廃止を困難とするやむを得ない実情にあるものとして、それぞれ一年ないし三年その適用期限を延長することといたしております。

これらの法律案につきましては、中山税制調査会会長より参考人としての意見を聴取するほか、特に、租税特別措置法の一部を改正する法律案に関しましては、社会労働委員会との連合審査会を開き、医療法人課税問題について、阿部日本医師会副会長、荘医療法人協会会長を参考人として招致して意見を聞く等、慎重に審議を行なったのであります。

おもなる論議の内容は、法人税率、同族法人の留保所得課税、企業組合に対する税制、税制調査会の答申と政府案との相違点、租税特別措置と税負担の公平、医療法人に対する税制、交際費の損金不算入制度等でありましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで、有馬輝武君外十二名より租税特別措置法の一部を改正する法律案について修正案が提出されました。

修正案の内容は、政府改正案の全文を修正し、新規の特別措置は一切認めず、期限の到来するものについても、若干の項目を除いてこれを廃止し、さらに、利子課税の特例、配当課税の特例、価格変動準備金等現行の特別措置を廃止しようとするものであります。

かくして、これらの法律案並びに修正案につきましては、去る十七日、質疑を終了し、各案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して平林剛君より、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に反対、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成、自由民主党を代表して木村剛輔君より、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案に賛成、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案に反対、民主社会党を代表して竹本孫一君より、各案のいずれにも反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。次いで、採決に入りましたところ、まず、法人税法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決されました。次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案は少数をもって否決され、同法律案は多数をもって原案のとおり可決されました。

続いて、物品税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の趣旨は、他の課税物品との負担の均衡をはかる見地から、昭和三十七年度より新たに課税されることとなり、現在暫定的に一〇%の軽減税率の適用を受けている七品目のうち、アンサンブル式レコード演奏装置、パッケージ型ルームクーラー及び自動車用冷房装置の三品目につき、その生産及び取引の実情並びに輸入外国品との競争力等を考慮し、軽減税率の適用期限をなお二年間それぞれ延長するとともに、現在、未納税で所定の場所に課税物品を移入した者は、移入した日から十日以内に所轄の税務署長までその移入申告書を提出することになっておりますが、事務手続の簡素化をはかるため、税務署長の承認を受けた場合には、これを月まとめとすることができるよう改めることといたしております。

本案につきましては、慎重審議の結果、昨十八日、質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、多数をもって原案のとおり可決されました。

次に、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるわが国の貿易外収支の動向及びわが国の港湾経費が諸外国に比べてやや低位にある状況等にかんがみ、この際、とん税及び特別とん税をそれぞれ倍額に引き上げ、もって国際収支の改善に資するところあらしめようとするものであります。すなわち、開港への入港ごとに納付する場合につきましては、とん税を現行のトン当たり八円から十六円に引き上げるとともに、特別とん税を現行のトン当たり十円から二十円に引き上げるほか、開港ごとに一年分を一時に納付する場合につきましては、とん税を現行のトン当たり二十四円から四十八円に引き上げるとともに、特別とん税を現行のトン当たり三十円から六十円に引き上げることとしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における個人財産の増加状況及び農業経営の近代化と自立経営農家育成等の見地より、相続税及び贈与税の課税最低限を引き上げるほか、所要の規定の整備をはかろうとするものであります。

すなわち、まず第一に、相続税の総額を算出する場合の遺産にかかる基礎控除額を、現在の二百万円と五十万円に相続人の数を乗じて得た金額の合計額から、二百五十万円と五十万円に相続人の数を乗じて得た金額との合計額に引き上げるとともに、この相続税の総額を、各相続人の取得財産を基準として、各人別に案分する場合における取得財産にかかる基礎控除額を、相続人にあっては現在の五十万円から七十万円に、受遺者にあっては現在の二十万円から四十万円にそれぞれ引き上げることといたしております。

また、贈与税につきましても、基礎控除額を現在の二十万円から四十万円に引き上げるほか、この措置に関連して、三年以内に同一人から受けた贈与について累積課税をする場合の控除額基準を、現在の各年十万円から二十万円に引き上げることといたしております。

次に、一昨年民法の改正によって、相続人が存在しない場合の相続財産を、被相続人の特別縁故者に分与できる道が開かれたことに伴い、相続財産法人の特別縁故者が相続財産を取得した場合には、これを遺贈による取得とみなして相続税を適用することといたしております。

以上五法律案は、慎重審議の後、本十九日、質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三九―法二〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎物品税法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法二二）

一、提案理由（二月十八日）

○繊維政府委員　ただいま議題となりました物品税法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその大要を御説明申し上げます。

物品税につきましては昭和三十七年度においてその税負担を大幅に軽減するとともに、体系的な整備をはかったことでもありますので、昭和三十九年度におきましては原則として改正を見送ることといたしておりますが、昭和三十七年度の改正により新たに課税することとなった物品のうち、一部のものにつきましては、その軽減税率の適用期間を延長する等の必要があるので、ここに物品税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

第一は昭和三十七年度の新規課税物品のうち、アンサンブル式レコード演奏装置等三品目に対する軽減税率の適用期限の延長であります。

昭和三十七年度に、他の課税物品との負担の均衡をはかる見地から新たに課税されることとなったアンサンブル式レコード演奏装置等九品目のうち、基本税率が三〇％または二〇％とされている七品目につきましては、二年間、暫定的に一〇％に軽減することとしているのでありますが、このうち、アンサンブル式レコード演奏装置、パッケージ型ルームクーラー及び自動車用の冷房装置の三品目につきましては、いずれも開発後日の浅い商品であるため現在のところ輸入品との競争力も比較的弱く、量産によるコスト軽減の必要が痛感せられるとともに、その育成により将来輸出商品として大いに伸長することが期待されること等の観点から、その軽減装置をさらに二年間延長しようとするものであります。

改正案の第二は物品税の未納税移入手続の簡素合理化であります。

現在未納税で所定の場所に課税物品を移入した者は、移入した日から十日以内にその場所の所轄税務署長に移入申告書を提出することとなっておりますが、所轄税務署長の承認を受けた場合には、移入した日の属する月の翌月十日までに提出できることに改めようとするものであります。

なお、この法律案による改正規定は、本年四月一日から施行することとなっております。

以上が物品税法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十九日）

（法人税法の一部を改正する法律（昭三九―法二一）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法二〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎相続税法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法二三）

一、提案理由（二月二十五日）

○綾網政府委員　ただいま議題となりました相続税法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、相続税につきまして、相続税及び贈与税の負担の軽減合理化をはかるため、これらの基礎控除を引き上げるとともに、民法の一部改正に伴い相続財産法人から財産の分与があった場合における相続税の課税につき所要の規定の整備をはかる等の改正を行なうこととといたしました。

以下、この法律案についてその大要を御説明申し上げます。

第一は、相続税及び贈与税の課税最低限等を引き上げることであります。御承知のとおり、相続税の課税最低限は、中小財産階層について課税が生じないような配慮のもとに、その金額を定めているのでありますが、最近における所得の増加に伴う個人財産の増加の状況、さらには、今後における経済発展の見通し並びに農業経営の近代化と自立経営育成の必要性等を考慮いたしまして、この際、相当規模の農家及び中小企業その他一般世帯の中小財産階層に相続税の課税が生じないようにするため、現行の遺産にかかる基礎控除額について二百万円と相続人一人当たり五十万円との合計額を二百五十万円と相続人一人当たり五十万円との合計額に引き上げようとするものであります。また、贈与税の課税最低限につきましても、現在の財産価額の状況から見てきわめて少額な贈与が大部分であること及び相続税の課税最低限の引き上げとの関連を考慮して、贈与税の基礎控除額を現行の二十万円から四十万円に引き上げることとした次第であります。

なお、相続税の課税最低限の引き上げに関連して、各相続人及び受遺者の納付税額を計算する場合の控除額についても、現行の相続人については五十万円、受遺者については二十万円の金額を、相続人については七十万円、受遺者については四十万円に、それぞれ引き上げることとしております。

第二は、さきの民法の一部改正に伴う相続税法の規定の整備に関するものであります。御承知のとおり、民法の改正により、相続人が存在しない場合の相続財産については、被相続人と特別な縁故があった者に対し、相続財産の分与ができることとなりました。この場合の課税については、従来所得税を課税することとしていたのでありますが、その性格にかんがみ、これを遺贈による取得とみなして相続税を適用するとともに、その取得者について相続税の申告等の特別規定を設ける等その課税関係を明らかにいたしたものであります。

以上が相続税法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十九日）

（法人税法の一部を改正する法律（昭三九・法二一）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法二〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法二四）

一、提案理由（二月十九日）

（国立学校特別会計法（昭三九―法五五）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十九日）

（法人税法の一部を改正する法律（昭三九―法二一）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法二〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法二五）

一、提案理由（二月十二日）

○纐纈政府委員　ただいま議題となりましたとん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の貿易外収支の動向及びわが国の港湾経費が諸外国に比べやや低位にある状況等にかんがみ、今回、港湾経費の一つであるとん税及び特別とん税をそれぞれ倍額に引き上げ、もって国際収支の改善に資そうとするのが、この法律案の提案理由であります。

その内容は、とん税につきましては現行の入港ごと納付トン当たり八円を十六円に、一年分一時納付トン当たり二十四円を四十八円にそれぞれ引き上げ、特別とん税につきましては、現行の入港ごと納付トン当たり十円を二十円に、一年分一時納付トン当たり三十円を六十円にそれぞれ引き上げるとともに、この改正に伴う所要の規定の整備をはかろうとするものであります。

一方、現行の邦船外航船舶にかかる固定資産税につきましては、別途法律案を提出いたしまして、これを課さないこととすることを予定しておりますので、邦船につきましては、実質的に税負担の増加を来たさないものであります。

以上が、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十九日）

（法人税法の一部を改正する法律（昭三九―法二一）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法二〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法二六）

一、提案理由（二月四日）

○国務大臣（山村新治郎君）　行政管理庁長官をいたしております山村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題になりました臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明いたします。

この法律案は、臨時行政調査会設置法の効力を昭和三十九年九月三十日まで六カ月延長しようとするものであります。

臨時行政調査会は、行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上をはかることを目的として、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議するため、昭和三十六年十一月臨時行政調査会設置法によって総理府の附属機関として臨時に設けられ、一昨年二月十五日第一回の会議を開催して以来、今日まで鋭意調査審議を進めてまいったのであります。

しかしながら、御承知のとおり、現行の行政制度及び行政運営は複雑多岐にわたっており、したがって、調査会といたしましては、調査審議対象事項を広範にわたり取り上げざるを得ず、しかもそれらの事項の改善策については総合的に検討し、結論を得る必要があること等から審議に相当の時日を費やし、このため、調査会の存続期限の本年三月三十一日までには、現在審議中の事項全部について審議を了することは時間的に困難であることが明らかとなったのであります。調査会においては、終始きわめて熱心に調査審議が行なわれておりますが、いましばらく時間をかけて遺憾なきを期したいとの調査会の意向もありますので、政府といたしましては、この際、調査会の存続期限を本年九月末日まで六カ月延長し、審議事項すべてについて十分検討し、本調査会設置の趣旨を全うしたい所存であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

二、参議院内閣委員長報告（三月十八日）

○三木與吉郎君　ただいま議題となりました臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会設置法の効力を本年九月三十日まで六カ月延長しようとするものであります。

臨時行政調査会は、行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上をはかることを目的として、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議するため、昭和三十六年十一月、臨時行政調査会設置法によって総理府の付属機関として臨時に設けられたものでありますが、調査審議の対象が広範多岐にわたり、存続期限である本年の三月三十一日までには、現在審議中の事項全部について審議を終了することは時間的に困難であることが明らかとなったので、その存続期限を六カ月延長し、審議事項すべてについて十分検討し、本調査会設置の趣旨を全うしようとするものであります。

本委員会におきましては、山村行政管理庁長官、関係政府委員のほか、佐藤臨時行政調査会会長の出席を求めて審議に当たり、臨時行政調査会設置法の成立にあたり、両院の内閣委員会で付せられた附帯決議に対する政府並びに臨時行政調査会の態度、臨時行政調査会と行政審議会との関係、行政改革について臨時行政調査会で審議中であるにもかかわらず、多くの部局等を新設しようとする理由、会長声明に対する国民の反響、答申後における答申の実現を促進するための構想、専門委員の選考基準、いわゆる参与の性格、臨時行政調査会の期限の延長に関連して、その運営に欠陥があったのではないか、また調査の範囲を広げ過ぎたのではないか等のほか、苦情相談委員制度の法制化、審議会、調査会等に関連する諸問題等についても、きわめて熱心な質疑応答が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院内閣委員長報告（三月三十一日）

○徳安實藏君　ただいま議題となりました臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、臨時行政調査会の存続期限を本年九月三十日まで六カ月間延長しようとするものであります。

本案の審議にあたりましては、特に池田内閣総理大臣、佐藤臨時行政調査会長及び山村行政管理庁長官の出席を求め、慎重に審議を行ないました。

本日、質疑を終了いたしまして、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律

◎日本開発銀行法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法二七）

一、提案理由（三月六日）

○田中国務大臣　ただいま議題となりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

日本開発銀行が、設立以来、長期設備資金の融通により、わが国経済の再建及び産業の開発に寄与してまいりましたことは、御承知のとおりでありまして、今後とも同行の業務活動に期待するところはきわめて大きいものがあると考えます。

次に、今回提案いたしました改正案の概要を申し上げたいと存じます。

第一は、同行の業務として土地造成資金の貸し付け業務を追加することであります。近年、地域間の均衡ある発展をはかるため地域開発がますます重要なものとなっておりますが、この地域開発には企業の進出等に対処するため用地の造成が必要でございます。現行の日本開発銀行法におきましては、自己の事業の用に供する土地の取得につきましては融資を行なうことができることとなっておりますが、このたびこれに加えまして、経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する土地にあたっては、譲渡を目的とする土地の造成についても融資の道を開こうとするものであります。

第二は、理事及び参与の増員であります。同行の業務は、当初の基幹産業に対する融資のみならず、地域開発融資等、逐年多様化するとともに、その融資残高は、昨年十二月末において八千二百五十九億円の巨額に達しておりますので、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事の定員七名を八名に、参与の定員五名を六名に、それぞれ一名増加しようとするものであります。

本案については、開発銀行の業務の内容、貸し付けの状況、貸し倒れ準備金の積み立て及び取りくずし、改正案の内容と趣旨、人事等各般にわたり慎重に審議いたしました。

その結果、昨二十五日、藤井委員より質疑終局の動議が提出されましたので、多数をもってこれを可決いたしましたところ、社会党委員は全員退場されました。今日まで円満な運営を続けてまいりました当委員会として、事前に十分話し合ったとはいえ、まことに遺憾な結果になりましたことを非常に残念に思いますが、反面、本改正法は四月一日の施行を予定しており、年度内成立を期し得ない場合、行政事務に多大の支障を来たすばかりでなく、地域経済開発等にも悪影響をもたらすおそれもあり、参議院送付をこれ以上おくらせることは事実上許されない案件でありますため、委員長としては、やむなく直ちに討論に入りましたところ、岩動委員は自由民主党を代表して、また、竹本委員は民主社会党を代表して、それぞれ

初においては基幹産業に対する融資を中心に運営されておりましたが、その後地域開発融資等が加わるなど逐年多様化いたしておりますとともに、その融資残高も昨年十二月末においては八千二百五十九億円の巨額にのぼっております。このような同行の業務の推移にかんがみ、同行の業務の円滑な運営をはかるために理事及び参与の定数をそれぞれ一名増加しようとするものであります。

以上が提案理由の概要であります。

何卒御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十六日）

○山中貞則君　ただいま議題となりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

日本開発銀行は、長期設備資金の融通によりわが国経済の再建及び産業の開発に寄与することを目的として設置されたものでありますが、同行の業務活動を一そう円滑にするため、次のような改正を行なおうとするものであります。

第一は、同行の業務として土地造成資金の貸し付け業務を追加することであります。近年、地域開発がますます重要性を加えてまいりましたが、現行の日本開発銀行法では、自己の事業の用に供する土地の取得については融資を行なうことができることとなっている反面、譲渡を目的とする土地の造成については融資できないこととなっております。そこで、本案は、経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する土地にあっては、譲渡を目的とする土地の造成についても融資の道を開こうとするものであります。

第二は、理事及び参与の増員であります。同行の業務は、当初の基幹産業に対する融資のみならず、地域開発融資等、逐年多様化するとともに、その融資残高は、昨年十二月末において八千二百五十九億円の巨額に達しておりますので、同行の業務の円滑な運営をはかるため、理事の定員七名を八名に、参与の定員五名を六名に、それぞれ一名増加しようとするものであります。

本案については、開発銀行の業務の内容、貸し付けの状況、貸し倒れ準備金の積み立て及び取りくずし、改正案の内容と趣旨、人事等各般にわたり慎重に審議いたしました。

その結果、昨二十五日、藤井委員より質疑終局の動議が提出されましたので、多数をもってこれを可決いたしましたところ、社会党委員は全員退場されました。今日まで円満な運営を続けてまいりました当委員会として、事前に十分話し合ったとはいえ、まことに遺憾な結果になりましたことを非常に残念に思いますが、反面、本改正法は四月一日の施行を予定しており、年度内成立を期し得ない場合、行政事務に多大の支障を来たすばかりでなく、地域経済開発等にも悪影響をもたらすおそれもあり、参議院送付をこれ以上おくらせることは事実上許されない案件でありますため、委員長としては、やむなく直ちに討論に入りましたところ、岩動委員は自由民主党を代表して、また、竹本委員は民主社会党を代表して、それぞれ

賛成の意見を述べられました。次いで、採決いたしましたところ、本案は起立総員をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法二〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法二八）

一、提案理由（二月十八日）

○佐藤国務大臣　ただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

第一は、政府は予算で定める金額の範囲内において、北海道東北開発公庫に追加して出資することができることとし、この場合において同公庫はその出資額により資本金を増加するものとしようとするものであります。

同公庫は、北海道及び東北地方における産業の振興開発を一そう促進するため資金の増大をはかることが必要でありますので、別に御審議をいただいてあります昭和三十九年度予算案におきましては、同公庫に対して産業投資特別会計から十億円を追加出資することといたしております。

第二は、北海道東北開発公庫の監事の権限を明確にしようとするものであります。政府といたしましては、北海道東北開発公庫設立の目的が十分達成されるよう常に努力しているところでありますが、さらに同公庫の業務が適正かつ能率的に運用されるよう、監事の権限を明確にしようとするものであります。

第三は、北海道東北開発公庫の業務の範囲についての規定を整備することであります。

従来、公庫は北海道及び東北地方の産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業については、法律に基づく主務大臣の指定により、これをその業務の対象といたしておりますが、今後の当該地方の地域開発の進展に即応し、この際法律に土地造成事業を明記することがより適当であると考えますので、所要の改正をお願いするものであります。

以上が、この法律案の提案理由でありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（三月十三日）

（文部省設置法の一部を改正する法律（昭三九―法三六）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法二〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎地方税法等の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法二九）

一、提案理由（二月二十八日）

○早川国務大臣　ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由とその内容の大要を御説明申し上げます。

地方税につきましては、累次にわたる改正により、住民負担の軽減合理化をはかってまいったのでありますが、今後とも引き続きでき得る限り、住民負担の軽減合理化に努める必要があると存じます。ただ、地方財政の現状は逐次好転しておりますものの、地方行政の水準はなお低く、すみやかにその向上をはかることが必要であり、これに伴う所要経費の増大を勘案するときは、地方財政はなお予断を許さない状況にあります。したがいまして、明年度の地方税制の改正にあたりましては、このような地方財政の実情を考慮して、国において所要の財源措置を講ずることとして、市町村民税所得割の負担の不均衡是正、電気ガス税の税率引き下げ等一般的に住民負担の軽減合理化をはかりますほか、中小企業者の負担の軽減合理化を行ない、住宅建設の促進に資するための措置を講じ、あわせて道路整備計画の推進に伴う道路目的財源の充実をはかるため、所要の改正を行なうこととしたのであります。

なお、市町村民税所得割の不均衡是正に伴う減収額を補てんするため、地方債の発行を認めることとし、地方財政法について所要の改正を行なうこととといたしております。

以下順を追って、地方税制の改正の概要について御説明申し上げます。

第一は、市町村民税についてであります。市町村民税につきましては、低所得者の負担を軽減するとともに、市町村間の負担の不均衡を是正するため昭和三十九年度及び四十年度の両年度にわたって所得の改正を行なうこととしたのであります。すなわち、昭和三十九年度におきましては、市町村民税所得割の課税方式として、従来の本文方式のほかに、現行のただし書き方式を本文方式に近づけるため、経過的に、所得控除として基礎控除のほか扶養控除を行ない、かつ、事業専従者について青色申告者千六百円以上、白色申告者千円以上の税額控除をする課税方式をとることとし、昭和四十年度におきましては、課税方式につきまして従来のただし書き方式を廃止して、本文方式に統一し、税率につきまして準拠税率制度を標準税率制度に改めるとともに、市町村は、標準税率の一・五倍をこえて市町村民税の所得割を課することができないことに改正することといたしております。

このほか、道府県民税及び市町村民税につきまして、障害者、未成年者、老年者または寡婦についての非課税の範囲を年所得二十万円までに拡大いたしました。

第二は、事業税についてであります。事業税におきましては、中小企業者の負担の軽減をはかるため、個人事業税の事業主控除額を

二十二万円に引き上げるとともに、法人事業税の軽減税率の適用範囲を拡大し、普通法人については所得年百五十万円以下六%、所得年百五十万円超三百万円以下九%に、特別法人については所得年百五十万円以下六%にそれぞれ改めました。

なお、事業税の課税にあたりましては、国税における輸出特別措置の改正に関連し、海外市場開拓準備金にかかる損金算入制度等については、従来の方針どおり国税の例によらないことにいたしております。

第三は、不動産取得税についてであります。不動産取得につきましては、住宅建設の促進に資するため、新築住宅にかかる基礎控除額を百五十万円に、新築住宅用土地にかかる税額控除の基礎額を百五十万円か、または一戸当たり二百平方メートルを限度として新築住宅の床面積の二倍の面積の土地の価額かのいずれか高い額にそれぞれ引き上げました。

なお、このほか、免税点を土地、家屋についてそれぞれ引き上げるほか、公益法人が設置する看護婦等の養成所、農業生産法人が組合員等から現物出資を受けた土地などについて、現行規定との均衡等を考慮して、非課税といたしました。

第四は固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、新評価制度の実施に伴い、次の評価改訂の時期までの暫定措置として税負担の調整を行なうこととといたしました。すなわち、新評価制度の実施によりまして一般に土地の評価額は増加いたしますが、その税負担については、農地は昭和三十八年度の税負担をこえないようにし、農地以外の土地は昭和三十八年度の税負担に比し二割をこえて増加しないよう税負担の調整措置を講ずることといたしております。

また、住宅建設の促進に資するため、今後五年間に新築される住宅で一定の条件に該当するものについて、新築後三年度間に限り、税額を二分の一の額に軽減することとし、また一定の条件に該当する新築中高層耐火建築住宅については、この軽減措置の適用期間を、四階建て以下のものにあっては五年度間、五階建て以上のものにあっては十年度間といたしております。

さらに、中小企業者が新設した農林漁業及び中小企業経営の合理化のための機械設備等のうち租税特別措置法の規定の適用により特別償却を認められるもの及び地方鉄道業者または軌道経営者が事業の用に供する新造車両で一定の条件に該当するものにつき、取得後三年度間に限り、課税標準を二分の一の額とする特例を設け、負担の軽減を行なうとともに、公益法人が設置する看護婦等の養成所などについて固定資産税を課さないことなどの改正をいたしております。

このほか、国際収支の改善措置として行なわれる特別とん税の引き上げとも関連し、日本海運の現況よりみて今後五年度間に限り、外航船舶に対する固定資産税を免除することといたしました。

第五は、電気ガス税及び市町村たばこ消費税についてであります。

電気ガス税につきましては、住民負担の軽減をはかる趣旨から、その税率を一%引き下げて七%とすることとし、これに伴う減収を補てんするため、国からたばこ専売納付金の一部の移譲を受けて、市町村たばこ消費税の税率を一・六%引き上げ、一五%にいたしました。

電気ガス税については、このほか、新たにポリプロピレン等四品目の製造に使用する電気を非課税とし、また輸出振興に資するため、今後五年間に限り、綿糸等の製造に使用する電気にかかる税率を二%に軽減することといたしました。

第六は、軽油引取税についてであります。道路整備計画の改定に伴い、国、地方を通じて大幅な財源措置を講ずる必要がありますが、これを一般財源のみでまかなうことは、地方財政の現状にかんがみて、至難の状況にありますので、揮発油課税における税率の引き上げが予定されていることでもあり、軽油引取税の税率を一キロリットルにつき、一万五千円といたしました。

第七は、料理飲食等消費税についてであります。東洋ではじめてのオリンピックが今秋東京で開催され、これに伴って、オリンピック関係者のほか、外人客が多数来訪することが予想されるのであります。なお、オリンピックを機縁に、今後ますます観光を目的として、あるいは商用その他の目的で来訪する者が増加することが予想されます。これらの者の税負担を少しでも軽くして、わが国における滞在の印象をよくし、また、外人客を一そう多く誘致いたしますため、当分の間、外人客の飲食と旅館における宿泊に対しては、料理飲食等消費税を課税しないこととといたしました。

以上のほか、税制の合理化その他規定の整備を行なうこととといたしております。

以上地方税制の改正につきまして概要を御説明申し上げましたが、これに伴う地方税の減税額は、初年度であります昭和三十九年度におきましては、住民税で、負担の不均衡是正百五十三億円を含みまして百九十八億円、事業税百三十億円、不動産取得税三十億円、固定資産税五十一億円、電気ガス税七十二億円、料理飲食等消費税十四億円で合計四百九十五億円となるのであります。反面、国からの税源移譲による市町村たばこ消費税の税率の引き上げによる増収六十六億円、軽油引取税の税率の引き上げによる増収八十七億円があります。また、平年度におきましては、住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、電気ガス税等で減税額は八百八十億円になりますが、別に市町村たばこ消費税及び軽油引取税の増収百七十億円があるのであります。

最後に、市町村民税所得割りの減収補てんに関する地方財政法の改正について御説明申し上げます。

市町村民税の負担の不均衡是正にあたっては、市町村の行政水準が急激に低下することのないよう経過的に財源措置を講ずることが不可欠の要件であると考えたのであります。したがいまして、課税方式の統一及び標準税率制度の設定に伴う減収額については、市町村に地方債を越こすことを認め、昭和三十九年、四十年の両年度から五年度間にわたり、初年度においては減税額の全額、以下これを基準として漸次二割を逓減した額の地方債を起こす方式をとるもの

といたしました。

なお、別途これら地方債の元利償還に要する経費のうち、三分の二に相当する額については国が元利補給金を交付し、三分の一に相当する額については地方交付税の基準財政需要額に算入するものとする法律措置を講ずることとしております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその大要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

政府は、別途提案いたしております地方税法等の一部を改正する法律案によりまして、市町村民税について、低所得者の負担を軽減するとともに、市町村間における負担の均衡を確保する目的をもって、昭和三十九年度及び昭和四十年度の二年度にわたり、市町村民税所得割りの課税方式の統一と極端な超過課税の解消を行なうこととしたのでありますが、今回のこの減税は、その意義においても、その規模においても、画期的なものであり、関係市町村の財政に与える影響もまたきわめて大でありますので、この減税を円滑かつ確実に実施するためには、当面減税に伴う減収を補てんすることが必要であると考えられるのであります。これがため、減収額について、五年間を限り漸減的に減税補てん債の発行を認め、その元利償還に要する経費の三分の二の額については国が元利補給金を交付し、三分の一の額については地方交付税の算定上これを基準財政需要額に算入することによって、毎年度の元利償還に要する経費の全額について財源付与を行なうという財政上の特別措置を講ずることといたしたのであります。

これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

その一は、元利補給金の交付であります。

別途提案いたしております地方税法等の一部を改正する法律による改正後の地方財政法附則第三十三条の規定により関係市町村が起こした市町村民税減税補てん債については、国は、毎年度、当該市町村が支払った当該年度分の元利償還金の三分の二に相当する額の元利補給金を交付するものとしております。

その二は、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額への算入であります。

当分の間、関係市町村に交付すべき地方交付税の額の算定にあたっては、当該市町村が起こした市町村民税減税補てん債に係る当該年度分の元利償還金の額の三分の一の額を、全額、基準財政需要額に算入することとしておるのであります。

以上が、市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告（三月十九日）

（奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三九―法四三）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院地方行政委員長報告（三月三十一日）

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました二法案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案の内容について申し上げます。

本法律案は、地方税法を改正し、市町村民税について、二年度にわたって、ただし書き方式を廃止して本文方式に統一する等の措置を講じ、これに伴う減収額を補てんするため地方債の発行を認めること、固定資産税については、昭和三十九年度から実施される新評価による税負担の著しい変動を避けるため、三年間、農地は据え置き、その他の土地については二割をこえない範囲で調整措置を講ずること、事業税、不動産取得税、固定資産税、電気ガス税の軽減、軽油引取税の引き上げ等について所要の措置を講ずるほか、外人客に対する料理飲食等消費税を本年七月から十二月まで非課税とすること、その他所要の規定の整備を行なおうとするものであります。

次に、市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案の内容について申し上げます。

本法律案は、減税に伴う地方債の元利償還金について、国は市町村に対し、その三分の二に相当する額の補給金を交付することとし、また、他の三分の一については地方交付税に算入し、財政上特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提案理由説明聴取後、一括質疑を行ない、また参考人を招致する等、慎重審査を行ないましたが、その詳細は会議録で御承知願います。

かくて、三月三十一日、質疑を終局し、両法律案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して西田委員から、衆議院送付案どおり賛成の旨を述べられ、また日本社会党を代表して鈴木委員、公明会を代表して白木委員、並びに民主社会党を代表して基委員は、それぞれ衆議院送付案に反対の旨を述べられました。

かくて、両法律案についてそれぞれ採決を行ないましたところ、両法律案は、いずれも衆議院送付案どおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎印紙税法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法三〇）

一、提案理由（二月十八日）

（外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律（昭三九―法三三）の提案理由と一括して掲載）

二、参議院大蔵委員長報告（三月十三日）

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十七年四月以降、印紙貼用にかえて、印紙税現金納付表示器による印紙税納税制度が設けられておりますが、本案は、この制度の普及に伴い、納付手続等の規定の整備をはかろうとするものでありまして、すなわち、印紙税現金納付計器により納付印を押捺して、納税する制度を法律上明定すること、また計器の設置及び納付印の製造等についての承認制度を設け、計器の販売業者等について、その開廃業申告、記帳の義務及び検査受認義務の規定を設けるとともに、これらの違反行為に対する罰則規定を整備することにいたしております。

委員会の審議におきましては、計器による印紙税納付制度を法律上明定する理由、計器の使用状況及び印紙税法の全面改正に対する政府の方針等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正点の第一は、同行に対する追加出資の規定の整備であります。現在同行に対する出資の追加は、そのつど資本金額の改正を必要としておりまするが、今後は、政府が必要と認めたときには、予算の定める範囲内で出資の追加を行なおうとするものであります。

第二は、業務の追加であります。本法第十八条第三号による外国政府等に対する円借款は、同行及び甲種為替銀行十二行による協調融資方式によって行なわれておりますが、この貸し付けは長期無担保であり、債権確保上必ずしも十分とは言えない状況でありますので、市中銀行の協調融資分については、同行がその債務の保証を行ない、また、わが国から設備等の輸入または技術の受け入れを行なった者が、その国の国際収支上の理由から債務の履行ができない場合には、一定の条件のもとに、当該国の政府等に対し必要資金の貸し付けを行なおうとするものであります。

第三は、最近における同行の業務量の増大に対処するため、理事の定数を一名増加しようとするものであります。

委員会におきましては、追加出資の方式の改正と、同行の融資に対する国会の審議権との関係、わが国の輸出、特に社会主義諸国への輸出における同行の役割り、昭和三十九年度における同行の事業計画、船舶輸出と今後の長期的見通し、国際収支上の理由から債務の繰り延べを行なう場合の諸問題、同行の業務と、海外経済協力基金の業務との調整等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、この詳細は、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して成瀬委員から、「本案のように日本輸出入銀行の業務を追加することは、輸出振興上妥当な措置と認めるが、ただ、追加出資の方式を改めて、今後は法律改正を要しないものとすることは、同行の、公正にして、かつ適切な事業計画に基づく融資の確保に対する国会の審査の場を、実質的に排除しようとするもので賛成することはできない。したがって、出資の追加は現行どおり資本金額の改正によって行なうべき」旨の修正案を提出し、この修正を条件として本案に賛成するとの意見が述べられ、日本共産党を代表して鈴木委員から、「本案は、日本の独占資本の海外市場進出のため、不当不要な延べ払い輸出を行ない、その焦げつき債権の肩がわりを行なおうとするものであり、また、追加出資の規定の改正は国会の審議権を奪うものであるから反対である」旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決に入りましたところ、成瀬委員提出の修正案は多数をもって否決せられ、次いで本案について採決を行ないました結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

三、衆議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律（昭三九―法三三）の委員長報告と一括して掲載）

◎関税定率法等の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法三二）

一、提案理由（二月十九日）

（国立学校特別会計法（昭三九―法五五）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十四日）

（揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭三九―法三二）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭三九―法三二）の委員長報告と一括して掲載）

◎揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法三二）

一、提案理由（二月十四日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法二〇）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十四日）

○山中貞則君　ただいま議題となりました揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもな改正の内容は次のとおりであります。

まず第一に、今回政府は、実施後三年目に入っている総事業費二兆一千億円の現行道路整備五カ年計画を改定して、新たに三十九年度を初年度とする総事業費四兆一千億円の新五カ年計画を策定し、道路輸送需要の増大に対処いたそうとしておりますが、これに見合い、計画遂行に必要な特別会計の財源を確保充実するため、一般財源の拡大投入のほかに、揮発油税の税率を一キロリットルにつき二千二百円引き上げて二万四千三百円にするとともに、地方道路税の税率を一キロリットルにつき四百円引き上げて四千四百円といたしております。

第二に、現在、未納税で所定の場所に揮発油を移入した者は、移入した日から十日以内に所轄の税務署長までその移入申告書を提出することとなっておりますが、事務手続の簡素化をはかるため、税務署長の承認を受けた場合は、これを月まとめにすることができるよう改めております。

なお、税率の引き上げに伴い、昭和三十九年四月一日現在において、製造場及び保税地域以外の場所で合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対し、手持ち品課税を行なうこととといたしております。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、開放経済に向かうわが国経済の最近における情勢の変化に対応する等のため、関税に関する世界の動向にも留意しつつ、関税定率法、関税暫定措置法及び関税法の一部についておおむね次のような改正を行なおうとするものであります。

まず第一に、御承知のとおり、わが国の現行関税率表は昭和三十六年に全面改正を行ない、次いで貿易自由化の繰り上げ等に伴い、一昨年及び昨年の二回にわたり部分改正が行なわれて現在に至っているのでありますが、今回、さらにその後の経済情勢の変化等に伴い、関税率の調整を必要とする八十二品目について税率の引き上げまたは引き下げを行なうほか、従価税率から従量税率への切りか

え、従量従価選択税率への切りかえ、関税割り当て制度の廃止または採用等の措置を講ずることといたしております。

また、これらの品目のうち、鉛及び亜鉛については、その価格の安定に資するため、一定の安定価格帯を設け、この上限または下限をこえて実際の輸入価格が動くときには、従量税を自動的に増減させるいわゆるスライド関税制度を採用するほか、豚肉の国内卸売り価格が、畜産物の価格安定等に関する法律に基づいて定められる安定上位価格をこえて騰貴している場合には、輸入される豚肉について、期間を指定して、安定上位価格を上回る価格について関税の減免ができるようにするとともに、農薬用物品等の製造に使用される粗糖の関税については、一定の条件のもとに、一キログラムにつき二十円の軽減税率を適用することといたしております。

なお、さきに申し上げました品目のほか、本年三月末に期限の到来する暫定税率適用品目のうち、バター、小麦、マンガン鉱等四十五品目については、現在の暫定税率をなお一年間延長し、除虫菊エキス、発電機、ボイラー等二十一品目については、基本税率に戻すこととといたしております。

第二に、国産原油の円滑な引き取りを確保するため、国産原油を引き取る石油精製業者に対しましては、割り高な国産原油の引き取りによる負担増加の補てん措置として、その者が輸入原油について納付した関税のうち、揮発油にかかるものを還付する制度を新設いたしております。

第三に、イラク、ナイジェリア等の国より、わが国からの輸出物

資の輸入と見返りにわが国に輸入を強く要請されていることにかんがみ、デーツシロップの製造に使用するナツメヤシの実並びに落花生油の製造に使用する落花生を新たに減免税の対象に加えております。

以上のほか、本年三月末に期限の到来する重要機械類等の暫定免税規定等の適用期限を一年延長するとともに、関税法の端数計算に関する規定を合理化の方向に改正する等、所要の規定の整備をはかっております。

以上が改正の概要でありますが、本案につきまして、田澤吉郎君外二十三名より修正案が提出されました。

修正案の内容は、国内果実生産者に対する影響を考慮し、原案において五〇%に引き下げられているバナナの関税率を、なお一年間現行どおり七〇%の税率に据え置こうとするものであります。なお、この修正により、昭和三十九年度において約二十一億円の増収が見込まれております。

以上の二法律案及び修正案につきましては、慎重審議の後、去る十九日、質疑を終了し、各案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して堀昌雄君より、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案に反対の旨、民主社会党を代表して竹本孫一君より、揮発油税法及び地方道路税法等の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案に反対、関税定率法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。次いで、採決いたしましたところ、まず、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決されました。次に、関税定率法等の一部を改正する法律案につきましては、修正案は全会一致をもって、また修正部分を除く原案は多数をもって、それぞれ可決され、よって、本案は修正議決いたされました。なお、念のため本修正に対する政府の意見を聴取いたしましたところ、田中大蔵大臣より、やむを得ない旨の意見が述べられました。

最後に、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小所得者を中心としてその税負担の軽減をはかるとともに、あわせて税制の整備合理化を行なおうとするものでありまして、おもな改正の内容は次の諸点であります。

すなわち、まず、基礎控除を一万円引き上げて十二万円に、配偶者控除を五千円引き上げて十一万円にするほか、扶養控除のうち、五万円の控除額の対象となる年齢区分を、現在の十五歳以上から十三歳以上に引き下げ、その対象を拡大するとともに、十三歳未満の扶養控除額についても、現行より五千円引き上げて四万円といたしております。

また、専従者控除について、青色申告者の場合は二万五千円、白色申告者の場合は一万五千円、それぞれ現行より引き上げるとともに、給与所得控除についても、定額控除を一万円引き上げて二万円に、控除の限度額を二万円引き上げて十四万円にいたしております。

また、生命保険料控除については、支払い保険料の全額が控除される限度額を現在の一万五千円から二万円に、その控除の最高限度額を現在の三万二千五百円から三万五千円に、それぞれ引き上げるとともに、住宅または家財について支払った損害保険料について、新たに損害保険料控除制度を設け、その控除の限度額を、短期の火災保険の場合は二千円、長期の建物更生共済等の場合は五千円といたしております。

さらに、退職所得の特別控除額について、現在の在職期間の年齢区分を廃止して、一律に勤務年度一年につき五万円とすることにより、退職所得控除の一そうの充実をはかっております。

次に、譲渡所得の特別控除について、現在の十五万円の定額控除方式を免税点方式を加味した方式に改め、所得三十万円までは全額を控除するほか、三十万円から四十五万円までの所得についての控除額を引き上げて優遇する反面、短期保有の資産の譲渡による所得については、投機的行為を制限する意味において、半額課税等の方式から除外いたしております。

また、寄付金控除制度についても、控除対象限度額及び税額控除額を引き上げております。

以上のほか、勤労学生控除の対象となる勤労学生の要件、申告書の公示限度、芸能法人の受ける報酬または料金等についての所得税制を、実情に即するよう所要の改正を行なっております。

なお、本改正案につきましては、当初案のうち、別表第三、給与所得の所得税源泉徴収額表の数字中、一部に計算上の誤りがありま

したため、政府よりこれを修正いたしたい旨の申し出があり、去る十九日本院においてこれを承諾することに決しましたが、単なる事務上の誤りで、しかも大蔵省自体の再計算によって未然にその措置がとられたとはいえ、三十九年度予算案自体は、歳入面の計算違いが論議される以前にすでに本院を通過しており、事務上の計算違いとして看過するにはあまりにも重大な問題といわねばなりません。大蔵大臣からも本委員会において遺憾の意を表明されましたが、事、大蔵省の事務能力に対する国民の信頼感にも悪影響を与えるおそれもあり、大蔵省当局の猛反省を望むとともに、今後かかる誤りの絶対に発生しないよう、電子計算機の取り扱い当事者の一そうの習熟をはかる等、万全の措置を講ぜられるよう、委員会としても強く要望しておきます。（拍手）

なお、本改正案による所得税の減収見込み額は、初年度において約六百四十九億円、平年度において約七百三十七億円とされております。

本案につきましては、中山税制調査会会長より参考人としての意見を聴取する等、慎重な審議を続けました。おもなる論議の内容は、三十九年度税制改正の基本的態度、租税負担率、自然増収と減税規模、税制調査会の答申と政府案との相違点、所得税の課税最低限、給与所得控除、配偶者控除、専従者控除、損害保険料控除、源泉徴収制度等でありましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで、本案に対しまして、金子一平君外二十三名より修正案が提出されました。

修正案の内容は、損害保険料控除のうち、長期の建物更生共済等の保険料について、最近における当該保険契約の状況並びに短期保険との権衡等に顧み、本制度の適用要件としての契約期間を、原案の十五年以上から十年以上に引き下げるとともに、その控除限度額を原案の五千円から一万円に引き上げようとするものであります。

なお、この修正による減収額は約二億円と見込まれますが、さきに御報告申し上げましたとおり、関税定率法等の一部を改正する法律案中、バナナに対する五〇％の関税率を七〇％に引き上げる旨の委員会修正がなされ、これにより約二十一億円の増収が見込まれますので、予算の執行上別段支障がないものと思考されます。本修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしましたところ、田中大蔵大臣より、この修正が農家の住宅対策の一環として行なわれるものであることを考慮するときは、やむを得ないものと考える旨の意見が述べられました。

かくして、本案並びに修正案につきましては、去る十九日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して平林剛君より原案に反対、自由民主党を代表して砂田重民君より修正案及び原案に賛成、民主社会党を代表して竹本孫一君より修正案に賛成、原案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。次いで、採決いたしましたところ、修正案は全会一致をもって、また、修正部分を除く原案は多数をもって、それぞれ可決され、よって、本案は修正議決いたされました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、道路整備計画の改訂に伴う所要財源の確保をはかるため、揮発油税及び地方道路税の税率をそれぞれ一〇％引き上げ、一キロリットル当たり揮発油税を二万四千三百円、地方道路税を四千四百円とする等、所要の規定の整備を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、揮発油税の引き上げ措置が、中小企業者、運送業者に及ぼす影響、農林漁業用の揮発油に対する減免措置等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の経済情勢の変化に対応するため、関税定率法、関税暫定措置法及び関税法の一部について、所要の改正を行なおうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自動車検査登録特別会計法案について申し上げます。

本案は、道路運送車両法の規定による自動車の検査及び登録の事務に関する経理を、一般会計と区分して明確にするため、新たに特別会計を設置することとし、これに必要な諸規定を設けようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知を願います。質疑を終了し、採決の結果、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律

本案は、飼料需給安定法の規定により、政府が行なう輸入飼料の買い入れ、売り渡しに関する経理を明確にするため、食糧管理特別会計に新たに輸入飼料勘定を設けることとし、必要な規定を整備しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して鈴木委員より反対、民主社会党を代表して天田委員より賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

◎外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法三三）

一、提案理由（二月十八日）

○政府委員（齋藤邦吉君）　ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

わが国は、世界経済の趨勢に即応し、国際分業を通じて経済活動の効率を高め、わが国経済の一そうの繁栄をもたらすため、開放経済体制への移行を進めており、その一環として、来たる四月一日を目途に国際通貨基金協定第八条に規定する義務を受諾することとして着々諸般の準備を進めているのでありますが、これに伴い外国為替、外国貿易その他の対外経済取引に関する法制を整備することが必要となっているのであります。

次に、今回提案いたしました法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一は、外国為替及び外国貿易管理法の一部改正であります。

現行の外国為替及び外国貿易管理法は、外国貿易及び外国為替の適正な管理を行なうことを目的といたしておりますが、このため、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律

貿易及び貿易外取引を通じ、外貨資金の使用はすべて外国為替予算の範囲内で許されるものと規定しているのであります。ところで、わが国が国際通貨基金八条国へ移行するためには、輸入代金の支払いのような経常的国際取引のための支払いに対する為替制限を撤廃しておくことが必要となりますので、外国為替予算制度を廃止することとし、このため所要の改正を行なうこととといたしました。

また、外国為替予算制度の廃止に伴いまして、外国為替予算の作成を主たる任務としております閣僚審議会はその存在理由がなくなりますので、これを廃止することといたしました。

さらに、現行の輸入貿易の管理は、外国為替予算を前提として行なっておりますが、外国為替予算制度の廃止に伴いまして、今後の輸入貿易の管理は、為替制限によらない方法でこれを行ない得るように所要の改正を行なうこととといたしました。

第二は、外資に関する法律の一部改正であります。

その第一は、外国為替予算制度の廃止に伴う規定の整理でありまして、外資に関する法律に基づいて対外送金が認められるものの支払い予定額を外国為替予算に計上する制度を廃止することといたしました。

その第二は、届け出のみによる株式または持ち分取得制度の廃止であります。従来、外資に関する法律では、外国投資家の株式取得には原則として主務大臣の認可を要することとし、例外として、新株の取得であって、果実または元本の回収金の送金を希望しないものについては事後の届け出で足りることにしていたのであります

が、今後は送金希望のない新株取得についても認可を要することとするよう改正しようとするものであります。

これは、外資の導入についてはすべて許認可を要することとするかわりに、許認可を受けて導入された外資の果実及び元本の対外送金は幣害のない限り自由に認めることとして、外資導入に関する制度の一元化をはかろうとする方針に基づき、昨年七月一日以降は、外資に関する法律上は届け出のみで足りる場合にも、非居住者につきましては、外国為替及び外国貿易管理法の許可を要することといたしておりましたのを、法律改正の機会に、外国投資家による株式または持ち分の取得は、すべて外資に関する法律の認可を受けなければならないたてまえとするよう整理をしたものであります。

その第三は、契約期間または対価支払い期間が一年をこえる技術援助契約の締結並びに受益証券、社債及び貸し付け金債権の取得に関する規制の一元化であります。

従来、これらの外資につきましては、その対価、果実または元本の回収金の対外送金を希望する場合にのみ外資に関する法律の認可を要することとし、それ以外の場合は外国為替及び外国貿易管理法の規制を受けることとしておりましたが、適用法律を一にし制度を簡素化するため、今後は、送金希望の有無にかかわらず外資に関する法律の認可を要することとするよう改正しようとするものであります。

その第四は、外国為替公認銀行への事務の一部委任であります。

これは、従来、主務大臣の事務の一部を日本銀行に委任し得ることとなっておりましたのを、国際経済取引の自由化を促進し、外資導入関係事務処理の円滑化をはかるため、さらに外国為替公認銀行にも委任し得るよう改正しようとするものであります。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、去る昭和三十七年四月以降、印紙貼用にかえて、印紙税現金納付表示器による印紙税納税制度を設けているのでありますが、その普及に伴い、納付手続、納付印の検査取り締まり等について現行規定の整備をはかる必要が生じてまいりましたので、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を申し上げます。

第一に、印紙貼用にかわる納税方法として、印紙税現金納付計器により、納付印を押捺して納税する印紙税納税制度を法律上特掲することとしております。

第二に、印紙税現金納付計器の設置及び納付印の製造等についての承認制度を設け、印紙税現金納付計器の販売業者または納付印の製造業者等について、その開廃業申告、記帳の義務及び検査受忍義務の規定を設けるとともに、これらの違反行為に対する罰則規定を整備することとしております。

第三に、印紙税にかかわる過誤納額について、現金で納付する印紙税に充当することができよう規定を設けることとしております。

以上が外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案並びに印紙税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、参議院大蔵委員長報告（三月十八日）

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、わが国が開放経済体制移行への一環として、本年四月一日より国際通貨基金協定第八条に規定する義務を受諾することに伴い、外国為替、外国貿易その他の対外経済取引に関する体制を整備しようとするものであります。

その概要を申し上げますと、第一は、外国為替及び外国貿易管理法の一部改正でありまして、わが国が国際通貨基金八条国へ移行するためには、経常的支払いに対する為替制限を撤廃しておく必要がありますので、外国為替予算制度を廃止するとともに、外国為替予算の作成を主たる任務としております閣僚審議会も同時に廃止し、また今後の輸入貿易の管理は、為替制限によらない方法、すなわち数量規制を行ない得るようにいたそうとするものであります。

第二は、外資に関する法律の一部改正でありまして、外国為替予算制度の廃止に伴い、導入外資の対価、果実等の支払い予定額を外国為替予算に計上する制度を廃止し、また、契約期間もしくは支払い期間が一年をこえる技術援助契約の締結、または株式の持ち分、受益証券、社債もしくは貸し付け金債権の取得について、対外送金の希望の有無にかかわらず外資法の認可を受けさせる等、所要の改正を行なおうとするものであります。

本案の審査におきましては、池田総理をはじめ、外務、大蔵、農林、通産、運輸、労働、経済企画の各大臣の出席を求め、開放経済体制移行の意義、移行後の国際収支、外貨準備高の見通しと貿易外収支改善策としての海運対策の具体的内容、貿易自由化の今後の段取りと、わが国産業界、特に農業、中小企業、労働の各部門に及ぼす影響とその対策、今後の経済外交の基本的態度と低開発国に対する援助方針の大要、開放体制下における財政金融政策のあり方と、関連事項としての公債発行及び日銀法改正問題、ＩＭＦ八条国移行と日米友好通商航海条約との関連、ＯＥＣＤ加盟と労働組合諮問委員会との関連等について、熱心な質疑応答が行なわれたのでありますが、その詳細は、会議録によって御承知おき願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野々山委員より、「金解禁にも比すべき画期的な措置を国会審議に付す以前に政府のみで処理したこと、一つの国家群に加担することは、日中問題等の進展に支障を来たすこととなり、時期尚早と思われること、また、今後慢性的赤字基調を克服しがたい国際収支の面、あるいは金融引き締めの強化によって、今後労働条件を悪化させることを予想されるので、現在のような不十分な体制のまま開放経済体制へ突入することは反対である」との意見が述べられ、次いで、自由民主党を代表して日高委員より、「開放経済への移行は、日

本経済の将来の発展を期するために、多少の犠牲を払っても強行されなければならない必然的な措置であること、すでに十分な準備体制がとられているので、産業界の混乱を招来する懸念は考えられないこと、また、国際収支の見通しについても、海運対策や輸出振興策の効果が期待せられ、特に憂慮する必要はないと認めるので賛成する」との意見が述べられ、最後に、日本共産党を代表して鈴木委員より、「本案は、わが国経済を自由主義諸国の閉鎖的経済ブロックへ加入せしめて破局に導くものであり、中小企業及び農業の困窮、労働者への収奪をさらに強めるものであるから反対する」との意見が述べられました。

かくて討論を終わり、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

三、衆議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

○山中貞則君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが国は、世界経済の趨勢に従い、開放経済体制への移行を進めており、その一環として、四月一日から国際通貨基金八条国へ移行するのに伴い、加盟国の義務として、国際収支上の理由で経常取引のための支払い及び資金移動について為替制限をしてはならないことになりますので、この法律案は、これに即応して、外国為替、外国貿易その他の対外経済取引に関する法制を整備しようとするものであります。

この法律案の概要を申し上げますと、

まず第一は、外国為替及び外国貿易管理法の一部改正であります。

すなわち、経常取引のための支払い及び資金移動に対する為替制限を撤廃しておく必要がありますので、外国為替予算制度を廃止するとともに、外国為替予算の廃止に伴い、外国為替予算の作成を主たる任務としている関係審議会も廃止しようとするものであります。

さらに、外国為替予算制度の廃止に伴い、今後の輸入貿易の管理は為替制限によらない方法でこれを行ない得るように所要の改正を行なうものであります。

第二は、外資に関する法律の一部改正であります。

その第一は、外国為替予算制度の廃止に伴い、導入外資の対価、果実、元本、補償金等の支払い予定額を外国為替予算に計上する措置を廃止することであります。

その第二は、外国投資家による株式または持ち分の取得は、すべて外資に関する法律の認可を受けなければならないこととし、そのかわり、認可を受けて導入された外資の果実及び元本の対外送金は、幣害のない限り自由に認めることにしております。

その第三は、契約期間または対価の支払い期間が一年をこえる技術援助契約の締結並びに受益証券、社債及び貸し付け金債権の取得については、その対価、果実または元本の対外送金の希望の有無にかかわらず、外資に関する法律の認可を要することにするものであります。

その第四は、従来、主務大臣の事務の一部を日本銀行に委任し得ることになっておりましたのを、さらに外国為替公認銀行にも委任し得るようにいたしております。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、印紙税の納付方法の一つとして、納税者の便宜に供するため、印紙の貼用にかえ、昭和三十七年四月以後、法律の委任に基づき、大蔵省令によって採用されてきております印紙税現金納付計器による納税制度について、その普及状況に顧み、これを法律に明定し、計器の設置及び納付印の製造等に関し、承認制度を設けるとともに、計器の販売業者または納付印の製造業者等につき、その開廃業申告、記帳義務及び検査受認義務の規定を設けるほか、これらの違反行為に対する罰則規定を整備しようとするものであります。

また、以上のほか、印紙税にかかる過誤納額を、現金で納付する印紙税に充当することができるよう所要の措置を講ずることにしております。

以上両法律案は、参議院先議の後、本院に送付されたものでありまして、当委員会において慎重に審議し、特に外為法及び外資法改正案については、国際収支と外貨準備高、海運収支等貿易外収支の改善策、観光渡航の自由化、輸出振興と国産愛用、外資導入と中小企業等国内産業の保護、共産圏貿易、低開発国援助等について、熱心な質疑が行なわれました。

次いで、本日、質疑を終了し、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、堀委員は日本社会党を代表して本案に反対する旨、また、竹本委員は民主社会党を代表して賛成する旨の意見を述べられました。次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決となりました。引き続き、印紙税法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって本案は原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法三四）

一、提案理由（二月十九日）

○河野国務大臣　ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の道路整備緊急措置に基づきまして、昭和三十六年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定し、これにより道路整備事業を推進し、今日まで相当の実績をあげてまいりましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、最近の目ざましい経済の成長に伴いまして、道路輸送需要は計画策定当時の予想をはるかに上回って著しく増大しつつあり、現行計画によりましては、とうていその需要に応ずることができないことが明らかになってまいりました。

また、現行の計画策定後の新情勢、たとえば全国総合開発計画、新産業都市建設計画の樹立に即応いたしまして、産業開発のための道路整備を強力に促進することが必要となってまいったのであります。

ここにおいて、政府といたしましては、以上の情勢に対処するため、現行の道路整備五カ年計画を改定拡充し、昭和三十九年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画を樹立し、道路の改良と近代化を促進し、輸送の隘路を打開するとともに、先行的道路投資を行ない、産業経済の基盤の強化をはかることといたしたのであります。

このような観点から、計画策定の根拠法である道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

改正の第一点といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、現在実施中の道路整備五カ年計画を改定して、新たに昭和三十九年度を初年度とする新道路整備五カ年計画を策定することといたしたことであります。

第二点といたしましては、道路の改築で土地区画整理事業にかかわるものの費用につきましては、従来、土地区画整理法に定めるところにより、国がその費用の二分の一を負担しまたは補助してきたのでありますが、昭和三十九年度以降五カ年間におきましては、国がその費用の三分の二を負担しまたは補助することができる旨の特例を設けることといたしたことであります。

第三点といたしましては、道路整備計画の一環として実施しております積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する計画につきまして、新道路整備五カ年計画と計画期間の調整をはかるため、昭和三十九年度以降の毎五カ年を各一期とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画を策定することといたしたことであります。

その他、これに関連いたしまして、関係規定の整備を行なうことといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨でありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告（三月二十六日）

○丹羽喬四郎君　ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における交通需要の急激なる増加にかんがみ、道路を緊急に整備して経済基盤の強化に寄与するため、新たに昭和三十九年度を初年度とする道路整備五カ年計画を定める等、道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、建設大臣は、新たに昭和三十九年度を初年度とする道路整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること、第二に、昭和三十九年度以降五カ年間における地方公共団体に対する道路の改築で土地区画整理事業にかかるものに関する国の負担金の割合または補助金の率については、土地区画整理法の規定にかかわらず、三分の二の範囲内で政令で特別の定めをすることができるものとすること、第三に、建設大臣は、昭和三十九年度以降の毎五カ年を各一期として、積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること等であります。

本案は、去る二月十八日本委員会に付託され、同月十九日提案理由の説明を聴取、自来、参考人より意見の聴取を行なう等、慎重に審査いたしたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。かくて、三月二十四日、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院建設委員長報告（三月三十一日）

○北村暢君　ただいま議題となりました二件につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案は、最近の著しい経済の成長に伴う道路輸送需要の増大と新情勢に即応するため、現在実施中の道路整備五カ年計画及び積雪寒冷特別地域の道路交通確保五カ年計画を改定し、昭和三十九年度を初年度とする総事業費四兆一千億円の五カ年計画を策定するとともに、道路の改築で土地区画整理事業に対するこれまでの国の負担率または補助率を三分の二に引き上げることができる特例を設けたことであります。

本委員会におきましては、本案の重要性にかんがみ、参考人を招致し、意見を徴するなど、慎重な審議を重ねてまいったのでありますが、詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終了、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

◎国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法三五）（衆）

一、提案理由（三月二十八日）

○福永健司君　ただいま議題となりました、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。国会議員の秘書のうち、給料月額三万八千五百円を受ける秘書に支給する滞在雑費及び閉会中雑費の額を改定しようとするものでありまして、その内容は、滞在雑費の日額四百五十円を五百五十円に、また、閉会中雑費の月額六千七百五十円を八千二百五十円に、それぞれ増額改定し、昭和三十九年四月一日から施行しようとするものであります。

議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。（拍手）

二、参議院議院運営委員長報告（三月三十一日）

○田中茂穂君　ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本法律案は、国会議員の秘書のうち、月額三万八千五百円の給料を受ける者の滞在雑費の日額現行四百五十円を五百五十円に、また、閉会中雑費の月額現行六千七百五十円を八千二百五十円に改めようとするものであります。

なお、この法律は、昭和三十九年四月一日から施行することになっております。

議院運営委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

（註）　衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎文部省設置法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法三六）

一、提案理由（二月十八日）

○灘尾国務大臣　今回政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、文部省の職員の定員を合計において三千八百七十九人増加するものであり、その大部分は、来たる四月から新設され、または拡充されます国立学校の教職員の増員に関するものであります。

すなわち、国立学校におきましては、大学の学部学科、大学院等の新設、拡充、国立工業高等専門学校十二校の新設、大学附置研究所等の新設整備をはかるため、これに要する教職員の新規増員並びに学年進行による増員を合わせ、教職員三千八百四十二人の増員を必要といたすのであります。

次に、教科書無償給与の拡充、国立学校特別会計制度の実施及び国立文教施設整備にかかる事業量の増大等に対処するため、本省内部部局において二十一人を増員し、国立青年の家の新設整備等を行なうため、所轄機関において六十四人の増員を行なうことといたしております。

次に、文部省の外局であります文化財保護委員会におきましては、四十八人の減員を行なうこととといたしております。これは、昭和九年より本省直轄工事として実施してまいりました姫路城の修理工事が、本年度をもちましておおむね終了することとなりましたので、七十一人を減じ、平城宮あとの発掘調査の促進等により二十三人を増員することによるものであります。

以上による増減の結果、文部省の職員の定員は、三千八百七十九人を加え、合計九万三百四十四人といたしたいのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（三月十三日）

○徳安實藏君　ただいま議題となりました二法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

文部省設置法の一部を改正する法律案は、文部省職員の定員を、本省において三千九百二十七人増員し、文化財保護委員会において四十八人の減員を行なおうとするものであります。

本法案は、一月二十九日付託、二月十八日提案理由の説明を聴取、二月二十七日より質疑に入り、慎重審議を行ない、三月十二日、質疑を終了、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案は、政府の公庫に対する追加出資、公庫の監事の権限、公庫の業務の範囲についての規定をそれぞれ整備せんとするものであります。

本法案は、二月六日付託、二月十八日提案理由の説明を聴取、二月二十八日より質疑に入り、慎重審議を行ない、三月十二日、質疑終了、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党より共同修正案が提出されました。その内容は、監事の権限中、「総裁を通じて」とあるを削除しようとするものであります。また、山内広君より、政府の公庫に対する追加出資に関する改正規定を削って資本金を四十五億円とする旨の修正案が提出されました。右修正案及び原案につき討論が行なわれた後、採決に入り、三党共同修正案は全会一致をもって可決、次に、山内広君提出の修正案は起立少数をもって否決、修正部分を除く原案は起立多数をもって可決、よって、本法案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（三月三十一日）

○三木與吉郎君　ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、文部省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、文部省の職員の定員を三千八百七十九人増員しようとするものでありまして、その大部分は国立学校の新設並びに拡充に伴う教職員の増員に関するものであります。

文部省設置法の一部を改正する法律

委員会におきましては、大学付属病院の無給医局員の処遇に関する具体策、四十一年度以降に予想される大学生急増対策、国立青年の家設置についての将来の構想、学校警備員の問題、姫路城修理工事終了に伴い減員される七十一名の職員の処遇等について質疑がありましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、通商局に国際経済部を、企業局に産業立地部をそれぞれ新設すること、産業構造調査会と産業合理化審議会を統合して産業構造審議会とすること、産炭地域振興審議会の設置期限を延長すること、通商産業省の定員を二百六名増員すること等であります。

委員会におきましては、産業構造審議会の目的及びその運営、特許庁の審査、審判の事務処理について、昨年の当委員会の附帯決議にもかかわらず、その後、未処理件数がさらに増加している理由及びこれを解消するための対策等について質疑が重ねられましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

◎通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法三七）

一、提案理由（二月十八日）

○福田（一）国務大臣　通商産業設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

通商産業省におきましては、国際経済情勢の推移に対処し、また国内経済の発展に即応した行政機構を整えるよう検討してまいりましたが、このたび成案を得るに至りましたので、ここに本改正法律案を提案することといたしました。

改正の第一点は、通商局に国際経済部を新設することであります。

御承知のとおり、わが国の貿易自由化率はいまや九二%をこえてはほぼ先進国並みの水準に達し、さらに昨年二月にはＩＭＦ八条国への移行勧告を、また七月にはＯＥＣＤ加盟への正式招請をそれぞれ受ける等、わが国経済は開放経済体制に向かって大きくその歩を進めつつあります。このような国際経済情勢の推移に伴い、国際経済関係の事務のうち通商産業省の所掌に属するものも、これまでのガット、ＩＭＦに関する事務等のほか、新たにＯＥＣＤ対策等が加わり、量的にも質的にも著しく拡大するに至りました。しかもこれらの業務は複雑であり、かつ相互に関連するところが多いため、今回通商局に国際経済部を新設し、対外的にも省内的にもその組織を明確にして、本問題を統一的に処理し得る体制を確立することとした次第であります。

改正の第二点は、企業局に産業立地部を新設することであります。

わが国経済の高度かつ均衡ある発展をはかるためには、工業の適正配置を通じてその合理的な地方分散を促進し、地域間の経済格差を縮小するとともに、産業公害の防止等地域住民の福祉の向上をはかることが肝要であることは申すまでもありません。このため、通商産業省といたしましても、新産業都市、工業整備特別域地等の建設を中心として、工業用地の造成、工業用水の確保等産業基盤の強化をはかる一方、地域開発、産業公害の防止等に努めているところでありますが、これらの業務は、近時その内容において複雑多様化するとともに、量的にも著しく増大してきております。これら相互に関連するところが多く、しかもそれ自体で一つのまとまりを持った産業立地行政を適切かつ効率的に推進していくため、今回企業局に産業立地部を新設し、一つの組織のもとで統一的な運用をはかることとした次第であります。

改正の第三点は、産業構造調査会と産業合理化審議会を統合して産業構造審議会とすることであります。

三年間の期限付で設けられました産業構造調査会は、一応所期の成果をあげ、先般その答申を行なったのでありますが、検討の中心が当面の国際競争力の強化という観点から行なわれたため、流通

問題、物価問題、消費者問題等今後に残された問題が少なくありません。したがって、これら取り残された問題点について引き続き検討を加える必要がありますが、この際産業の合理化対策を調査審議してきた産業合理化審議会を統合し、両審議会の機能をあわせ持つ審議機関として従来以上に強力なものとするため、産業構造審議会を設置することといたしました。

このほか、特許庁の審査審判事務の促進、試験研究所の機構の拡充等のため通商産業省の定員を二百六名増員するとともに、産炭地域振興審議会の設置期限の延長をはかる等の改正を加えたいと存じます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要でございますが、今回の機構の改革に際しましては、行政事務の能率化に十分配慮し、定員の増加は必要最小限度にとどめた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（三月二十八日）

○徳安實藏君　ただいま議題となりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正の要旨は、通商局に国際経済部を、企業局に産業立地部を、それぞれ新設すること、産業構造調査会及び産業合理化審議会を統合して産業構造審議会を設置すること、産炭地域振興審議会の設置期限を昭和四十一年十一月十二日まで延長すること、定員を二百六人増員すること等であります。

本案は、一月二十九日本委員会に付託、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（三月三十一日）

（文部省設置法の一部を改正する法律（昭三九―法三六）の委員長報告と一括して掲載）

通商産業省設置法の一部を改正する法律

◎社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法三八）

一、提案理由（三月十二日）

○小林国務大臣　ただいま議題となりました社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

社会福祉事業振興会は、社会福祉事業施設の経営に関し、必要な資金の貸し付けその他社会福祉事業に関する必要な助成を行なうとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営している特殊法人であり、社会福祉事業の振興に多大の寄与をいたしておりますことは、御承知のとおりであります。

この振興会の行なう貸し付け業務につきましては、従来国の一般会計からの出資金をもって事業を行なってまいりましたが、振興会の貸し付け資金に対する需要は最近著しく増大しており、国の出資のみに依存する従来の方式ではこの需要に十分こたえることが困難であります。

よって、この際社会福祉事業振興会法の一部を改正し、振興会の財務会計等に関する規定を整備し、振興会の貸し付け資金の充実をはかろうとするものであります。すなわち、一般会計からの出資のほかに振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができる旨の規定を設け、振興会が資金の公募を行なうことができるようにするとともに、政府から資金運用部資金の貸し付けを受けて、社会福祉事業施設に対する貸し付け原資に充てることができるようにしたい考えであります。

このことに伴い、この改正法案には、債券の債権者の先取特権や債券の発行事務の委託等について規定しております。また、振興会は、毎事業年度、債券及び長期借入金について償還計画を立てなければならないこととするとともに、その他所要の規定の整備をいたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、麻薬取締法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

麻薬事犯を取り締まるため、現在厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を、都道府県に通じて百二十名以内の麻薬取締員を置くこととされておりますが、最近における麻薬事犯の巧妙化、潜在化等の傾向が顕著であることにかんがみ、麻薬取り締まりの態勢を整備強化するため、麻薬取締官の数を百六十名以内に、また麻薬取締員の数を百三十五名以内にそれぞれ増員する必要があると考え、所要の改正を行なおうとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由でありますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いいたす次第であります。

次は、医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一の内容は、医療金融公庫に対する政府の追加出資についての規定を整備することであります。

医療金融公庫は、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期、かつ、低利の資金であって、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として、昭和三十五年七月に設立されたのであります。

設立以来、公庫におきましては、逐次貸し付け原資の増額をはかるとともに、貸し付け限度額の引き上げ、貸し付け利率の引き下げ等、その貸し付け条件を漸次改善緩和し、医療の適正な普及向上に寄与してまいりました。これに応じて、公庫の資本金も、創設当初の十億円から現在の八十一億円に増加されているところであります。

昭和三十九年度におきましては、政府は、公庫の貸し付け原資として百三十五億円を予定し、これに要する資金として、資金運用部資金の借入金八十五億円及び貸し付け回収金二十一億円のほか、一般会計から二十九億円を出資することといたしております。このような従来の経緯にかんがみまして、政府の公庫に対する出資金はさらに将来も引き続いて増加する必要が予想されますので、資本金が法律上一定額とされていたてまえを改め、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において公庫に追加して出資できることとするとともに、政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとすることといたしたのであります。

次に、改正の第二の内容は、公庫の監事の権限に関する規定の整備であります。

監事は、公庫の意思決定機関及び執行機関とは独立して公庫の適正な運営を確保するために設けられた監査機関でありますが、このような監事制度に期待されている機能を十分に発揮させるためには、特に監査結果の積極的な活用をはかる必要がありますので、監査結果に基づいて監事が総裁または総裁を通じて主務大臣に対する報告を行なう権限を有することといたしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由でありますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告（三月二十四日）

○澁谷直藏君　ただいま議題となりました社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会福祉事業振興会の資金に対する需要の増大にかんがみ、現在行なわれている国の出資だけではその需要に十分こたえることが困難となりましたので、政府出資金のほかに、新たに資金運用部資金の融資等を受けられるよう振興会が社会福祉事業振興債券を発行することができる旨の規定を設ける等、所要の規定を整備するものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず第一点は、社会福祉事業振興会は厚生大臣の認可を受けて社会福祉事業振興債券を発行できることとすること、

第二点は、社会福祉事業振興会は、毎事業年度社会福祉事業振興債券及び長期借り入れ金の償還計画を立てなければならないものとすること、なお、施行期日は昭和三十九年四月一日とすること等であります。

改正案は、一月二十九日本委員会に付託され、三月十九日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決いたした次第であります。

なお、本案に対し、地崎宇三郎君外二名提出にかかる、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三党共同の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院社会労働委員長報告（三月三十一日）

○鈴木強君　ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

まず、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の要旨は、第一に、社会福祉事業振興会は、厚生大臣の認可を受けて借り入れ金を行ない、または社会福祉事業振興債券を発行できること。第二は、振興会は、毎事業年度に、長期借り入れ金及び債券の償還計画を立てて、厚生大臣の認可を受けること等であります。

委員会においては、小林厚生大臣及び政府委員に対し、振興会の貸し付け金利と借り入れ金利の逆ざやの問題、社会福祉施設拡充の方針及び老朽施設の整備計画、振興会の業務及び職員の状況等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会において、全会一致をもって柳岡秋夫委員提案にかかる次の附帯決議を行ないました。

附帯決議

社会福祉事業振興会の健全な運営を図り、増大する需要に応ずるためには、政府は、今後更に本会に対する財政的助成に努めるべきである。

右決議する。

右に対して、厚生大臣から、決議の趣旨を尊重して努力する旨の発言がありました。

次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府原案の要旨は、第一に、政府は、予算の範囲内において医療金融公庫に追加出資することができ、公庫の資本金は追加出資額だけ増加すること、第二に、監事は、監査に基づく意見を総裁に、または総裁を通じて主務大臣に提出できること等であります。

本法律案は、衆議院において修正せられ、監事の主務大臣に対する意見提出には、総裁経由を必要としないことに改められました。

委員会においては、小林厚生大臣及び政府委員に対して、無医地区対策、公庫の貸し付け条件、特に、診療所、助産所への条件の緩和、年金福祉事業団の貸し付け条件との均衡、公庫役員の構成等について熱心な質疑が行なわれ、また、柳岡委員から、資本金に関する第四条の改定規定を、「第四条中「八十一億円」を「百十億円」に改める。」とする修正案が提出されました。詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、高野委員から、修正案に反対、衆議院送付案に賛成の旨の発言があり、続いて採決の結果、柳岡委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、衆議院送付案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法三九）

一、提案理由（三月十一日）

○天埜政府委員　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案の要旨は、第一審における訴訟の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

まず、下級裁判所の裁判官の員数を増加しようとする点であります。政府におきましては、第一審の充実強化をはかるための方策として、数年来逐次裁判官の定員を増加する等の措置をとってまいりましたが、その一環として、このたび特に裁判官の負担が重くなっている地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるため、判事及び判事補の員数を増加するとともに、年を追うて増加してまいりました簡易裁判所における交通事件の処理の円滑化をはかるため、簡易裁判所判事の員数を増加しようとするものでありまして、人員充足の見通し等を考慮した上、さしあたり判事、判事補及び簡易裁判所判事の員数をそれぞれ五人増加しようとするものであります。

次に、裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとする点であります。すなわち、地方裁判所における事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかり、また、年を追うて増加してまいりました簡易裁判所及び家庭裁判所における交通事件の処理の円滑化をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の員数をそれぞれ増加しようとするものであります。これら新たに増加しようとする裁判官以外の裁判所職員の員数の総数は百三十五人であります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、刑事補償法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

刑事補償法による補償金の算定の基準となる金額は、昭和二十五年に定められたものでありまして、現在におきましては、低きにすぎる面も生じていると認められるに至りました。この法律案は、この際、無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合に交付する補償金算定の現行基準金額一日二百円以上四百円以下を四百円以上千円以下に、また、死刑の執行を受けた場合に交付する補償金算定の現行基準金額五十万円を百万円に、それぞれ引き上げまして、施行日以後に無罪の裁判またはこれに準ずる裁判を受けた者につき、この改正基準による補償金が交付されるものとし、いわゆる冤罪者に対する補償の改善をはかろうとするものであります。

以上が刑事補償法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告（三月六日）

○濱野清吾君　ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、第一審における訴訟の適正迅速なる処理をはかる等のため、判事、判事補及び簡易裁判所判事を各五名、裁判官以外の裁判所職員を百三十五名増員しようとするものであります。

本案は、一月三十日当委員会に付託され、自来、慎重な審議を行ない、二月二十七日一切の質疑を終了いたしました。三月五日、討論なく、採決に付しましたところ、本案は多数で政府原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党鍛冶良作委員より、自由民主党、日本社会党、民主社会党共同の附帯決議案が提出されましたが、多数をもって可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

附帯決議

裁判所関係定員は、今回の増員をもってしても裁判の適正迅速化並びに交通事件の処理の円滑化をはかることは到底達成されないと思考する。

よって政府は、裁判所の定員増について、なお格段の努力をすべきである。

右決議する。

次に、刑事補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近の経済事情にかんがみ、無罪またはこれに準ずる裁判を受けた者が、未決または刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合に交付する補償金の算定の基準額を一日四百円以上千円以下に、また、死刑の執行による補償金の最高額を百万円に引き上げるというのであります。

本案は、二月三日当委員会に付託され、自来、慎重な審議を重ね、二十八日、一切の質疑を終了いたしました。三月五日、討論なく、採決に付しました結果、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党鍛冶良作委員より各党共同による附帯決議案が提出されたのでありますが、これまた全会一致をもって可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

附帯決議

今回の刑事補償金増額をもってしても十分刑事補償の目的を達し得るや否や疑問である。

よって政府は、今後さらに経済情勢の推移にかんがみ冤罪者に

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

する補償の改善をはかるべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院法務委員長報告（三月三十一日）

○中山福藏君　ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、特に裁判官の負担が重くなっている大都市における地方裁判所の審理の促進並びに漸増しつつある交通事件の適正な処理をはかるため、判事、判事補及び簡易裁判所判事の員数を、それぞれ五名増員すること。第二に、右の裁判官の増員等に対処するため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の員数を、総数百三十五名増員しようとするものであります。

委員会は、二月四日、提案理由の説明を聞いた後、三月三十一日、質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法四〇）

一、提案理由（二月二十一日）

○灘尾国務大臣　今回、政府から提出いたしました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の義務教育諸学校施設費国庫負担法は、昭和三十三年に制定され、公立義務教育諸学校の施設の整備に要する経費について国がその一部を負担する制度が確立されたのであります。

政府は、この制度のもとに、翌三十四年度を初年度とする公立文教施設整備五カ年計画を樹立し、義務教育諸学校の施設の整備につとめてまいったのでありますが、ほぼ当初の目標を達成して本年度をもって終了いたすこととなったのであります。

昭和三十九年度から新しい計画をもって、公立文教施設の一層の整備をはかる必要があるのでありますが、この際、かねて懸案となっていた諸点について現行制度を改善し、もって公立学校施設の整備充実をはかるため、この法律案を提出いたしたのであります。

この法律案の内容は、まず第一に、小学校及び中学校の校舎の新築または増築に要する経費について、現在普通教室の不足による不正常授業の解消をはかる場合に国庫負担を行なうこととしているのに対し、これを特別教室まで含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようといたしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舎の新築、増築または改築にかかわる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基準とすることから学級数を基準とすることに改めたのであります。

第三は、小学校の屋内運動場並びに小学校及び中学校を統合したことに伴って必要となった屋内運動場の新築または増築に要する経費の一部について、国が新たに負担することといたしたことであります。

第四は、近年各地で見られます集団的な住宅の建設に伴って校舎の不足が生ずるおそれがある場合は、校舎の整備を原則として一年前向きに行ない得ることといたしたことであります。

第五は、工事費の算定方法の特例につきまして若干の規定の整備をいたすこととしたことであります。

最後に、この法律の施行期日を本年四月一日からとし、昭和三十八年度以前の予算にかかわる国庫負担金及び国庫補助金につきましては、従前の例によることといたしたことであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告（三月二十六日）

○上村千一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審議の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、一、公立の小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する経費について、現在国庫負担を行なう場合の条件としている普通教室の不足による不正常授業の解消を、特別教室をも含む教室の不足の解消と改めること、二、公立の小学校における屋内運動場の新築または増築に要する経費について、新たに国がその一部を負担することとし、その負担割合は三分の一とすること、三、公立の小学校または中学校を適正な規模にするため、統合したことに伴って必要となった屋内運動場の新築または増築に要する経費について、新たに国がその一部を負担することとし、その負担割合は二分の一とすること、四、公立の小学校または中学校の校舎の工事費の算定方法を、現行の児童または生徒の数を基準とする方法から、当該学校の学級数を基準とする方法に改めること、五、集団的な住宅の建設に伴う教室の不足を解消するための校舎の新築または増築に要する工事費を算定する場合の当該学校の学級数は、当該新築または増築を行なう年度の翌年度の四月一日または文部大臣の定める日の見込み数とすることができることとすること、六、屋内運動場にかかる工事費を算定する場合において、特別の理由があるときは、新たに児童または生徒一人当たりの基準坪数に児童または生徒の数を乗じて得た坪数に政令で定める必要な坪数を加えることができることとすること、七、この法律は、昭和三十九年四月一日から施行することであります。

本案は、去る二月二十一日当委員会に付託となり、同日灘尾文部大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。以来、慎重に審議を行ないましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知を願います。

かくて、三月二十五日に至り、質疑を終了し、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本案は全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次いで、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して三木喜夫君より、本案に対し、政府は義務教育の重要性と地方財政の実情にかんがみ、公立義務教育諸学校の施設整備に必要な経費は、小学校、中学校の別なく二分の一を国が負担するよう措置すること、及び校地の購入に要する経費について十分な起債措置を講ずべきである旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、本附帯決議案は全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。これについて文部大臣から、その趣旨を尊重し、今後とも十分努力いたしたい旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院文教委員長報告（三月三十一日）

○中野文門君　ただいま議題となりました二法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、義務教育諸学校の施設整備に要する経費については、国がその一部を負担する制度が確立されております。

本法律案は、前国会において改正されました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、今後、五カ年計画をもって実施される一学級定員基準の引き下げ、専科教員等の増員など、一連の教育水準向上施策に対応して、施設の一そうの整備をはかるため、現行制度を改善しようとするものであります。

内容のおもな点は、第一には、従来の国庫負担対象が校舎については普通教室に限られていたのを、特別教室まで拡大すること。第二には、国庫負担の対象となる校舎の坪数の算定基礎を、児童生徒数基準から学級数基準に改めること。第三には、小学校の屋内運動場を新たに国庫負担の対象とすること。第四には、集団住宅の建設に伴って校舎の不足の生ずるおそれがある場合には、校舎の整備を原則として一年以前から着手できるようにすることなどであります。

委員会におきましては、文部大臣から提案理由の説明を聞いた後、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては、速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたが、別に御発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次いで、委員長から附帯決議案を提出いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決いたしました。附帯決議の内容及びこれに対する文部大臣の発言についても、会議録によって御承知願いたいと存じます。

次に、私立学校振興会法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、「私立学校振興会法」及び「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」の一部を改正しようとするものであります。

私立学校振興会法の改正は、今日の技術者養成の緊急性にかんがみ、私立学校振興会の資金の融資対象を拡大し、新たに職業に必要な技術の教授を目的とする私立各種学校で学校法人または準学校法人の設置するもののうち、理科系のものについて、政令で定めるものを加えようとするものであります。

また、私立大学における研究設備に対する国の補助に関する法律の改正は、学術の進展に伴い、次第に高度の研究設備が必要となり、その整備には多額の経費を要しますので、国の補助金の補助率が従来二分の一以内であったものを三分の二以内に改め、私立大学の財政負担を軽減しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、各般にわたり熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては会議録によって御承知願いたいと思います。

かくて、質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もなく、続いて採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

なお、委員長より附帯決議案を提出いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決いたしました。附帯決議の内容及びこれに対する文部大臣の発言につきましても、会議録に譲りたいと存じます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎甘味資源特別措置法

（昭三九・三・三一法四一）

一、提案理由（第四十五回国会　十二月十七日）

○丹羽（兵）政府委員　ただいま議題になりました甘味資源特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

甘味資源の生産振興につきましては、昭和二十八年以来てん菜生産振興臨時措置法に基づき、寒地におけるてん菜の生産振興のための措置を講じてきたところであり、また昭和三十四年には甘味資源自給力強化総合対策として、国内産糖製造事業の自立基盤を確立するため、砂糖の関税及び消費税の振りかえを行なうとともに、日本てん菜振興会を設立して試験研究の拡充強化をはかる等の諸般の措置を講じてきたところであります。

寒地てん菜については近年天候その他の理由によって若干停滞の気味にあるものの、今後の伸長を期待し得るものがあり、西南諸島における甘蔗及び蔗糖、でん粉を原料とするブドウ糖についても急速な生産の伸長があり、さらに暖地においてもてん菜作の導入の試みがなされてきているところであります。

この間にあって甘味資源作物の導入がその農業経営の改善と農家所得の安定に果たした役割りは、寒地てん菜にあってはその耐寒性作物であることと畜産との有機的結合による輪作体系の合理化によって、また、サトウキビにあっては他に対比すべきものがない主要な商品作物として、それぞれまことに大なるものがあったと考えられるのであります。

したがって、今後におきましても、農業経営の改善と農家所得の安定のために、自然的条件、農業経営条件等から見て適地とされる地域におきまして、これら甘味資源作物の生産を振興してまいることが必要であり、またこれとあわせてその甘味資源作物を原料とする砂糖類製造事業につきましても、その健全な発展をはかるべきことは言うまでもないところであります。

以上の諸点を十分配慮し、今後における甘味資源対策の基本として、適地におけるてん菜及びサトウキビの生産を振興するとともに、てん菜糖工業、甘蔗糖工業及びブドウ糖工業の健全な発展をはかるため、所要の生産奨励、政府買い入れ等の措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び国内甘味資源の国際競争力の強化に資するとの方針のもとにこの法案を提出することとした次第であります。

かねて政府は、国内甘味資源を保護するという確たる方針を立てている次第でありますが、さきに内外諸情勢の推移を慎重に考慮し八月三十一日粗糖輸入の自由化を実施したところでありますので、これに対処する上からも特に国内甘味資源の保護育成のための措置を早急に実施に移す必要を一そう痛感している次第であります。

なお、この法案は、先般の第四十三回通常国会に提出し衆議院で一部修正の上可決されました法案並びに第四十四回臨時国会に提出

しました法案の内容と同じものでございます。

次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、適地におけるてん菜及びサトウキビの生産の振興並びにてん菜糖工業、甘蔗糖工業及びブドウ糖工業の健全な発展をはかるために必要な措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源にかかる国際競争力の強化に資することを目的といたしております。

第二に、政府は、砂糖類並びにてん菜及びサトウキビについて農業基本法第八条の重要な農産物として、同条の規定によりその需要及び生産の長期見通しを立て、これを公表することといたしております。

第三に、適地においてはてん菜及びサトウキビの重点的な生産の振興をはかることとし、その区域内の農業経営の改善をはかるため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域をてん菜生産振興地域またはサトウキビ生産振興地域として農林大臣が指定し、指定を受けた地域を管轄する都道府県知事は、毎年、生産振興計画を立て、農林大臣の承認を受けなければならないものとし、国は、その計画の実施に要する経費等につき必要な助成を行なうこととしております。

なお、農林大臣が生産振興地域の指定を行なうにあたっては、関係都道府県知事の意見を聞き、また都道府県知事からも指定の申し出をすることができることといたしております。

第四に、生産振興地域の区域内における甘味資源作物の生産振興

とてん菜糖工業及び甘蔗糖工業の健全な発展を確保するため、その地域内における製造施設の設置及び変更につき、農林大臣の承認制をとることとしております。

第五に、政府は、砂糖の価格がてん菜等の政府買い入れ価格より低落した場合においては必要があるときは、てん菜糖製造事業者及び甘蔗糖製造事業者から、農林大臣が定める最低生産者価格を下らない価格で生産者から買い入れたてん菜またはサトウキビを原料として製造されたてん菜糖または甘蔗糖を買い入れることができる制度を設けております。

なお、当分の間は、糖価の低落以外の特別の事由がある場合にあっても特に必要があると認めるときは、所要の政府買い入れを行なうことができることといたしております。

第六に、カンショ及びバレイショの需要の確保をはかるため、砂糖の価格が著しく低落した場合において必要があるときは、ブドウ糖製造事業者からブドウ糖の政府買い入れを行なう制度を設けております。

ブドウ糖の政府買い入れにつきましても、当分の間は糖価の低落以外の場合においても、ブドウ糖工業の合理化を促進するため特に必要があるときは、所要の政府買い入れを行なうことができることといたしております。

第七に、甘味資源に関する重要事項を調査審議するため、農林省に甘味資源審議会を設置することといたしております。

第八に、本法の附則によりまして、食糧管理特別会計法の一部を

改正し、同会計に砂糖類勘定を設けて損益の明確化をはかることといたしております。

以上がこの法律案の主要な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願いする次第でございます。

次に、沖縄産糖の政府買い入れに関する特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

沖縄は、御承知のとおり、約三百年のサトウキビ栽培の歴史を持つ日本糖業発祥の地であり、戦前の昭和十四年には約十二万トンの砂糖を生産した記録を有しておりますが、戦後は激甚な戦災のためほとんど壊滅に近い状態となっていたのであります。しかし、琉球政府、サトウキビ生産者及び製糖業者の努力によって焦土の中から徐々に復興が進み、昭和二十七年に関税免除の特恵措置を受け、次いで昭和二十八年沖縄からの輸入が自動承認制となるに及んで、沖縄糖業は目ざましい復興を遂げ、さらに昭和三十四年国内産糖保護のための関税、消費税の大幅振りかえによる利益を享受して、その生産量は飛躍的な増大を見せたのであります。その結果、昭和三十八年においては史上最高の十七万トン余の生産をあげ、そのほとんどが本土に輸出されて、沖縄経済の最大の支柱となるとともに、わが国の砂糖の重要な供給源の一つとなっているのであります。

今日までの経過から申しますと、沖縄の自然条件の優位性等から、沖縄産糖のコストは現在でも奄美諸島等に比しかなり低廉であり、コスト引き下げの余地がある実情であると考えられるのでありますが、御承知のとおり国際糖価の動向には予断を許さないものがあり、糖価の著しい低落が生じた場合には、沖縄におけるサトウキビ生産農家の受ける影響には著しいものがあると考えられるのであります。

このような事態が生じた場合には、サトウキビ及び砂糖が沖縄における農業及び経済に占める高い地位とその自然的条件による制約等を考慮しますとき、看過し得ないものがあると考えられるのであります。

そこで、政府といたしましては、沖縄に対する援助措置の一部として、そのような場合に対処して、サトウキビの生産者の農業経営の改善と農家所得の安定に資するため、沖縄産糖につき、国内産糖に準じ、政府が買い入れる道を開いておくこととした次第であります。

なお、この法律案は、先般の第四十三回通常国会に提出し衆議院で可決されました法案並びに第四十四回臨時国会に提出しました法案の内容と同じものでございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、当分の間、砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、沖縄産糖の製造事業者またはその者からの委託を受けてその者が製造した沖縄産糖を本邦に輸入した者から、その者が製造した沖縄産糖で本邦に輸入されたものの買い入れをすることができるものとしております。

第二に、その場合の沖縄産糖の政府買い入れの価格は、甘味資源特別措置法本則の規定により定められている国内産甘蔗糖の政府買い入れの価格及び沖縄産のサトウキビの生産事情、沖縄産糖の製造事情その他の経済事情を参酌して農林大臣が定めることとしております。

第三に、沖縄産糖の政府買い入れは、食糧管理特別会計において行なうこととしております。

以上がこの法律案の主要な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願いする次第でございます。

二、衆議院農林水産委員長報告（三月二日）

○高見三郎君　ただいま議題となりました二法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、内閣提出、甘味資源特別措置法案について申し上げます。

本案は、第四十五回特別国会に提出され、今国会へ継続審査となっているものであります。

本案のおもな内容は、砂糖類及び甘味資源作物の需要及び生産の長期見通しの樹立、公表、生産振興地域の指定と国の助成、砂糖製造施設の設置の承認、国内産糖及びブドウ糖の政府買い入れ、甘味資源審議会の設置、食管特別会計に砂糖類勘定の設置等をその骨子といたしております。

農林水産委員会におきましては、十二月十七日政府から提案理由の説明を聴取した後、継続審査となり、今国会におきましては、二月十一日以降四日間にわたり審査を進め、二月二十八日、質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民社共同により、生産振興地域内の都道府県は、都道府県甘味資源作物生産振興審議会を設置することができる趣旨の修正案が提出され、次いで、自由民主党、日本社会党及び民主社会党から、それぞれ賛成討論が行なわれ、また、日本共産党からは反対の討論が行なわれました後、これを採決に付し、多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、砂糖類の自給度向上の裏づけ措置として、政府は、生産五カ年計画並びに年次計画を樹立、公表すべきこと等、四項目にわたる附帯決議が、これまた、自民、社会、民社三派の共同提案によって付されたことを申し添えます。

次に、内閣提出、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、第四十五回特別国会に提出され、甘味資源特別措置法案と一括して審議を進めてまいったものでありますが、その内容は、砂糖の価格が低落した場合に、必要があるときは、沖縄産糖を政府買い入れしようとするものであります。

本委員会におきましては、昨年十二月十七日政府から提案理由の説明を聴取し、二月二十八日、審査を終了し、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院農林水産委員長報告（三月三十一日）

○梶原茂嘉君　ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、甘味資源特別措置法案は、砂糖類及び甘味資源作物を農業基本法の重要な農産物とし、甘味資源作物の生産振興地域の指定、生産振興計画の樹立及びこれが実施のための政府の助成、振興地域内の産糖指定施設の新設及び変更の農林大臣による承認、国内産糖及び国内産ぶどう糖の政府買い入れ、農林省に甘味資源審議会及び地方に都道府県甘味資源作物生産振興審議会の設置その他について規定したものであります。

次に、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案は、沖縄援助措置の一部として、当分の間、国内産糖に準じ、国内に輸入された沖縄産糖を政府が買い入れることができることとしたものであります。

委員会におきましては、これら両法案を一括して質疑を行ない、砂糖の国内自給度の向上の問題、てん菜の生産者価格その他各般にわたり質疑が行なわれました。

続いて順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甘味資源特別措置法案に対して、てん菜の最低生産者価格に関し政府の善処を求める趣旨の附帯決議を、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定され、農林大臣から善処する旨発言がありました。

次に、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、営農改善資金の貸し付け資格の認定を申請する期限を二カ年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、貸し付け条件等につき質疑を行ない、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。（拍手）

◎沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法（昭三九・三・三一法四二）

一、**提案理由**（第四十五回国会十二月十七日）

（甘味資源特別措置法（昭三九―法四一）の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院農林水産委員長報告**（三月二日）

（甘味資源特別措置法（昭三九―法四一）の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院農林水産委員長報告**（三月三十一日）

（甘味資源特別措置法（昭三九―法四一）の委員長報告と一括して掲載）

◎奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法四三）

一、**提案理由**（三月四日）

（昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三九―法四）の提案理由と一括して掲載）

二、**衆議院地方行政委員長報告**（三月十九日）

○森田重次郎君　ただいま議題となりました三法案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のように、奄美群島復興十カ年計画は、昭和三十八年度をもって終了いたしますが、本案は、同群島の特殊性にかんがみ、引き続き、新たに振興五カ年計画を策定し、復興計画の補完と主要産業の振興をはかろうとするものであります。

その要旨は、第一に、題名を奄美群島振興特別措置法と改め、目的に、主要産業の育成等の措置を講ずることを加えるものとし、第二に、奄美群島振興信用基金の融資業務に要する資金として、国の出資額を追加するときは、今後はそのつどこれを法律上に明定することなく、当然に資本金が増加することとなるように改めること等であります。

本案は、二月三日当委員会に付託され、同四日提案理由の説明を聴取し、以来、関係政府委員に対し、振興五カ年計画の内容、保証及び融資業務の状況等について質疑を重ねるほか、参考人として、大島支庁長の出席を求めてその意見を聞くなど、慎重に審査を行なったのでありますが、その詳細は会議録によって御了承いただきたいと存じます。

かくて、三月十七日、質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、日本社会党より、信用基金の融資業務に要する資金に対して国の出資額を追加するときは、当然に資本金が増加することとなる旨の一般的規定を削除して、従来どおり法律上に出資額を定めておこうとする修正案が提出されました。

次いで、討論を省略して採決の結果、修正案は少数をもって否決され、本案を多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案のおもな内容について申し上げます。

第一に、市町村民税につきましては、負担の不均衡を是正するため、二年度間にわたって、ただし書き方式を本文方式に統一し、さらに極端なる超過課税の解消をはかるとともに、これに伴う減収額を埋めるため、地方債の発行を認めることであります。

第二は、事業税につきまして、中小企業者の負担の軽減をはかるため、個人の事業主控除を二万円引き上げて二十二万円とするとと

もに、法人事業税の軽減税率の適用範囲を拡大することであります。

第三は、固定資産税について、新評価制度の実施に伴い、住民の税負担に著しい変動を与えないため、三年間の暫定措置として、本年度に比し、農地は据え置き、その他の土地は二割増を限度とする税負担の調整を行なうものであります。また、住宅建設の促進に資するため、不動産取得税及び固定資産税について軽減措置を講じていることであります。

第四は、電気ガス税について、住民負担の軽減をはかる趣旨から税率を一%引き下げるとともに、これに伴う減収を補てんするため、市町村たばこ消費税の税率を一・六%引き上げていることであります。

第五は、料理飲食等消費税につきまして、当分の間、外人客の飲食と旅館における宿泊に対し非課税とするということであります。

最後に、軽油取引税につきまして、道路目的財源の充実をはかるため、税率を引き上げることであります。

本案は二月二十八日本委員会に付託されたものであります。

次に、市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案のおもな内容を申し上げます。

本案は、ただいま申し上げました地方税法の改正により、市町村民税所得割りの課税方式及び標準税率の設定に伴う減収額を埋めるため、市町村が起こした地方債の元利償還に要する経費につきまして、その三分の二は国が元利補給金を交付し、他の三分の一は、地方交付税に算入して、毎年度の元利償還に要する経費の全額について財源付与を行なうという財政上の特別措置を講じようとするものでありまして、本案は二月二十四日本委員会に付託されたのであります。

右両案につきましては、二月二十八日早川自治大臣より提案理由の説明を聴取し、自来、地方税制度の根本問題にも触れて検討を行なうとともに、改正案が、住民負担及び地方財政に与える影響の大きいことにかんがみまして、地方税法等の一部を改正する法律案等審査小委員会を設け、また、三月十六日には参考人を招致して意見を聴取するなど、慎重に審査を行ない、改正事項はもちろん、現行地方税制度の全般にわたって熱心かつ詳細に論議が展開されたのでありますが、その詳細につきましては会議録によって御承知いただきたいと存じます。

三月十七日、永田小委員長より、小委員会における審査の経過及び結果について報告がありました。同日、質疑を終了いたしましたところ、地方税法等の一部を改正する法律案に対しまして、自由民主党より、外人客に対する料理飲食等消費税の非課税措置の適用について、原案では、「当分の間」となっているのを、本年七月一日から六カ月間とするとともに、対象となる範囲のうち、原案では、飲食について、いかなる場所におけるものでも非課税となっているのを、旅館の宿泊に伴う飲食に限ることとする旨の修正案、及び日本社会党より、地方税制全般にわたる修正案が提出され、中島委員及び安井委員より、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。次いで、

政府提出二法案及び自由民主党提出の修正案並びに日本社会党提出の修正案を一括して討論に付しましたところ、村山委員は自由民主党を代表して、自由民主党提出の修正案及び同修正部分を除く政府提出の二法案に賛成、日本社会党提出の修正案に反対、細谷委員は日本社会党を代表し、また栗山委員は民主社会党を代表して、日本社会党提出の修正案に賛成、自由民主党提出の修正案及び政府提出の二法案について反対の意見をそれぞれ述べられました。

かくて、地方税法等の一部を改正する法律案について採決の結果、日本社会党提出の修正案は否決、自由民主党提出の修正案及び修正部分を除く政府原案は賛成多数をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

また、市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律案について採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院地方行政委員長報告(三月二十七日)

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、奄美群島の特殊性にかんがみ、昭和三十八年度をもって終了する奄美群島復興十カ年計画に引き続き、新たに振興五カ年計画を策定し、その実施によって、復興計画の補完と主要産業の振興をはかろうとするもので、その要旨は、題名を奄美群島振興特別措置法に改めるとともに、目的に主要産業の育成等の措置を講ずることを加え、二、奄美群島信用基金の融資業務に要する資金として国の出資額を追加するときは、今後はそのつどこれを法律上に明定することなく、当然に資本金が増加することとなるように改めるほか、法律の有効期間を延長して昭和四十四年三月三十一日までとすること等であります。

本委員会におきましては、二月四日、早川自治大臣から提案理由の説明を聞いた後、当局との間に、振興計画の完全遂行に必要かつ十分な財政措置を講ずること、基金の出資金の増額、融資条件の緩和、その他、電力料金低減策等について質疑応答を重ね、慎重審査を重ねましたが、その詳細については会議録によって御承知願いたいのであります。

三月二十五日質疑を終局し、同二十六日討論に入りましたところ、日本社会党の修正案が提案され、林委員よりその趣旨説明がありました。

修正案の内容は、信用基金の融資業務に要する資金に対して国の出資額を追加するときは、当然に資本金が増加することとなる旨の改正規定を削除し、そのつど法律上に国の出資額を定めておこうとするものであります。

西田委員は自由民主党を、辻委員は公明会を、それぞれ代表して、修正案に反対、原案に賛成の旨を述べられました。

次いで採決いたしましたところ、修正案は少数をもって否決さ

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

れ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終わります。（拍手）

◎医療金融公庫法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法四四）

一、提案理由（二月十二日）

（社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律（昭三九―法三八）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院社会労働委員長報告（三月十九日）

○田口長治郎君　ただいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案、及び労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、医療金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

医療金融公庫は、昭和三十五年七月に私立病院、診療所等の設置及びその機能の向上をはかるために、専門の金融機関として設立されたのであります。

本改正案のおもなる点は、

第一に、従来の経緯から、政府の公庫に対する出資金は、将来もさらに引き続き増加する必要が予想されますので、法律上資本金が一定額とされていたたてまえを改めまして、政府が必要があると認める場合におきましては、予算に定められた金額を医療金融公庫に追加して出資できることとするとともに、追加して出資のあった場合には、その出資額により、公庫の資本金を増加することとしております。

改正の第二点は、監事制度についてでありますが、監事は、監査の結果必要があると認める場合は、総裁または総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができるものとすることであります。

本案は、去る二月五日本委員会に付託となり、本月十三日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同の、監事制度についての修正案が提出せられ、竹内黎一君より趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決いたした次第であります。

なお、本案に対し、栗山秀君外二名提出の附帯決議を付することに決しました。

次に、労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

労働保険審査会は、労働者災害補償保険法、失業保険法及び炭鉱離職者臨時措置法による再審査請求事件並びに中小企業退職金共済法による審査の事務を取り扱っておるのでありますが、その取り扱う案件は逐次増加の傾向を示しております。また、これらの案件の当事者の実情にかんがみ、案件を迅速かつ適正に処理することが要請されております。

本案は、このような事情にかんがみ、労働保険審査会の委員を新たに三人増員し、六人をもって組織するとともに、その運営に関す

る規定を整備しようとするものであります。

本案は、去る二月三日本委員会に付託となり、本月十七日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同の、合議体による再審査の方法についての修正案が提出せられ、西岡武夫君より趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

(社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律(昭三九―法三八)の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

(昭三九・三・三一法四五)

一、提案理由(二月十四日)

○福田(一)国務大臣　ただいま提案になりました中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業金融の円滑化をはかるため、政府といたしましては、かねてより、政府関係中小企業金融機関の業務の拡充をはかりますとともに、中小企業者の信用補完につきましては、その重要性にかんがみ、各地の信用保証協会が中小企業者の債務を保証することを容易にするため中小企業信用保険公庫に保証債務についての信用保険と同保証協会に対する融資を行なわせてきている次第であります。しかしながら、現状においては、中小企業者の信用保証協会に寄せる期待はますます大なるものがありまして、政府としても、当公庫を通じ信用保証協会の保証機能を一そう拡充、強化する必要があると考えるのであります。このような趣旨に基づきまして、今回、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正しようとするものでありますが、その概要は次のとおりであります。

第一は、現在中小企業信用保険の対象とされている特殊保証は、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

信用保証協会が通常行なっている根保証とその範囲が一致しない点がございまして、十分活用されておらないきらいがありますので、中小企業信用保険法を改正して特殊保証の範囲を拡大し、保証の簡易迅速化を推進し、中小企業者の信用補完に遺憾なきを期そうとするものであります。

第二は、最近における中小企業者一人当たりの借り入れ規模の増大に対処するため、中小企業信用保険法を改正して、小口保険の付保限度額を二十万円から三十万円に、第一種保険の付保限度額を五十万円から百万円に、第二種保険の付保限度額を中小企業者については七百万円から一千万円に、中小企業者団体については一千万円から二千万円にそれぞれ引き上げるものであります。

第三は、中小企業信用保険公庫の信用保証協会に対する融資業務を拡充し、その保証機能の強化をはかるため、当公庫に対する政府出資を昭和三十九年度において四十五億円増加し、これを当公庫の融資基金に充てることにしておりますが、これに伴い、中小企業信用保険公庫法を改正して当公庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備しようとするものであります。なお、このほか、中小企業信用保険公庫の業務の適切なる運営を確保するため、当公庫の監事の権限に関し所要の改正をしようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、**衆議院商工委員長報告**（三月二十四日）

（中小企業指導法の一部を改正する法律（昭三九―法五三）の委員長報告と一括して掲載）

三、**参議院商工委員長報告**（三月三十一日）

（中小企業指導法の一部を改正する法律（昭三九―法五三）の委員長報告と一括して掲載）

◎商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（昭三九・三・三一法四六）

一、**提案理由**（二月十四日）

○福田（一）国務大臣　ただいま提案になりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、政府関係金融機関として、長年にわたり中小企業者団体あるいはその構成員である中小企業者に対する金融の円滑化をはかる上におきまして、多大の役割りを果たしてきているのでありますが、特に最近における中小企業金融の実情にかんがみまして、当金庫の業務について、なお一そうの拡充を期する必要があると考える次第であります。かような趣旨に基づきまして、今回、商工組合中央金庫法の一部を改正しようとするものであります。

第一は、商工組合中央金庫の資本金及び当金庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備することであります。

中小企業者の金利負担の軽減に資するため、昭和三十九年度において商工組合中央金庫に対する政府の出資を三十億円増額することといたしておりますが、これに伴い、当金庫の資本金及び当金庫に対する政府の追加出資に関する規定を整備するものであります。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

第二は、準所属団体の範囲を拡大することであります。

現在、輸出に関し所属団体の構成員の共通の利益を増進するため必要な施設を行なう法人で主務大臣の認可を受けたものは、商工組合中央金庫の貸し出し業務の対象となることになっておりますが、法人の範囲を輸出の振興または事業の合理化をはかるため必要な施設を行なうものに改正、拡大しようとするものであります。

第三は、当金庫の業務に外国為替業務を追加することであります。

現在、商工組合中央金庫の為替業務は、内国為替に関するものに限られていますが、所属団体の構成員の輸出入取引の円滑化をはかるため、今回新たに外国為替に関する業務を追加しようとするものであります。

このほか、当金庫の保護預り業務、代理業務の範囲を拡充するとともに、役員の任期を五年から四年に短縮しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、**衆議院商工委員長報告**（三月二十四日）

（中小企業指導法の一部を改正する法律（昭三九―法五三）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院商工委員長報告（三月三十一日）

（中小企業指導法の一部を改正する法律（昭三九―法五三）の委員長報告と一括して掲載）

◎道路運送車両法の一部を改正する法律

（昭三九・三・三一法四七）

一、提案理由（三月十一日）

○綾部国務大臣　ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近における自動車数の激増とこれに伴う自動車事故の増加に対処するため、政府といたしましては、これが保安の確保につきまして種々施策を講じているところであります。

道路運送車両法におきましては、自動車の使用者に対し国が行なう定期検査、継続検査等の自動車の検査を受けることを義務づけ、常に適正な基準で車両が整備され、その安全性が確保されることをはかっております。

昭和三十八年度におきましては、自動車検査業務は、検査施設として全国に検査場六十一カ所を設け、要員七百八十七名により予算総額六億五千八百三十三万七千円をもって運営しております。しかし、近年における自動車数の増加に対処するためには、現在の施設、要員をもってしては満足すべきものではなく、特に検査施設については、これが相当多額の経費を要するため、その新設、拡張等の整備が遅れがちの状態であります。

したがいまして、この際、自動車数の急激な伸びに対応した検査施設等の整備をはかるため、自動車検査手数料の額を改訂することとし、このため、道路運送車両法に規定する手数料の限度額を改め、小型二輪自動車にあっては五十円、その他の自動車にあっては百円の引き上げを行なおうとするものであります。

この手数料の改訂によりまして、昭和三十九年度においては九億六千六百六万三千円の収入をはかり、昭和三十八年度一億四千三百七十五万八千円であった施設整備費を来年度三億二千七百五十八万三千円に増額し、今後、さらに検査場の能力を拡大するとともに、遠隔地の利用者に対しては所要の地に検査場を増設する等の措置を講じ、検査機能の大幅な充実強化をはかろうとするものであります。

しかも、道路運送車両法に規定する検査及び登録の事務に関する経理を明確にするため、自動車検査登録特別会計を設置しようとすることに伴い、検査手数料の収入は、直接、検査業務の経費に充当することができることとなりますので、本改訂の効果はきわめて顕著であり、その実効が期待できるものであります。

次に、自動車検査登録特別会計の設置に関連して、検査及び登録の手数料を一般会計の収入と区分して自動車検査登録特別会計の収入とする必要があるため、従来の収入印紙にかえてこれを自動車検査登録印紙をもって納付しなければならないこととし、所要の改正を加えることといたしました。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願

い申し上げます。

次に、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

ただいま、議題となりました特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

特定船舶整備公団は、昭和三十四年に設立され、現在、海上運送事業者、港湾運送事業者等と費用を分担して、国内旅客船の建造または改造、戦標船の代替による貨物船の建造、はしけ、引き船等の港湾運送用船舶の建造を行なうことをその業務としております。

今回提案いたしております改正は、この業務の範囲を拡大して、老朽貨物船等を解撤して行なう内航貨物船の整備及び港湾運送事業用の荷役機械の整備を公団が行なうことができるようにしようとするものであります。

第一の内航貨物船の整備につきましては、最近の内航海運は、国内の輸送機関の中できわめて重要な役割を果たしているにもかかわらず、船腹の近代化がおくれ、今後における経済の発展に必要とされる適船が不足している実情にありますので、特定船舶整備公団を活用することにより、その代替建造を促進し、船腹の近代化をはかろうとするものであります。

第二の荷役機械の整備につきましては、近年労働需給の逼迫により、港湾における荷役労務者の確保はきわめて困難な状態にあり、この傾向は今後ますます顕著となることが予想されますので、この公団を活用して荷役機械を整備し、労働力不足に対処するとともに、荷役能率の向上と港湾運送事業の近代化とをはかろうとするものであります。

なお、以上のほか、監事の監査機能を強化するため、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または運輸大臣に意見を提出することができる旨改めることといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告（三月六日）

○川野芳滿君　ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における自動車数の激増と、これに伴う自動車事故の増加に対処するため、自動車検査施設の整備を行ない、保安の確保をはかろうとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、

第一に、自動車検査手数料の限度額を、小型二輪自動車にあっては百円を百五十円に、小型自動車にあっては二百円を三百円に、その他の自動車にあっては三百円を四百円に、それぞれ引き上げを行なおうとするものであります。この手数料の改定によりまして、施設整備費を増額し、今後さらに検査場の能力を拡大し、検査機能の充実強化をはかろうとするものであります。

第二に、自動車検査及び登録の事務に関する経理を明確にするため、自動車検査登録特別会計を設置するに伴い、一般会計の収入と区分するため、自動車検査登録印紙をもって納付しなければならないこととしたものであります。

本法案は、去る二月六日本委員会に付託され、十一日政府より提案理由の説明を聴取し、二十一日、二十六日質疑を行ないましたが、その内容は会議録によって御承知願います。

かくして、三月四日、質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

右、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院運輸委員長報告（三月三十一日）

○米田正文君　ただいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案について運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本改正案は、最近の自動車数の増加に対応し、検査施設等の整備をはかるため、検査手数料の限度額を、二輪の小型自動車にあっては五十円、その他の自動車にあっては百円、それぞれ引き上げるとともに、検査及び登録の手数料について自動車検査登録印紙による納付を義務づけようとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知願いたいと思います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎自動車検査登録特別会計法

（昭三九・三・三一法四八）

一、提案理由（二月十四日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三九―法一〇）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十八日）

（国立学校特別会計法（昭三九―法五五）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭三九―法三二）の委員長報告と一括して掲載）

◎市町村民税減税補てん債償還費に係る財政上の特別措置に関する法律

（昭三九・四・一法四九）

一、提案理由（二月二十八日）

（地方税法等の一部を改正する法律（昭三九―法二九）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院地方行政委員長報告（三月十九日）

（奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三九―法四三）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院地方行政委員長報告（三月三十一日）

（地方税法等の一部を改正する法律（昭三九―法二九）の委員長報告と一括して掲載）

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭三九・四・一法五〇）

一、提案理由（二月七日）

○纐纈政府委員　ただいま議題となりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

食糧管理特別会計は、現在、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定及び調整勘定の六勘定に区分されております。これらの勘定のうち、農産物等安定勘定は、本来、農産物価格安定法に基づく国内産の甘藷でん粉、バレイショでん粉等の買い入れ、売り渡しに関する経理を行なうものでありますが、旧てん菜生産振興臨時措置法の規定によるてん菜糖及び飼料需給安定法の規定による輸入飼料の買い入れ、売り渡しに関する経理も、暫定的に、この特別会計法の附則第五項の規定により行なってきております。

しかして、この勘定設置本来の趣旨にかんがみ、前国会から引き続いて御審議をお願い申し上げております甘味資源特別措置法案の中で、この特別会計法の一部を改正し、国内産糖及び国内産ブドウ糖の買い入れ及び売り渡しに関する経理は、農産物等安定勘定とは別に、新たに砂糖類勘定を設けて行なうこととといたしておりますが、さらに、輸入飼料につきましても、近年、その取り扱い数量が

増加し、農産物等安定勘定の歳入歳出予算の中で、輸入飼料にかかわるものがその大部分を占めるとともに、同勘定に生ずる損失も、そのほとんどが輸入飼料の取り扱いにかかわるものとなっておりますので、今回、その経理を明確にするため、輸入飼料勘定を設けることといたした次第であります。

次に輸入飼料勘定の概要を申し上げます。

この勘定におきましては、輸入飼料の売り渡し代金、調整勘定よりの受け入れ金、一般会計よりの受け入れ金その他付属雑収入をもってその歳入とし、輸入飼料の買い入れ、売り渡し及び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金その他付属諸費をもってその歳出とすることとしており、輸入飼料の買い入れ代金の財源あるいは資金繰りに充てるため必要があるときは、一年以内あるいは当該年度内に償還すべき証券を発行しまたは借り入れ金もしくは一時借り入れ金を行なうことができることといたしております。

また、この勘定の利益または損失は、この勘定の積み立て金として積み立てまたは積み立て金を減額して整理し、整理できないものは、損失の繰り越しとして整理することといたしております。

なお、この勘定に生ずる損失は、予算の定めるところにより、一般会計から繰り入れてこれを補てんすることができることといたしております。

その他この勘定の設置に伴って必要な規定の整備をはかることといたしております。

以上、この法律案の提案の理由とその概要を申し上げました。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十八日）

（国立学校特別会計法（昭三九―法五五）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月三十一日）

（揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律（昭三九―法三二）の委員長報告と一括して掲載）

◎北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

（昭三九・四・一法五一）

一、提案理由（二月二十五日）

（農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六八）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院農林水産委員長報告（三月十九日）

（農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九―法六九）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（三月三十一日）

（甘味資源特別措置法（昭三九―法四一）の委員長報告と一括して掲載）

◎林業信用基金法の一部を改正する法律

（昭三九・四・一法五二）

一、提案理由（二月二十五日）

○政府委員（松野孝一君）　ただいま議題となりました林業信用基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

御承知のように、林業信用基金は、林業生産の増大、その生産性の向上、木材の需給と価格の安定等に資するための施策の一環として林業金融の円滑化をはかるため、さきの第四十三通常国会において成立し、昨年六月二十七日から施行せられました林業信用基金法に基づいて同年十月一日設立された林業金融の債務保証機関であります。

その業務は、林業者等が木材等林産物の生産に要する資金、種苗等林業生産に必要な資材の共同購入に要する資金等、林業経営の改善に資する資金を民間融資機関から借り受ける場合に、その借り入れにかかる債務の保証をすることでありまして、これによりまして林業者等の受信力を強化し、林業経営に必要な資金の円滑な導入をはかろうとするものであります。このため、本制度の利用者である林業者等のほか、政府及び都道府県も基金に出資することといたし、政府は基金設立の際、初年度において想定いたしました基金総額の半額に当たる三億五千万円の出資を行なうこととしたものであります。

本基金の設立につきましては、法律の規定に基づき任命せられました設立委員によりまして、基金の定款と基金の業務運営の基本的事項について定めた業務方法書とが作成され、これを広く出資資格者に示して出資の募集が行なわれたのでありますが、その結果は、民間林業者等の出資は当初の目標を大幅に上回る四億五千四百万円余に達するという好調さであったのであります。

設立時におきまするこのように順調な出資の状況は、民間林業者の方々の本基金制度に対する期待がきわめて大きいことを示すものと考えられるのでありまして、政府においても債務保証の基金となる出資の増加をはかりますとともに、今後における基金の保証業務量の増大に対応いたしまして業務運営の円滑化をはかるため、基金の業務執行体制を整備することとし、この法律案を提出することといたしたのであります。

次にこの法律案の内容でございますが、第一は基金に対する政府の追加出資の規定を設けることといたしております。さきに申し上げました基金に対する出資の増加のため、政府は本年度に引き続き、さらに三億五千万円を基金に出資することとして昭和三十九年度予算に計上しているのでありますが、これに対応いたしまして基金に対する政府の追加出資についての規定を整備いたしたものであります。

第二は、基金の常勤の理事の定数を一人増加して二人以内とし、

林業信用基金法の一部を改正する法律

林業信用基金法の一部を改正する法律案

今後ますます増加する業務について分担執行体制を整えることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、参議院農林水産委員長報告（三月十三日）

（中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭三九―法五九）の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院農林水産委員長報告（三月二十八日）

（保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九―法七〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎中小企業指導法の一部を改正する法律

（昭三九・四・一法五三）

一、提案理由（二月十一日）

（中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六七）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院商工委員長報告（三月二十四日）

○二階堂進君　ただいま議題となりました中小企業指導法の一部を改正する法律案外二件について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、中小企業指導法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業指導センターに対して追加出資を行なうに際し、資本金の規定を整備すること、及び都道府県では習得困難な高度の技術に関して同センターが研修を行なうこと等の改正を行なおうとするものであります。

次に、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業信用保険法の一部改正は、中小企業の信用力を補完して金融の円滑化を促進するため、特殊保証範囲の拡大、保険の限度額の引き上げ等の改正を行なおうとするものであります。

中小企業信用保険公庫法の一部改正は、当公庫に対して追加出資を行なうに際し、資本金の規定を整備すること、及び監事の権限に関する規定の改正を行ない、もって信用保証機能の拡充強化をはかろうとするものであります。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、当金庫に対する政府の追加出資に関する規定の整備、貸し出し範囲の拡大、外国為替業務の新設及び保護預かり業務、代理業務の拡大等の改正を行ない、もって当金庫の業務の拡充をはかろうとするものであります。

この三法案は、去る二月十日及び十二日にそれぞれ商工委員会に付託され、二月十一日及び二月十四日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、二月十五日より質疑に入りました。その詳細は会議録に譲ります。

三月十九日、質疑を終了し、採決に付しましたところ、中小企業指導法の一部を改正する法律案、及び商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

修正要旨は、監事の権限に関する改正規定につき、監事が直接主務大臣に意見を提出することができるように改めるものであります。

中小企業指導法の一部を改正する法律

す。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院商工委員長報告（三月三十一日）

○前田久吉君　ただいま議題となりました三法案について、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

三法案の要旨を申し上げますと、

まず、中小企業指導法の一部を改正する法律案は、特殊法人中小企業指導センターに対し政府の出資を一億五千万円増加するに際し、今後は、追加出資のつど法改正を要せざるよう出資の規定を整備するとともに、指導センターの業務を拡充しようとするものであります。

次に、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は、信用保険法において、小口、第一種及び第二種の保険について保険限度額を引き上げ、中小企業者の手形の割引を容易にするために、信用保証協会が一般に実施している手形割引の根保証も保険に付し得るよう改正しようとするものであり、保険公庫法においては、右の手形割引保証の推進その他信用補完の拡充を期するため、公庫に対する政府出資を四十五億円増加して融資基金に充てるとともに、ここでも追加出資の規定を整備し、監事の権限を拡大して、総裁に、または総裁を通じて主務大臣に意見を提出できるようにしようとするものであります。

なお、監事の権限に関しては、衆議院において「総裁を通じて」を削除し、直接主務大臣に意見を提出できるよう修正しております。

最後の商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案は、政府出資を三十億円増額するにあたり、ここでも政府の追加出資に関する規定を整備するとともに、準所属団体の範囲を拡大して、組合または組合員が出資設立した法人も金庫の貸し出し対象に加え、また金庫は外国為替業務をも営むことができる等の改正をしようとするものであります。

当委員会においては、三法案を便宜一括して慎重に審査いたしました。質疑では、中小企業対策の全般から金融問題、下請問題等に及び、法案に関しては追加出資の規定を改正する理由、その他各条項にわたり、つぶさに政府当局の意見をただしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、近藤委員から追加出資の規定を改正する三法案に反対する旨の発言があり、次いで赤間、田畑、鈴木の各委員よりそれぞれ三法案に賛成する旨の発言があり、討論を終わって三法案を順次採決の結果、いずれも多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。（拍手）

◎日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律（昭三九・四・三法五四）

一、提案理由（二月二十日）

○佐藤国務大臣　ただいま議題となりました日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に関する中枢的機関として昭和三十二年に設立されて以来、科学技術情報の迅速かつ適確な収集及び提供につとめてまいったところでありますが、その業務量は発足当時に比して著しく増加してまいっており、さらに、今後、この傾向はますます強まるものと考えられるのであります。このように増加しつつあります業務を円滑に処理いたしますためには、整備された施設、設備を必要とすることはいうまでもないところであります。しかるに、現在、日本科学技術情報センターが賃借しております建物は、数カ所に分散しており、しかもすでに狭隘となっているため、施設の充分な整備をはかることがきわめて困難となっているばかりでなく、業務の遂行にも著しい支障を来たしている状況にあります。

かかる状況にかんがみまして、政府は同センターの機能を十分発揮し得る建物を建設することといたした次第でありますが、これに要する土地等につきましては、政府が出資することとし、このため、現在、政府が同センターに対し、予算の範囲内においてのみ出資し得ることとなっている日本科学技術情報センター法の一部を改正し、現物出資をも行なうことができるよう改めようとするものであります。

以上が本法案を提案する理由であります。

科学技術の振興の重要性に対する皆さまの深い御理解によりまして、慎重なる御審議の上すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告（三月十九日）

○前田正男君　ただいま議題となりました日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、日本科学技術情報センターが昭和三十二年に設立されて以来、その業務量が著しく増加している現状にかんがみ、同センターの狭隘な施設の整備をなし、その十分な機能の発揮をはかるため、政府が、東京都千代田区永田町二丁目一番地の一に所在する土地または建物その他の定着物を現物出資することができることとするものであります。

本案は、去る二月十日本委員会に付託され、同月二十日佐藤国務

大臣より提案理由の説明を聴取し、以来、参考人より意見を聴取するなど、慎重に審査を行なったのでありますが、その詳細については会議録に譲ることといたします。

かくして、三月十八日、質疑を終了し、直ちに採決を行なった結果、全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案として、政府は、日本科学技術情報センター法の施行について、特に同センター業務運営については、大企業に偏することなく、中小企業に対しても格別の注意を払い、十分科学技術の振興に貢献できるよう配慮すべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月三十一日)

○向井長年君　ただいま議題となりました日本科学技術情報センター法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に関する中枢的機関として昭和三十二年に設立されて以来、世界の科学技術情報を提供して、わが国の科学技術の振興に寄与してまいったものでありますが、現今の科学技術研究の目ざましい発展に伴い、

その業務量は設立当時に比して著しく増加し、今後ますます増加の傾向にあるにもかかわらず、現在賃借りしている建物は数カ所に分散しており、また、きわめて狭隘となったため、業務の円滑な遂行に著しい支障を来たしているのであります。

本案は、このような現状にかんがみ、同センターの機能を十分に発揮し得る建物を建設するため、これに必要な土地等を国が現物出資することができるように改めることといたしております。

委員会におきましては、科学技術情報に関する世界各国の現状及び国際的協力関係、本センターの財政と活動状況及び今後の方針、その利用状況、特に中小企業の利用状況並びに利用の促進策、情報従事者の養成及び健康管理の問題、建設予定の建物の構想等、各般にわたる質疑を行ない、また、学者、利用者等を参考人として招致し、その意見を徴する等、熱心な審議が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎国立学校特別会計法 (昭三九・四・三法五五)

一、提案理由 (二月十九日)

○額縁政府委員　ただいま議題となりました国立学校特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、教育の重要性に顧み、従来国立学校の施設の整備及び内容の充実について特段の配慮をしてまいったのでありますが、昭和三十九年度におきましても、同様の方針のもとに所要の予算を計上して別途御審議をお願いしているところであります。さらに国立学校の充実に資する上から特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することが時宜に適するものと認め、ここにこの法律案を提案することといたした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、国立学校にかかる経理を行なうことを目的とするもので、文部大臣が管理することとしております。

第二に、この会計は、一般会計からの繰り入れ金、授業料、入学料、病院収入、積み立て金からの受け入れ金、借り入れ金、財産処分の収入、寄附金及び付属雑収入をその歳入とし、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借り入れ金の償還金及び利子、一時借り入れ金の利子その他の諸費をその歳出としております。

第三に、国立学校の附属病院の施設を整備するため必要があるときは、この会計の負担において借り入れ金をすることができることとしております。

第四に、この会計の毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合においては、将来の施設整備費の確保をはかるため一定の計算のもとに積み立て金として積み立てることとし、なお、残余があるときは翌年度の歳入に繰り入れることとしております。

その他この会計の予算及び決算の作成及び提出に関し必要な事項をはじめとし、一時借り入れ金の借り入れ、国庫余裕金の繰りかえ使用、余裕金及び積み立て金の資金運用部への預託、奨学交付金の委任経理等について必要な事項を定めるとともに、一般会計所属の財産を国立学校の用に供するため、この会計に所管がえ等をし、または使用させる場合は、当分の間無償として整理することとして、この会計の財政の安定に資することとするほか、この特別会計の設置に伴い必要な経過規定及び関係法の諸規定の整備を行なうこととしております。

次に租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和三十九年度税制改正の一環として、さきに提出いたしました所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案等の改正諸法案に引き続き、企業の国際競争力の強化及び自己資本の充実、資本市場の育成並びに科学技術の振興等の措置を講ずる必要があるので、ここにこの法律案を提出いたす次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を申し上げま

す。

第一は、輸出所得の特別控除制度は、本年三月末にその適用期限到来と同時に廃止するわけでありますが、国際収支の安定改善をはかることが緊要でありますので、この際企業の国際競争力の強化等に資するため、次の措置を講ずることとしております。

その一は、輸出割り増し償却制度についてその適用期限を三年間延長するとともに、普通償却範囲額に輸出割合を乗じた額の八〇%に相当する額を割り増し償却の範囲額とすることとし、制度の簡素合理化をはかることといたしております。

その二は、技術輸出所得控除制度につき、その適用期限を五年間延長するとともに、取引基準にかかる控除割合を、海外への技術提供による収入金額の五〇%から七〇%に引き上げ、さらに、その適用対象に対外支払い手段を対価とするコンサルティング業務の収入及び輸出貨物の運送その他対外支払い手段を対価とする運送業務の収入を含め、この場合の取引基準にかかる控除割合は、それぞれ収入金額の二〇%または三〇%とすることといたしております。

その三は、海外市場の開拓に必要な特別の支出に備えるため、昭和三十九年四月一日から五年間、商社については輸出取引額の〇・五%、製造業者については同じく一・五%相当額の損金算入を認める海外市場開拓準備金制度を創設することであります。

なお、右の準備金にかえ、中小企業が共同して行なう市場調査費用等に充てるため、商工組合に対し輸出を行なう所属組合員が納付する賦課金でその賦課基準が当該組合員の輸出取引額の二・五%以下のものについては、これを損金に算入するとともに、その賦課金の納付を受けた商工組合についても、それに見合う中小企業海外市場開拓準備金の設定を認めることにより、その賦課金の非課税留保を認めることといたしております。

その四は、新開発地域に対する投資を促進するため、昭和三十九年四月一日から五年の間に行なわれる新開発地域に対する特定の投資について、その取得価額の二分の一相当額以下の金額の損金算入を認める海外投資損失準備金制度を創設することであります。

第二は、企業の資本充実に資する見地から、支払い配当に対する法人税率を二八%から二六%に軽減することといたしております。これに伴い、年所得三百万円以下の部分に対応する支払い配当及び特別法人の支払い配当に対する法人税率も、二四%を二二%に、二〇%を一九%に、それぞれ軽減することといたしております。なお、配当受け取り株主の益金不算入割合及び配当控除割合は据え置くこととしております。

第三は、資本市場の育成に資するため、新たに次の措置を講ずることといたしております。

その一は、証券投資信託の収益分配金について、昭和四十年三月三十一日までに支払われるものに対し、五%の税率による源泉分離課税方式を採用することであります。

その二は、証券取引において生ずる事故についての証券業者の補償責任の明確化をはかる措置の一環として、昭和三十九年四月一日から五年の間、売買株式数を基準として一定の割合で積み立てた証券取引責任準備金の損金算入制度を創設することであります。

第四に、科学技術の振興に資するため、次のような措置を講ずることとしております。

その一は、現行の試験研究用機械設備等の初年度三分の一特別償却制度及び開発研究用機械設備等の初年度十分の一特別償却制度を統合して、その拡大をはかり、昭和三十九年四月一日から三年の間に取得した開発研究機械等については、初年度において取得価額の九五%相当額を償却できることとすることであります。

その二は、鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却制度について、その償却割合を、初年度において七〇%、自後二年間にそれぞれ一五%としておりますのを、初年度において一〇〇%償却できることとすることであります。

その三は、重要国産技術の開発に資するため、一定の条件のもとに、国産第一号機の取得につき初年度三分の一の特別償却制度を創設することであります。

第五に、以上のほか、特別償却制度について次のような改正を行なうこととしております。

その一は、住宅建設の促進に資するため、現行の新築貸し家住宅に対する割り増し償却制度の償却割合を、昭和三十九年四月一日から三年の間に新築したものについて、現行の十割増しを二十割増しに、耐火構造のものについては二十割増しを三十割増しに、それぞれ引き上げることであります。

その二は、工業用水法に規定する井戸から工業用水道への強制転換施設につき、初年度三分の一の特別償却制度を創設することであります。

その三は、現行の重要産業用合理化機械の特別償却制度につき、その償却割合を初年度三分の一から四分の一に縮減することであります。

その四は、現行の採鉱用機械設備の特別償却制度につき、その償却割合を初年度九〇%から初年度九五%に引き上げることであります。

第六に、海運業再建整備に伴う措置の一環として、船舶の減価償却に関し、運輸大臣の承認を受けた整備計画の実施中は、船舶についての償却不足額の打ち切りを行なわないこととするほか、その整備計画に基づく合併等に際しては、償却不足額の引き継ぎを認めることといたしております。

第七は、協同組合に対する課税の特例といたしまして、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合及び商工組合等のうち、一定の要件に該当するものに対しては、留保金が出資の四分の一に達するまでは、昭和三十九年四月一日から五年の間に終了する各事業年度における留保所得の二分の一について、法人税を課さないこととする制度を創設することといたしております。

第八に、森林組合が森林組合合併助成法に基づいて合併した場合には、現行の資産の評価益分の清算所得に対する課税の繰り延べ措置のほか、新たに被合併組合の積み立て金からなる部分の清算所得につき非課税とする措置を講ずることといたしております。

第九は、医療法人に対する課税の特例として、医療法人のうち、その事業が公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的な運営がなされるものとして大蔵大臣の承認をするものについては、その所得に対する法人税率を、現行年二百万円超三八%、年二百万円以下三三%から、一律に二八%に軽減することといたしております。

第十は、石油資源開発株式会社の昭和三十四年三月期及び昭和三十五年三月期の欠損金については、その繰り越し控除できる期間を、五年から八年に延長することとしております。

第十一は、法人の交際費の損金不算入制度の改正であります。すなわち、この制度の適用期限をさらに三年間延長するとともに、最近における交際費支出の状況に顧み、その控除額を、現在の年三百万円と資本金額等の千分の一との合計額から年四百万円と資本金額等の千分の二・五との合計額に引き上げるとともに、損金不算入割合を二〇%から三〇%に引き上げることとしております。

第十二は、開墾地等の農業所得及び土地改良事業施行地の後作所得に対する所得税の免税措置について、その適用期限を三年間延長するとともに、適用対象農産物の整理合理化をはかることといたしております。

第十三は、贈与税の課税の特例でありますが、農業を経営する個人が推定相続人に農地を贈与して、その農業経営を行なわせる場合には、一定の条件のもとに、贈与税の納期限の延長を認めるとともに、その後相続があったときには、その農地を相続財産に含めて相続税を課することとし、贈与税との調整をはかることといたしております。

第十四は、ブドウ糖の消費促進をはかるため、一定の規格のブドウ糖混和糖水については、砂糖消費税の税率を一キログラム当たり十二円から七円に軽減することといたしております。

第十五は、昭和三十八年度末に期限の到来する特別措置のうち、特定のものについての期限の延長であります。すなわち、航空機の通行税の軽減措置については一年、増資登記に対する登録税の軽減措置、農地の交換による所有権取得登記及び開拓農地の取得登記に対する登録税の特例措置等については三年と、それぞれの適用期限を延長することといたしております。

最後に、商法改正に伴う規定の整備をはかるほか、最近における石油化学工業の進展に即応するため、石油化学製品の製造のための用途に消費される揮発油に対する免税規定等の整備合理化をはかることといたしております。

最後に、関税定率法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近の経済情勢の変化に対応する等のため、関税定率法及び関税暫定措置法に規定されている税率について所要の調整を行なうほか、国産原油の購入にかかる関税の特別還付制度を新たに設ける等関税定率法、関税暫定措置法及び関税法の一部について所要の改正を行なう必要があるのでこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。

現行関税率は、昭和三十六年に全面改正が行なわれ、次いで二回にわたる部分改正を経て今日に至っているのでありますが、最近の経済情勢の変化に対応する等のため、一部品目につき、関税率を調整する必要があると認められるのであります。関税率の調整につきましては、昨年十一月以来、関税率審議会は、現行関税率をいかに改めるべきかとの諮問に対しまして、個々の関税率について詳細に検討し、慎重審議の結果、昨年十二月及び本年一月の二回にわたって答申を行なったのであります。この法律案により関税率が改正されることとなっておりますものは、これらの答申等に基づくものでありまして、関税定率法及び関税暫定措置法を通じ、実行税率が変更されることとなるものは、八十二品目となっているのであります。その内訳は、税率を引き上げるもの二十品目、税率を引き下げるもの四十四品目、従価税率から従量税率に切りかえるもの二品目、従価従量選択税率に切りかえるもの二品目、関税割当制度を採用するもの二品目、関税割当制度を廃止するもの八品目、その他四品目となっております。

なお、関税暫定措置法では、関税率の調整に関し期限を付して暫定的特例を定めることとされているのでありますが、重要機械類の免税制度等十二の暫定免税等の制度の期限が本年三月三十一日となっておりますので、それらの期限をさらに一年延長いたしますとともに、関税暫定措置法に規定されている税率で本年三月三十一日に適用期限の到来する八十四品目のうち、四十五品目について、その適用期限を延長することといたしております。

また、この法律案では、国産原油の購入に関しまして、関税の特別還付制度を新設することといたしております。すなわち、国産原油の引き取りの円滑化をはかるため、国産原油を購入する石油精製業者がこうむる負担増加の補てん措置として、その者が納付した原油関税のうち自動車用等ガソリンにかかるものを還付する制度を新設することとしているのであります。

また、豚肉につきましては、豚肉の国内卸売り価格が畜産物の価格安定等に関する法律による安定上位価格を越えて騰貴している場合には、関税定率法第十二条を準用することとし、輸入豚肉の価格が国内卸売り価格を越えて上昇しているときに、関税を減免することができることとしているのであります。

このほか、減免税制度に関しましては、低開発国貿易を拡大するため、デーツロップ製造用なつめやしの実及び落花生油製造用落花生を製造用原料品の減免税の対象に加え、輸出入取引の円滑化に資するため、輸出入貨物を試験または検査する機器に再輸出免税を適用することができることとし、新規産業を育成するため、ブラストサイジン・エスまたはしよ糖脂肪酸エステル用砂糖を新たに減税するとともに、現在免税されている給食用脱脂粉乳が変質した場合等に配合飼料製造のために転用されるときの規定を整備することとしております。

なお、関税法につきましてその一部を改正して端数計算に関する規定を改訂するほか、所要の規定の整備を行なうことといたしてお

ります。

以上が、国立学校特別会計法案外二法案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告（三月二十八日）

○山中貞則君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、国立学校特別会計法案について申し上げます。

この法案は、教育の重要性に顧み、国立学校の施設の整備及び内容の充実をはかるため、新たに国立学校特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであります。

法案の内容は、

第一に、この会計は文部大臣が管理すること、

第二に、この会計の歳入は、一般会計からの繰り入れ金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積み立て金からの受け入れ金、借り入れ金、財産処分収入、寄付金及び付属雑収入とし、歳出は、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借り入れ金の償還金及び利子、一時借り入れ金の利子その他の諸費としております。

第三に、国立学校の付属病院の施設を整備するため必要があるときは、この会計の負担において借り入れ金をすることができることとしております。

第四に、この会計の毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合においては、将来の施設整備費の確保をはかるため、一定の計算のもとに積み立て金として積み立てることとし、なお、残余があるときは、翌年度の歳入に繰り入れることとしております。

その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関し必要な事項をはじめとし、一時借り入れ金の借り入れ、国庫余裕金の繰りかえ使用、余裕金及び積み立て金の資金運用部への預託、奨学交付金の委任経理等について必要な事項を定めております。

次に、自動車検査登録特別会計法案について申し上げます。

この法案は、最近における自動車の激増に対処し、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善をはかるため、新たに特別会計を設置して、これを一般会計と区分して経理しようとするものであります。

法案の内容は、

第一に、この特別会計は運輸大臣が管理することにしております。

第二に、この会計の歳入は、自動車検査登録印紙売り渡し収入及び付属雑収入とし、歳出は、事務取り扱い費、施設費及び一時借り入れ金の利子その他の諸費としております。

その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関し必要な事項をはじめとし、決算上の剰余金の処分、余裕金の資金運用部への預託、一時借り入れ金の借り入れ等について必要な事項を定めております。

最後に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、飼料需給安定法の規定による飼料需給計画に基づいて、政府の行なう輸入飼料の買い入れ、売り渡し等に関する経理を明確にするため、食糧管理特別会計に新たに輸入飼料勘定を設けるとともに、これに伴って必要な規定の整備をはかろうとするものであります。すなわち、輸入飼料の買い入れ、売り渡し等に関する経理は、現在、暫定的に、農産物等安定勘定において行なっておりますが、輸入飼料の取り扱い数量が増加し、農産物等安定勘定の歳入、歳出の予算の中で、輸入飼料にかかるものがその大部分を占めるとともに、同勘定に生ずる損失も、そのほとんどが輸入飼料の取り扱いにかかるものとなっておりますので、今回その経理を明確にするため、輸入飼料勘定を設けることといたすものであります。

その内容は、

第一に、この勘定においては、輸入飼料の売り渡し代金、調整勘定よりの受け入れ金、一般会計よりの受け入れ金、その他付属雑収入をもってその歳入とし、輸入飼料の買い入れ、売り渡し及び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金その他付属諸費をもってその歳出としております。

第二に、輸入飼料の買い入れ代金の財源あるいは資金繰りに充てるため必要があるときは、一年以内あるいは当該年度内に償還すべき証券を発行し、または借り入れ金もしくは一時借り入れ金を行なうことができることとしております。

第三に、この勘定の利益または損失は、この勘定の積み立て金として積み立てまたは減額して整理し、整理できないものは、損失の繰り越しとして整理することにいたしております。

第四に、この勘定に生ずる損失は、予算の定めるところにより、一般会計から繰り入れてこれを補てんすることができることといたしております。

その他、この勘定の設置に伴って必要な規定の整備をはかることにいたしております。

以上、三法律案については、慎重に審議し、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

かくて、昨二十七日、質疑を終了し、直ちに国立学校特別会計法案、及び自動車検査登録特別会計法案の二法案を一括して討論に入りましたところ、卜部委員は、日本社会党を代表して、総計予算主義の原則に反する等の理由をあげて両案に反対し、小山委員は、自由民主党を代表して、特別会計設置の利点等をあげて両案に賛成し、また竹本委員は、民主社会党を代表して、特別会計の無原則な増設等を理由として両案に反対の討論を行なわれました。次いで、採決いたしましたところ、右二法案は多数をもって可決し、また、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決となりました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（四月三日）

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました国立学校特別会計法案

について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、国立学校の拡充整備を促進し、その円滑な運営をはかるとともに、経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに特別会計を設けようとするものでありまして、同特別会計は、文部大臣がこれを管理し、一般会計からの繰り入れ金、授業料、入学料及び検定料、病院収入、積み立て金からの受け入れ金、借り入れ金、財産処分収入及び寄付金等を歳入とし、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借り入れ金の償還金等を歳出とすることとし、病院の施設整備のため必要があるときは借り入れ金ができることとし、決算上の剰余は一定の計算のもとに積み立て金として積み立てることにするほか、奨学交付金の委任経理等の必要な事項を定め、さらに一般会計所属の財産を同特別会計に所管がえする場合等は、当分の間無償で整理する等の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、文教委員会と連合審査会を開く等慎重審議を行ない、特別会計を設置する基本的な理由は何か、また、国立学校の充実に資する上にいかなる利益があるか、特別会計を設置することによって独立採算制をしいることにならないか、学校財産の処分方針はどうか、そのほか、本案立案までの経過等について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して柴田委員より、本案に賛成するものでありますが、法律の施行が予定期日よりもおくれたことに伴い、施行期日の「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に改めるとともに、一般会計に所属する資産及び負債で国立学校にかかるものの特別会計に帰属せしめる期日を「昭和三十九年四月一日」に改める修正案が提出され、日本社会党を代表して鈴木委員より、原案及び修正案に対し、それぞれ理由を付して反対の意見が述べられました。

かくて討論を終わり、まず、柴田委員提出の修正案を採決の結果、多数をもって可決され、次いで、修正部分を除く原案について採決の結果、多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律

（昭三九・四・六法五六）

一、提案理由（二月十一日）

（労働災害防止団体等に関する法律（昭三九―法一一八）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院社会労働委員長報告（三月十九日）

（医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九―法四四）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院社会労働委員長報告（三月二十七日）

○鈴木強君　ただいま議題となりました労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

本法律案は、労働保険審査会の受理事件の増加傾向にかんがみ、その迅速適正な処理をはからんとするものであります。政府原案の要旨は、第一に、労働保険審査会の委員を三名増加して六名とすること。

第二に、労働者災害補償保険法、失業保険法、炭鉱離職者臨時措置法による再審査請求及び中小企業退職金共済法による審査申し立てに関する受理事件を、委員三名の合議体で分担処理すること。第三に、委員全員の合議体で受理事件以外の会務を処理し、審査会が定める場合には受理事件を処理すること等であります。

本法律案は衆議院において修正せられ、委員全員の合議体で受理事件を処理する場合を具体的に規定されました。

委員会においては、大橋労働大臣及び政府委員に対し、労働保険審査会の受理事件の概況、処理状況、審査会事務室の機構、職務等に関して、熱心な質疑が行なわれ、特に、審査会の独立性を確保するため独立の事務局を設けるべきではないかとの質疑に対し、大橋労働大臣から、「御意見ごもっともと考えます、関係各省と交渉調整の必要がありますが、御意見の方向で努力いたします」旨の答弁がありましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、藤田藤太郎委員から、審査会事務機構の独立強化を要望して本法律案に賛成する旨の発言があり、次いで採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。（拍手）

◎麻薬取締法の一部を改正する法律

（昭三九・四・一一法五七）

一、提案理由（二月十二日）

（社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律（昭三九―法三八）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院社会労働委員長報告（三月三十一日）

○井村重雄君　ただいま議題となりました麻薬取締法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近年における麻薬中毒者の増加や麻薬犯罪の悪質化は、保健衛生上及び治安対策上重大なる問題となり、さきの第四十三回国会においては麻薬取締法等についての大改正を行なったのでありますが、本案は、最近における麻薬事犯の手口の巧妙化や潜在化等にかんがみ、麻薬取締官及び麻薬取締員の増員、すなわち、百五十名以内であった麻薬取締官を百六十名以内に、また、百二十名以内であった麻薬取締員を百三十五名以内に、それぞれ増員し、麻薬取り締まり体制の整備強化をはかろうとするものでございます。

本案は、去る二月三日本委員会に付託となり、三月三十日、質疑を終了いたしましたところ、麻薬取扱者中、麻薬施用者等の免許の有効期間について、自由民主党及び日本社会党よりそれぞれ修正案

が提出され、小宮山重四郎君及び河野正君より趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、日本社会党の修正案は否決され、本案は自由民主党の修正案どおり修正議決すべきものと議決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院社会労働委員長報告（四月八日）

○鈴木強君　ただいま議題となりました麻薬取締法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

政府原案の要旨は、麻薬取締官を十名、都道府県における麻薬取締員を十五名それぞれ増加し、施行期日を本年四月一日とするものであります。

本法律案は、衆議院において修正を加えられ、麻薬の小売り業者、施用者、管理者、または研究者に対する麻薬取り扱い免許の有効期間を一年延長して、免許の日からその日の属する年の翌年の十二月三十一日までに改められました。

委員会においては、小林厚生大臣、政府委員及び衆議院修正案の提出者である衆議院議員小宮山重四郎君に対し、衆議院修正によって延長された麻薬取り扱い免許の有効期間の基準、右有効期間を業態によって区別した理由、免許手数料と取り扱い者の収入との関係、昨年の法律改正による取り締まり強化後の麻薬事犯の推移、これに対する取り締まり状況等について、熱心な質疑で行なわれました。また高野委員から、本法律案の施行期日に関し、『附則第一項中「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に改める』との修正案が提出されましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、次いで高野委員提出の修正案及び右修正部分を除く衆議院送付案について順次採決の結果、いずれも多数をもって可決せられ、衆議院送付案を修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

◎石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・四・一三法五八）

一、提案理由（二月二十日）

○福田（一）国務大臣　石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法は、昨年、第四十三国会におきまして、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害について、鉱害賠償のための十分な担保をあらかじめ積み立てさせ、賠償担保制度を充実させるとともに担保として積み立てられた資金に政府資金を加えたものを財源として、賠償資金融資を行ない、鉱害の被害者の保護を手厚くすると同時に、石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的として制定されたものであります。

この制度の実施につきましては、昨年七月、三億円全額政府出資の特殊法人として鉱害賠償基金を設立し、その促進につとめておりますが、最近の石炭鉱業の合理化の進展に伴い、累積している鉱害の処理の促進が強く要請されている一方、石炭鉱業における鉱害賠償資金の確保がきわめて困難な実情にあるため、鉱害賠償資金融資制度の一そうの活用をはかることが緊急の課題となっているのであります。

来年度における石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償につきましては、賠償義務者負担額として約三十四億円が予定されておりますが、このうち約十億円につきましては、最近の石炭鉱業及び亜炭鉱業の実情にかんがみ、鉱害賠償基金が貸し付けを行なうことが必要でありまして、この貸し付けの財源を確保するため、鉱害賠償基金に対し、政府が一億円追加して出資することがぜひとも必要であります。

この改正案の内容は、鉱害の賠償を促進するため、鉱害賠償基金に対し、政府が追加して出資することができるものとすることであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

なお、最初に発言をしてお願いをいたすべきであったのでありますが、また今年もこの石炭問題でいろいろ皆様方に御審議をお願いいたさなければならないと思います。いろいろ皆様のお知恵も拝借しながら、十分その効果をあげてまいりたいと思いますので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。（拍手）

二、衆議院石炭対策特別委員長報告（三月三十一日）

○神田博君　ただいま議題となりました石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

石炭及び亜炭鉱業による鉱害については、従来より、その処理を

円滑に推進するため種々の対策が講ぜられてきたのはすでに御承知のとおりであります。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法は、去る第四十三回国会において制定されたものであり、従来までの鉱業法による供託金制度にかえて、鉱害賠償積み立て金制度を採用し、鉱害賠償担保制度のより一そうの充実をはかるとともに、政府資金を加えて賠償資金の融資等をはかるための実施機関として、特殊法人鉱害賠償基金を創設したのであります。しかるに、最近、石炭鉱業の合理化の進展に伴い、鉱害が急増し、その処理の促進が強く要請されるに至っている実情であります。

本案は、かかる実情にかんがみ、鉱害賠償基金に対し、政府が追加して出資できるものとし、昭和三十九年度一億円追加出資して、鉱害の処理の万全を期そうとするものであります。

本案は、去る二月十日当委員会に付託され、同月二十日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自来、数次にわたり委員会を開き、その間、参考人を招致する等、慎重な審査を重ねたのであります。三月二十六日に至り質疑を終了し、三月三十日、本案に対し、日本社会党多賀谷眞稔君外二名より、政府機関の出資金額については法文上明記すべきである旨の修正案が提出されましたが、採決の結果、少数をもって否決され、引き続き原案を採決に付しましたところ、多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院石炭対策特別委員長報告（四月八日）

○岸田幸雄君　ただいま議題となりました石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昨年七月、三億円全額政府出資の特殊法人として設けられた鉱害賠償基金に対する政府の出資を一億円増額するに際し、今後は追加出資のつど法律改正を要しないよう、その規定を整備しようとするものであります。

当委員会におきましては、賠償義務者が負担すべき資金の調達の見通し、累積鉱害の復旧計画、上水道施設の移管に伴う市町村負担の軽減策、鉱害復旧と産炭地域振興計画との関連等、鉱害復旧の実態と施策について広範な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、大矢委員から、日本社会党を代表して、「今回の改正により、資本金増加が法案審議なくして行なわれるようになることは、国会の審議権軽視で、将来の影響もあり、反対する」との反対意見が述べられました。

討論を終わり、採決しましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。（拍手）

◎中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（昭三九・四・一五法五九）

一、提案理由（二月二十日）

○政府委員（松野孝一君）　中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につき、その提案理由を御説明申し上げます。

中小漁業融資保証制度は、中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸し付けについて漁業信用基金協会がその債務を保証し、かつ、その保証につき政府が保険を行なう制度でありまして、昭和二十七年度に発足し、以来十年余の間、中小漁業者に対する信用の補完を通じて、中小漁業の振興の上に重要な役割を果たしてきているのであります。

しかしながら、最近における沿岸漁業を中心とする中小漁業の現状に徴してみまするならば、その資金需要に一そう円滑に応じ得るためにも、また特に沿岸漁業構造改善事業の円滑な推進を確保する上からも、本制度の拡充をはかることがきわめて必要と考えられるのであります。

そのためには、政府は、明年度から政府の保険料率の引き上げを行なうほか、毎年拡大してまいりました政府の保険に付し得る保証金額の総ワクを一そう大幅に増加する等の措置を講じてまいる所存でありますが、この法律におきまして、沿岸漁業者及び系統金融の

実情に即応して改善を加える必要があると存ずるのであります。このため、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進及び水産加工業者等に対する信用補完の授与に関する所要の改正を行なって、中小漁業の振興に寄与せしめるとともに、漁業信用基金協会の管理等に関する規定を整備しようとするのが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、法律案の主要な内容につき御説明申し上げます。

第一は、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進についての改正であります。その第一点は、信用事業を行なう漁業協同組合を本制度における金融機関とすることであります。現在、本制度におきましては、漁業協同組合が組合員に貸し付けるべき資金を農林中央金庫または信用漁業協同組合連合会から借り入れる段階で保証を付しているのが大部分を占めておりますが、この改正によって、漁業者が漁業協同組合から資金を借り入れることによって負担する債務を直接に漁業信用基金協会が保証し得る道を開くこととなるわけであります。

その第二点は、以上の改正にあわせ、漁業信用基金協会は、会員以外の者の債務は保証しないこととなっておりますのを改め、会員たる漁業協同組合の組合員の債務を保証し得ることとしたことであります。これによって、沿岸漁業者等は、みずから出資して協会の会員とならなくとも、本制度の対象となり得ることとなるわけであります。

第二は、水産加工業の経営に必要な資金の借り入れに対する信用補完の授与についてであります。近年における漁獲物の利用配分の状況を見ますと、水産加工業において漁獲物の相当な部分が処理されておりますが、水産加工業者は、漁獲物の価格維持及び価値の向上に重要な役割をになっておりますので、水産加工業の振興をはかることがきわめて必要となるに至っていると考えられます。したがって、この際、水産加工業の経営に必要な資金の融通の円滑化をはかるため、漁業信用基金協会を通ずる信用補完の制度を利用することとして、漁業の振興に資することといたしたのであります。すなわち、漁業信用基金協会は、漁業の経営に必要な資金の融通の円滑化という本来行なうべき業務のほかに、水産加工業の経営に必要な資金の融通の円滑化のための業務をも行ない得ることとし、このために必要な範囲内において、漁業信用基金協会は、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び水産加工業協同組合の組合員資格を有する水産加工業を営む者をその会員たる資格を有する者とすることができることといたしたのであります。

第三は、漁業信用基金協会の管理等についてでありますが、これにつきましては、役員の責任の明示、余裕金の運用の方法の緩和、解散の場合における残余財産の処分の方法等につき必要な規定の整備を行ない、協会の運営の円滑化をはかることといたしているのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

二、参議院農林水産委員長報告（三月十三日）

○青田源太郎君　ただいま議題となりました両法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案は、中小漁業融資保証制度について、信用事業を行なう漁業協同組合をこの制度の対象である金融機関に加え、漁業信用基金協会は、その会員である漁業協同組合の組合員並びに会員である水産加工業協同組合及びその組合等の金融機関に対する債務をも保証することができることとするとともに、協会の管理に関する規定等を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、水産業、漁家及び協同組合の現況と動向並びにその対策、保証制度の運用状況とその実績及びこれがあり方、この改正法案の趣旨と具体的実施方法及びその影響等が問題となりました。

質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、林業信用基金法の一部を改正する法律案は、林業信用基金に対し、政府が必要と認めるときは、予算の範囲内で追加出資することができることとするとともに、基金の常勤の理事の定数を一人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、林業の見通し及びその振興、林業の基本的法制、林業信用基金の出資、運営、経理及び役職員とその構成、

森林組合の整備強化、森林資源、木材の流通、木炭事情、国有林野事業特別会計のあり方等が問題になりました。

質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院農林水産委員長報告（四月九日）

○高見三郎君　ただいま議題となりました内閣提出、参議院送付にかかる中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案に対する農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

中小漁業融資保証制度は、金融機関の中小漁業者等に対する貸し付けについて、漁業信用基金協会がその債務を保証し、かつ、その保証債務について政府が保険を行ない、中小漁業者等の融資を円滑にしようとするものであります。

この制度は、昭和三十七年に発足し、十余年を経てきておるのでありますが、本案は、最近における中小漁業の現状に徴して、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進及び水産加工業者等に対する信用補完の授与に関して、制度の拡充整備を行ない、中小漁業の振興により一そう寄与せんとするものであります。

農林水産委員会におきましては、去る四月一日提案理由の説明を聴取し、四月八日、質疑を行ない、これを終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本制度本来の意義にかんがみ、沿岸小漁業者に重点を置いた運用を期すること、及び保険料率の引き下げをはかること等について附帯決議が付されたことを申し添え、御報告を終わります。（拍手）

◎予防接種法の一部を改正する法律

（昭三九・四・一六法六〇）

一、提案理由（二月十八日）

○国務大臣（小林武治君）　ただいま議題となりました予防接種法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

従来、予防接種法による急性灰白髄炎の予防接種には、不活化ワクチンを用いていたのでありますが、経口生ポリオワクチンの効果及び普及性にかんがみ、不活化ワクチンにかえて経口生ポリオワクチンを用いることにいたしたのであります。

これに伴い、予防接種を実施するにあたっての定期に関する規定を改正することとした次第であります。

以下、簡単に法案の内容を御説明申し上げます。

従来、急性灰白髄炎の予防接種の定期は、不活化ワクチンにより、第一期を生後六月から生後二十一月に至る期間、第二期を第一期終了後十二月から十八月に至る期間と定めていたのでありますが、これを改めて、経口生ポリオワクチンにより、生後三月から生後十八月に至る期間と定めたのであります。

なお、改正法は昭和三十九年四月一日から施行するものとし、施行時において、従来の不活化ワクチンによる予防接種を受けて完了するに至っていない者等については、別に定期を定めて経口生ポリオワクチンによる予防接種を受けることができるよう措置いたしております。

以上が、この法律案を提案する理由及びその概要でありますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院社会労働委員長報告（三月二十五日）

○鈴木強君　ただいま議題となりました予防接種法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案の要旨は、急性灰白髄炎、いわゆる脊髄性小児麻痺に対する生ポリオ・ワクチンの効果及び普及性にかんがみ、従来の不活化ワクチンの注射にかえて生ポリオ・ワクチンを服用せしめるため、急性灰白髄炎の予防接種の定期を、生後三カ月から生後十八カ月までの期間に改めようとするものであります。

委員会においては、五回にわたり本法律案を審議し、厚生大臣、政府委員、国立予防衛生研究所員に対して熱心な質疑を行ないますとともに、特に国産生ポリオ・ワクチンの安全性等について、慎重の上にも慎重を期するため、二回にわたり七名の参考人から意見を聴取いたしました。すなわち「国産生ポリオ・ワクチンは安全性において外国製品に劣らないか。」「国産ワクチン服用後に発病した事例があって不安を招いているが、真相いかん。」「国産ワクチンの価格は外国製品に比べて高価ではないか。」との質疑に対し、国産生ポ

リオ・ワクチンは、現在最も安全と認められているカナダ、ソビエト産の生ワクチンと全く同じセービン株を用い、ＷＨＯの国際基準にのっとった国定基準に従って製造し、かつ同様の基準による国家検定に合格したものであるから、安全性において、カナダ、ソ連等のセービン・ワクチンに決して劣らない。」「国産ワクチン服用後の発病者について、それぞれ調査したところ、いずれもワクチン服用によるものとは認められない。」「国産ワクチンの価格は、国家検定の費用を含むもので、そんなに高価とは思えない。」との答弁がありました。さらに国産生ポリオ・ワクチンの生産機構、製造方法、検定方法、免疫性等についても質疑が行なわれました。

参考人のうち、二名からは「国産生ポリオ・ワクチンは、実験投与によって安全性を明らかにされていないから、法律による集団投与は時期尚早である。」との意見が述べられ、その他の参考人からは、「セービン株の生ポリオ・ワクチンは、すでにわが国において多量に投与せられて安全性を証明されている。国産生ポリオ・ワクチンは、このセービン株を用い、国際的基準によって製造し、かつ、国家検定されているのであるから、さらに実験投与を行なう必要がない」との見解が述べられました。詳細は会議録によって御承知願います。

昨二十四日、質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会において、全会一致をもって、藤田藤太郎委員の提案にかかる次の附帯決議を行ないました。

予防接種法の一部を改正する法律案附帯決議

一、経口生ポリオワクチンの投与に当っては基準を設け、投与しても健康上支障のないよう医師をして万全を期せしめること。

一、経口生ポリオワクチン投与後の事態を把握し、調査研究するとともに、特に、副作用等の起きた場合は、万全の措置を講ずること。

一、経口生ポリオワクチン予防接種の費用については、国民の負担がかからないよう努力すること。

右決議する。

右に対して、小林厚生大臣から、決議の趣旨を尊重して善処する旨の発言がありました。

以上報告いたします。（拍手）

三、衆議院社会労働委員長報告（四月十日）

○田口長治郎君　ただいま議題となりました予防接種法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

予防接種法による急性灰白髄炎の予防接種は、従来、不活化ワクチンを用いておったのでありますが、最近における経口生ポリオワクチンの効果及び普及性にかんがみ、不活化ワクチンにかえて経口生ポリオワクチンを用いようとするものであります。

このため、急性灰白髄炎の予防接種の定期は、不活化ワクチンにより、第一期を生後六月から生後二十一月に至る期間、第二期を第一期終了後十二月から十八月に至る期間とあったものを、本案は、経口生ポリオワクチンにより、生後三月から生後十八月に至る期間と改めたことであります。

なお、本案は、その施行時において、従来の不活化ワクチンに予防接種を受けて完了するに至っていない者等につきましては、別に定期を定め、経口生ポリオワクチンによる予防接種を受けることができるよう措置しようとするものであります。

本案は、去る三月二十五日本委員会に付託となり、四月九日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、施行期日について、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同の修正案が提出せられ、竹内黎一君より趣旨の説明を聴取した後、討論を行ない、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決いたした次第であります。

なお、本案に対し、橋本龍太郎君外二名提出にかかる三党共同の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎日本貿易振興会法の一部を改正する法律（昭三九・四・一八法六一）

一、提案理由（二月十四日）

○福田（一）国務大臣　日本貿易振興会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

わが国の経済を長期にわたり拡大発展させるためには、官民一体となって、輸出振興のために不断の努力を払っていかなければなりませんが、開放経済体制への移行が本格化し、また、国際競争がますます激化しつつある現在、輸出振興に対するこのような要請は、一そう切なるものがあります。

政府といたしましては、かねてから輸出環境の整備、輸出振興税制及び輸出金融の拡充強化、日本貿易振興会に対する助成の強化、輸出振興機運の醸成等各般の面にわたって努力いたしてまいりました。

なかんずく、日本貿易振興会につきましては、従来から民間、政府共同の輸出振興の中核体として、育成強化をはかってまいりましたが、現在国会において御審議いただいております三十九年度予算案におきましても、貿易資料センターの設置、輸出秩序維持対策事業、国際見本市事業、トレードセンター等の海外施設の設置運営事業、業種別輸出振興対策事業等の一そうの拡充強化をはかることといたしまして、五億円の追加出資を含む合計三十一億三千万円を計上いたしている次第であります。一方、このような日本貿易振興会に対する助成の強化、同会の業務量の増大に対応いたしまして、同会の体制の整備の必要が生じてまいっている次第であります。

次に、この法律案の内容を御説明させていただきます。

内容の第一は、政府の一般会計から追加出資を受け入れることができるように、資本金関係の規定を整備しようとするものであります。

第二は、業務量の増大に対処して、業務の円滑な遂行をはかるため、理事を増員しようとするものであります。

第三は、日本貿易振興会の運営全般にわたって、より一そう民間各界の意見を反映させるため、運営審議会の委員を増員しようとするものであります。

以上が本法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告（四月三日）

○二階堂進君　ただいま議題となりました日本貿易振興会法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、日本貿易振興会は、従来輸出振興のために相当の実績をあげてきているのでありますが、今後わが国の輸出振興上、同会の占める役割はますます重大となってきております。

本案は、このような事態に対処して、日本貿易振興会の業務量の増大に備え、同会に対する助成を強化して、同会の体制をより一そう整備するため提案されたものであります。

その内容は、政府が追加出資を行なうことができるように資本金に関する規定を整備すること、理事の定数を六人以内から七人以内に改めること、及び運営審議会の委員の定数を十二人以内から十五人以内に改めることであります。なお、昭和三十九年度一般会計予算に出資金として五億円が計上されております。

本案は、去る二月十三日商工委員会に付託され、十四日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、三月十三日より審議に入り、四月一日参考人を招致する等、慎重に審議を行ないましたが、その内容は会議録に譲ります。

同日質疑を終了し、日本社会党より、資本金の追加出資額に関する規定については法文に明記すべき旨の修正案が提出されましたが、採決の結果少数をもって否決され、引き続き本案を採決しましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院商工委員長報告（四月十五日）

○前田久吉君　ただいま議題となりました日本貿易振興会の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

日本貿易振興会法は、御承知のように、昭和三十三年に制定され、日本貿易振興会、いわゆるジェトロを設立したのでありますが、最近、開放経済体制への移行や国際競争の激化などに対処するため、ジェトロの業務を拡充し、その運営体制をさらに整備する必要を生じましたので、本改正法案の提出を見るに至ったのであります。

改正の第一は、ジェトロの資本金として、政府が今年度に五億円に追加資するに際し、資本金に関する規定を改め、今後は予算の定める範囲内で、そのつど、政府の追加出資ができるとすること。

第二は、理事の定数を一名増員して、七人以内とすること。

第三は、民間各界の意見を一そう反映せしめるため、運営審議会委員の定数を三名増員して、十五人以内に改めることであります。

本委員会では、参考人として、ジェトロの杉理事長を呼び、意見を聴取するなど、慎重に審査いたしました。

質疑のおもなるものは、政府の追加出資を予算の審議のみで決定することは、国会の審議権を縮小するものではないかということ、ジェトロの役員及び運営審議会委員の人選、運営状況、海外駐在職員の待遇問題並びに余裕金の運用方法などの諸問題でありましたが、詳しくは会議録によって御承知願います。

質疑を終わって討論に入りましたところ、まず近藤委員より、本法案に反対する旨の発言があり、理由として、追加出資規定の改正は、国会の審議権を軽視するものであり、ジェトロの人事は、役

人の天下りや、その海外派遣に多く利用され、余裕金の運用方法等については全然配慮がされていないということがあげられました。

次いで、赤間委員及び田畑委員よりは、それぞれ、開放経済体制に備えて本改正法案は必要であるとして、賛成意見が述べられました。

討論を終わって採決いたしましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

◎オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律

（昭三九・四・二〇法六二）

一、提案理由（四月七日）

○田中国務大臣　ただいま議題となりましたオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本年十月、東京において開催されるオリンピック第十八回大会を記念するため、政府は、新図案の百円臨時補助貨幣を発行することといたしておりますが、オリンピック東京大会記念の意義を一そう高めます見地から、今回さらに、諸外国におけるオリンピック記念貨幣発行の例をも考慮いたしまして、これらと比較いたしましても遜色のない、より高額の貨幣を発行することとし、現在臨時通貨法によって発行を認められております百円以下の臨時補助貨幣のほかに、特別にオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行を行ない得ることとしようとするものであります。

なお、この千円の臨時補助貨幣は、他の臨時補助貨幣の例にならい、二万円を限度として法貨として通用することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員長報告（四月九日）

○島村一郎　ただいま議題となりましたオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、オリンピック東京大会準備促進特別審議会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、本年十月に開催されるオリンピック東京大会を記念するため、すでに発行が決定されております百円の臨時補助貨幣のほかに、さらに千円の臨時補助貨幣を発行することとし、その法貨としての通用限度を二万円までと定めること等を内容とするものでございます。

本案は、去る三日本委員会に付託になり、七日、政府より提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院オリンピック準備促進特別委員長報告（四月十五日）

○佐藤尚武君　ただいま議題となりましたオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまし

て、オリンピック準備促進特別委員会における審議の経過とその結果を御報告いたします。

本法律案は、本年十月東京において開催されるオリンピック第十八回大会を記念するため、各界の要望にこたえて、特別に千円の高額臨時補助貨幣を発行することができるようにしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、各委員から、本法と臨時通貨法との関連、記念貨幣の発行計画、鋳造能力、退蔵及び外国持ち出し等の問題について、政府に対して熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細につきましては、会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論もなく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

（昭三九・四・二〇法六三）

一、提案理由（二月十八日）

○国務大臣（古池信三君）　ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、簡易生命保険の保険金の最高制限額及び最低制限額をそれぞれ引き上げるとともに、簡易生命保険の新種として特別養老保険の制度を創設しようとするものであります。

まず保険金の最高制限額の引き上げについて申し上げます。

現在、保険金の最高額は五十万円に制限されているのでありますが、最近における社会経済事情の推移にかんがみますときは、この金額では、国民の経済生活の安定をはかり、その福祉の増進を目的とする制度本来の機能を十分発揮することが困難でありまして、簡易保険加入者からも保険金の最高制限額の引き上げが強く要望されているのであります。

また、事業自体といたしましても、終戦直後に大量に募集した契約が、ここ数年のうちに集中して満期となりますので、この集中満期による事業規模の縮小を防止し、さらに事業の発展をはかるため、保険金の最高制限額を引き上げて募集活動の積極的推進をはかる必要があるのであります。これらの理由から、保険金の最高制限額を百万円に引き上げようとするものであります。

次に、保険金の最低制度額の引き上げについて申し上げます。

現在、保険金の最低制限額は一万円となっておりますが、最近の経済事情のもとにおきましては、保険金額としてはいかにも低額であり、保険的価値に乏しいものと考えられますし、また、最近の新規契約についてみましても、保険金額五万円未満の契約はきわめて少なく、しかも逐年減少の傾向をたどっておりますので、この際、保険金の最低制限額を五万円に引き上げようとするものであります。

第三に、特別養老保険の創設について申し上げます。

御承知のように、生命保険本来の機能は死亡保障にあるのでありますが、この死亡保障のみを目的とした終身保険は、従来、わが国におきましては一般に歓迎されず、貯蓄的要素の濃い養老保険が生命保険の主流をなしているのが現状であります。最近における社会経済事情の推移と保険思想の普及に伴い、死亡保障に重点をおいた生命保険に対する需要が次第に高まってきておりますので、このような保険需要の動向を考慮いたしまして、従来の養老保険の性格を保有させながら、安い保険料により、死亡保障を強化した生命保険を提供しようというのが今回の特別養老保険でございます。すなわち、加入者が死亡した場合に支払う保険金額を保険期間が満了した場合に支払う保険金額の二倍の額とするものであります。

したがいまして、この新しい保険は、生命保険本来の死亡保障の機能を前進させ、事業の体質改善に寄与する意義がある次第でござ

います。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、参議院逓信委員長報告（三月十八日）

○光村甚助君　ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、逓信委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、保険金の最高制限額及び最低制限額を引き上げるとともに、新たに特別養老保険の制度を創設しようとするものでありまして、改正の要点を申し上げますと、

第一点は、最近における社会経済事情の推移にかんがみますとき、現在の五十万円では、国民の経済生活の安定をはかり、その福祉の増進を目的とする制度本来の機能を十分発揮することが困難であり、また、事業自体といたしましても、終戦直後に大量に募集した契約がここ数年のうちに集中満期となりますので、満期による事業規模の縮小を防止し、さらに事業の発展をはかるため、最高制限額を百万円に引き上げようとするものであります。

第二点は、現在保険金の最低制限額は一万円となっておりますが、最近の経済事情下におきましてはあまりにも低額で、保険的価値に乏しく、また最近の新規契約について見ましても五万円未満の契約はきわめて少ないので、最低制限額を五万円に引き上げようとするものであります。

第三点は、最近における保険思想の普及に伴い、死亡保障に重点を置いた生命保険に対する需要が次第に高まってきておりますので、従来の養老保険の性格を保有させながら、安い保険料により死亡保障を強化した生命保険を提供しようというのでありまして、加入者が死亡した場合に支払う保険金額を、期間が満了した場合に支払う保険金額の二倍の額としようとするものであります。

逓信委員会におきましては、数回にわたり委員会を開き、慎重審議をいたしたのでありますが、質疑のおもなるものは、最高制限額百万円に引き上げの根拠、簡保積み立て金及び余裕金の運用、事業経営の体質改善、新種保険の発売目標、簡易保険関係の福祉施設等でありましたが、その詳細は会議録によって御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野上委員より、

簡保積立金は、既に一兆円を突破し、これが運用の如何は事業の消長に重大な影響を及ぼし且つ国民の経済生活の安定と福祉の増進に至大の関係を持つに至った。しかも国の社会保障制度のいまだ不備な現状から、契約者はその運用の是非について大きな関心を持って見守っている。

かくのごとき状況にかんがみ、郵政当局は本積立金の運用に当っては関係法律の解釈を適正にし、いやしくも誤解を招くことのないよう配意するは勿論、契約者の保護に今後一層の努力を払うべきである。

との附帯決議を付して本案に賛成、自由民主党を代表して鈴木委員より本案に賛成する旨の発言があり、討論を終え、採決の結果、全会一致をもって附帯決議を付して原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院逓信委員長報告（四月九日）

○秋田大助君　ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に関し、逓信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月十三日内閣から参議院に提出され、三月十八日同院において可決の上本院に送付せられたものでありますが、その趣旨とするところは、加入者の保険的保護を厚くし、あわせて、事業の発展を期するため、簡易生命保険の最高保険金額を現行の五十万円から百万円に、また、その最低保険金額を現行の一万円から五万円に引き上げるとともに、従来の養老保険の性格を保有させ、かつ、死亡保障を強化した特別養老保険を新設しようとするものであります。

なお、施行期日は本年四月一日となっております。

逓信委員会においては、本案付託以来慎重審議を続けた後、四月三日質疑終了、次いで、自由民主党佐藤洋之助君より、本法律案の

簡易生命保険法の一部を改正する法律

施行期日を「公布の日」と改める旨の修正案が提出され、続いて、修正案及び修正部分を除く原案につき採決の結果、全会一致をもって可決、よって、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次いで、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三党の共同提案により、簡易生命保険積み立て金運用の適正を期すべき旨等の附帯決議を付した次第であります。

以上をもって御報告を終わります。（拍手）

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

（昭三九・四・二〇法六四）

一、提案理由（三月三日）

○国務大臣（賀屋興宣君）　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、土地の状況、交通の利便等にかんがみ簡易裁判所の管轄区域を変更し、最近における市町村の廃置分合等に伴い下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行なおうとするものでありまして、以下今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、鰍沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村字富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄区域としようとするものでありまして、地元の住民の希望を考慮するとともに、関係諸機関の意見をも十分参酌したものであります。

第二は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なおうとするものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

次に、ただいま議題となりました遺言の方式の準拠法に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案の趣旨は、渉外的性質を有する遺言について、その方式に関し、いずれの国の法律が適用されるべきかを定めるものであります。遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約について承認を求めるの件がこの国会に提出されておりますが、これは、遺言の方式の準拠法を定める各国の規定を統一することを目的とする条約であって、同条約の批准に伴う国内法上の措置としてこの法律案を提出したのであります。したがいまして、この法律案の内容は、同条約中の準拠法の指定に関する規定を、その表現に若干の修正を加えて取り入れたものであります。

次に、この法律案の要点を申し上げますと、

第一に、遺言は、その方式が、(イ)行為地法、(ロ)遺言者の本国法、(ハ)遺言者の住所地法または常居所地法、(ニ)不動産に関する遺言についてその不動産の所在地法、のいずれかに適合するときは、方式に関し有効であるものとしております。このように多数の法律が準拠法とされておりますのは、遺言が単なる方式上の理由で無効とされることを、準拠法を指定する法律の立場からはできる限り避けようとするものであります。なお、遺言を取り消す遺言については、さらに、その方式が、従前の遺言の準拠法の適合するときも、方式に関し有効であるものとしております。

第二に、この法律の適用範囲を明らかにするために、若干の規定を設けております。

第三に、遺言者の本国法及び住所地法を決定する基準についての規定を設けております。

第四に、外国法の適用がわが国の公の秩序に反する場合には、それを適用しないこととしております。

第五に、この法律は、前に述べました条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、法例及び民法について所要の整理をすることとしております。

以上が、この法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますよう、希望いたします。

二、参議院法務委員長報告（三月二十七日）

○中山福藏君　ただいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の趣旨は、第一に、簡易裁判所の管轄区域の変更でありまして、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、鰍沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村字富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄とすること、第二に、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表を整理することであります。

さて、当委員会におきましては、去る三月二十七日本案が付託されて以来、慎重審議を重ね、本月九日に至り一切の質疑を終了いたした次第であります。その詳細は会議録に譲ります。

次いで、十四日、別に討論がありませんので、直ちに採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院法務委員長報告（四月十六日）

○濱野清吾君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、第一に、簡易裁判所の管轄区域の変更でありまして、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、鰍沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村字富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄とすること、第二に、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表を整理することであります。

委員会は、三月三日提案理由の説明を聴取いたした後、三月二十六日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

きものと決した次第であります。

なお、各党を代表して坂本泰良委員より、本案に対し、政府並びに最高裁判所当局は、未開庁簡易裁判所について再検討を行ない、簡易裁判所の運営を合理化すべきこと、及び、判事、検事の定員の増加につとめ、有資格者を可及的すみやかに判事、検事に採用して、運営に遺憾なきを期すべきであるとの趣旨の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもってこれを付することに決したわけでございます。

右、御報告申し上げます。（拍手）

◎中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇法六五）

一、提案理由（二月十九日）

○福田（一）国務大臣　ただいま提案になりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業金融公庫は、政府関係中小企業金融機関として、一般金融機関が融通することが困難な長期資金を中小企業者に対して融通いたすことによりまして、中小企業の発展に多大の貢献をしているのであります。

当公庫は、これまでその資金源を政府からの借り入れに仰いできたのでありますが、最近、中小企業の近代化を早急に実現することが国民経済の均衡ある成長発展のために特に強く要請されている実情にかんがみますとき、この際当公庫が債券を発行することにより、民間資金を調達する道を開きまして、中小企業に対する融資の一層の拡充をはかることが必要であると考える次第であります。

かような趣旨に基づきまして、今回、中小企業金融公庫法の一部を改正しようとするものでありますが、その概要は次のとおりであります。

すなわち、中小企業金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、資本金の二十倍に相当する金額を限度として、中小企業債券を発行することができるようにするものであります。これに関連いたしまして、政府が中小企業債券の元本の償還及び利息の支払いについて保証することができるようにするとともに、中小企業債券の発行に関する手続等について所要の規定を設けることとしております。

なお、このほか、中小企業金融公庫の業務の適正なる運営を確保するため、当公庫の監事の権限に関する規定を整備しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告（三月二十七日）

（中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六七）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院商工委員長報告（四月八日）

（中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六七）の委員長報告と一括して掲載）

◎中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇法六六）

一、提案理由（二月十一日）

（中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六七）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院商工委員長報告（三月二十七日）

（中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六七）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院商工委員長報告（四月八日）

（中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六七）の委員長報告と一括して掲載）

◎中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三九・四・二〇法六七）

一、提案理由（二月十一日）

○福田（一）国務大臣　中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、わが国経済において、中小企業が占める地位の重要性にかんがみまして、従来よりその近代化の推進につとめてきたところであります。その施策の一環として、中小企業の近代化に必要な資金の貸し付け事業を行なう都道府県に対する国の助成内容を一そう拡充するため、三十八年度より中小企業高度化資金貸し付け制度を設け、工場、店舗の集団化等中小企業者が行なう事業の共同化を強力に助成することとしてまいりました。

このたび、流通機構の近代化の要請に中小小売り商が積極的に対処し得るよう、従来からの小売り商業店舗共同化資金貸し付け制度に加えて、商店街ぐるみの近代化をはかるために必要な資金を貸し付け制度の対象とすることが必要であり、また、中小企業者の定義について規定の整備を行なうことが必要であると考えまして、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、本改正法案の内容につきまして、その概略を申し上げます。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

第一は、中小企業者の定義を、中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させつつ、法律に明定することとしたことであります。

第二は、中小企業高度化資金貸し付け制度のうちに新たに商店街近代化資金貸し付け制度を設け、事業協同組合、商店街振興組合等の行なう商店街近代化事業を助成対象とすることとしたことであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業指導法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業は、わが国経済において重要な地位を占めておりますが、開放経済体制に移行するにあたって、その合理化、近代化が現下の急務とされているのであります。

中小企業指導法は、国、都道府県等及び日本中小企業指導センターが行なう中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進することにより、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上をはかり、もって中小企業の振興に寄与することを目的として制定されたものでありますが、最近における経営管理技法及び技術革新の著しい伸展は、中小企業指導担当者の資質の向上と中小企業者自身の技術の向上を一そう必要としております。

このような事態にかんがみ、日本中小企業指導センターの業務の

範囲を拡大する等その強化拡充をはかる必要があると考えられ、本法律案を提出いたす次第であります。

本法律案の内容は次のとおりであります。

第一は、日本中小企業指導センターの資本金の増加に伴い、資本金の規定を整備するものであります。

第二は、日本中小企業指導センターの業務の範囲の拡大に関する事項であります。同センターの業務は、中小企業指導担当者の養成、研修等でありますが、今般、中小企業の高度の技術に関し、中小企業者またはその従業員に対して研修を行なうこと及び同センターの目的を達成するため必要な業務を追加するものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、従来より各般にわたる中小企業対策を実施してまいりましたが、特に業種別の近代化を推進するため、昭和三十八年、中小企業近代化促進法を制定し、産業構造の高度化、国際競争力等経済政策上特に中小企業の早急な近代化を必要とする業種につきまして、きめこまかい施策を重点的かつ総合的に実施してまいることといたしました。

本法の対象となる中小企業者の範囲につきましては、同法施行令に規定されておりますが、このたび中小企業の範囲を法律に明定するため、この法律案を提出することとした次第であります。

中小企業者の定義につきましては、製造業等にあっては、資本金五千万円または従業員三百人以下のもの、商業及びサービス業につきましては同じく一千万円または五十人以下のもの、その他法施行上特に必要と思われる業種については政令で定める範囲のものとしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告（三月二十七日）

○二階堂進君　ただいま議題となりました中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案外二件について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、法律に明定すること、及び中小企業高度化資金貸付制度のうち、新たに商店街近代化資金制度を設ける等の改正を行ない、もって中小企業の近代化をはかろうとするものであります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業金融公庫が新たに資本金の二十倍に相当する金額を限度として中小企業債券を発行すること、これに関連して、政府は、中小企業債券の元本の償還及び利息の支払いについて保証することができること、及び監事の権限に関する規定を整備すること等を改正を行ない、もって中小企業に対する融資の拡充をはかろうとするものであります。

次に、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業者の定義を中小企業基本法に定められた中小企業者の範囲に対応させ、法律に明定しようとするものであります。

この三法案は、去る二月十日及び十八日にそれぞれ商工委員会に付託され、二月十一日及び十九日に福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、二月十五日より質疑に入り、慎重なる審議が行なわれました。その詳細は会議録に譲ります。

三月二十五日質疑を終了し、二十七日、採決に付しましたところ、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、及び中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

修正要旨は、監事の権限に関する改正規定につき、監事が直接主務大臣に意見を提出することができるよう改めるものであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院商工委員長報告（四月八日）

○前田久吉君　ただいま議題となりました三法案について、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

三法案の内容を簡単に申し上げますと、

第一の中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案は、本法における中小企業者の定義を、中小企業基本法に対応させつつ、法律の本文に、工業においては資本金五千万円以下の会社並びに従業員三百人以下の会社及び個人というごとく明定するとともに、小売り商業の近代化をはかるために、商店街振興組合等が設置する諸施設等に対しても、中小企業高度化資金を貸し付け得る等の改正をしようとするものであります。

第二の中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案は、同公庫がその貸し付け資金を調達するため、資本金の二十倍まで中小企業債券を発行できるようにするとともに、監事の権限を拡大しようとするものであります。なお、この監事の権限については、衆議院において、監事は総裁を通じないで直接主務大臣に意見を提出できるよう修正がなされました。

第三の中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案は、近代化資金助成法の場合と同様に、基本法に即応させて中小企業者の定義を本文の中に明定しようとするものであります。

以上が三法案の要旨でありますが、当委員会におきましては、便宜これを一括して質疑を行ない、問題の重要性にかんがみ、参考人

として中小企業金融公庫総裁を呼んで意見を聴取するなど、慎重に審査いたしました。

質疑は、中小企業対策全般にわたり、特に、近代化、合理化、高度化の意義、生産性向上と賃金との関係、中小企業債券の資金コストへの影響、公庫代理貸しにおける農業金融との比較対照並びにそれが両建て預金との関係、零細企業対策、商店街振興対策等につき、活発な論議が展開されましたのでありますが、詳しくは会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、三法案を一括して討論に入りましたところ、近藤委員より、「近代化二法の改正案において中小企業の定義をする場合、基本法の線をほとんどそのまま踏襲するがごときは、比較的規模の上位の企業に重点を置き、零細企業を顧みなくなる危険があり、公庫法の改正案で債券発行を巨額にまで許すことは、政府の財政投融資を民間資金に肩がわりさせ、資金コストを高める危険があり、三法案いずれにも反対する」との発言がありました。次いで、赤間委員、鈴木委員、田畑委員より、それぞれ三法案に賛成する旨の発言があり、討論を終わって三法案を順次採決いたしましたところ、これら三法案は、いずれも多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。（拍手）

◎農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭三九・四・二四法六八）

一、提案理由（二月二十五日）

○丹羽（兵）政府委員　ただいま議題となりました農業改良資金助成法の一部を改正する法律案の提案の理由と主要な内容を御説明申し上げます。

農業改良資金制度は、昭和三十一年に創設されたものでありまして、国の助成により都道府県に置かれる特別会計の資金をもって農業者に無利子の貸し付けを行なう制度であり、従来、新しい農業技術の導入に必要な資金を貸し付け　農業経営の改善に多大の寄与をなしてきたのであります。

しかしながら、最近の農業をめぐる諸般の情勢にかんがみ、農業経営を技術面において改善するだけでなく、これとあわせて、広く農家生活の改善を促進し、農業者が健康で文化的な生活を営むことができるようにするための施策や農業経営の次代をになうべき優秀な農村青少年の育成確保をはかるための施策を強力に推進する必要が痛感されるに至っております。

すなわち、農家生活の改善につきましては、従来から生活改良普及員の普及活動等を通じて推進をはかってきたところでありますが、古い慣習に根ざした農家の生活内容、生活方式には、まだまだ改善の余地が大きく、改善意欲のある農家に対しても資金的裏づけが十分でない等の事情によって、依然として改善効果が十分にあがっているとはいえないような実情にあります。

また、農業後継者の育成確保につきましては、従来から各種研修教育施設の整備拡充、青少年活動の促進等の施策を講じてきたところでありますが、農村青少年の他産業への流出の原因は、単に他産業との所得格差や農村の生活環境のみに基因するものではなく、農業後継者たる青少年が、家族農業経営の中において、その意欲と能力を十分に伸ばす機会に恵まれていないことにも大きな原因があると思われるのであります。

以上のような観点から、農業改良資金制度を大幅に改正し、無利子の貸し付け金として、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金を加えることとした次第であります。

これにより、農業改良資金の貸し付け対象となる農家生活改善資金とは、農家生活の改善を促進するための合理的な生活方式を導入するのに必要な資金であり、農業後継者育成資金とは、農業後継者たる農村青少年がみずから特定の農業部門の経営を行なう等の方法により、近代的な農業経営担当者として必要な農業の技術または経営方法を実地に習得するのに必要な資金であり、それぞれの具体的内容は政令をもって定めることとしております。

また、償還期間の最高は、従来三年でありましたが、新たな資金の種類の追加と技術導入資金にかかる技術の高度化の傾向にかんがみまして、これを最高五年に引き上げることといたしております。

以上のほか、農家生活改善資金と農業後継者育成資金について、その他の貸し付け条件、貸し付け要件等を定めております。

以上がこの法律案の提案の理由と主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

土地改良法は、土地改良事業の実施のための基本的な法律として昭和二十四年に制定されまして以来、数次の改正を経て今日に至っておりますが、この間、本法に基づきまして各種の土地改良事業が施行され、農業生産力の増進とわが国経済の発展に寄与してまいったのであります。

ところで、最近における農業とこれをめぐる社会経済的諸条件とには著しい変化が生じてきております。このような事態に対応して農業の発展と農業従事者の所得の向上をはかってまいりますために、農業基本法に掲げられております諸施策を総合的かつ効率的に進めてまいらなければならないと考えられますが、特にこれらの施策のうち、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事業につきましても、その一そうの適切かつ合理的な実施をはかり得るよう改善の措置を講ずることが必要であると思われます。したがいまして、この際、事業実施の状況に照らし、また、農業基本法の指向する新たな観点に立って土地改良制度の全般についてその改善合理化のための法制的措置を講ずる必要があると考えるのであります。このような趣旨から、政府は、さきの第四十三回国会及び第四十四回国会に土地改良法の一部を改正する法律案を提出したのでありますが、ともに審議未了となりましたので、今回趣旨及び内容を同じくする法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明いたします。

第一は、目的の規定を改正し、土地改良法の目的は、農業基本法に掲げられております政策目標の達成に資することにある旨を明定したことであります。

第二は、土地改良事業の拡充及び整備をはかったことであります。

まず、新たに草地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を土地改良事業に加えて、土地改良事業を農地及び草地を含んだ農用地を対象とする事業に拡大するとともに、従来の開田、開畑事業を農用地造成事業とし、この農用地造成事業の円滑な施行に資するため、未墾地の権利関係の調整のための関係権利者の協議及び都道府県知事のあっせんまたは調停に関する規定を整備いたしております。

次に、圃場条件の整備のために必要な事業を一体的に実施できるようにするため区画整理事業の範囲を拡充するとともに、これとあわせて農用地の集団化を促進するため換地計画の樹立方式及び換地処分の実施方法につきましても改善をはかることといたしております。

第三は、土地改良長期計画の制度を設けたことであります。土地改良事業は、その事業の性格から長期的見通しに基づいて行なわれることが必要であると考えられるのでありますが、特に農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即して土地改良事業を計画的に実施するため、新たに土地改良長期計画の作成、改定及び実施に関し必要な規定を設けたのであります。

第四は、土地改良事業の施行方法及び費用の賦課徴収の方法に関する規定の整備であります。

まず、土地改良事業の総合的かつ効率的な実施をはかるため、二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合における手続を整備いたしますとともに、国または都道府県が農民からの申請によらずみずから計画を定めて行なう土地改良事業の範囲を拡大し、国または都道府県の行なう土地改良事業計画の樹立の際における関係都道府県知事または関係市町村長との協議制度を採用する等、事業の円滑な実施に資するよう所要の規定の整備を行なうこととといたしております。

次に、事業費の賦課徴収の方法につきましては、国営、都道府県営土地改良事業にかかる負担金は、都道府県が受益者またはこれにかえて土地改良区から徴収する従来の方式のほか、関係市町村から徴収し得る道を開いたのであります。

第五は、土地改良施設の維持管理に関する規定の整備であります。土地改良区等かんがい排水施設等重要な土地改良施設の管理を行なう場合には、管理規程を定めることとするとともに、国営、都道府県営土地改良事業につきまして事業計画の樹立の際あらかじめ土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項を定めることとして、事業完了後の土地改良施設の管理の適正化を期することといたしております。

第六は、土地改良区の管理及び組織に関する規定の整備であります。現在土地改良区は約一万三千の多きを数えておりますが、そのうちには、その存立の基礎が必ずしも十分ではない。いわゆる弱小土地改良区と称せられるものも散見されるのであります。そこで今後におきましては、一つの土地改良区で関連性の深い二以上の土地改良事業をあわせて施行することができることとするほか、土地改良区の設立の規制、役員の責任の強化、合併に関する規定の整備等所要の改正を行なうことといたしております。

以上のほか、国営、都道府県営土地改良事業にかかる換地処分に関する規定の新設、特定土地改良工事特別会計により国が行なう事業の拡充、国営干拓事業によって生じた干拓地等の転用の場合における特別徴収金の徴収に関する規定の新設、土地改良財産の譲与に関する規定の整備、市町村及び農業協同組合等の行なう土地改良事業に関する規定の整備等所要の改正を行なうこととといたしております。

以上がこの法律案を提案する理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

わが国の農林漁業の自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、国民経済の成長発展に即応して、その生産性の向上及び経営の改善をはかるには、農林漁業に対し強力な助成を行なうことが必要であります。そのための施策の重要な一環として、政府は、従来から農林漁業金融公庫を通じ、あるいは農業近代化資金制度により、農林漁業の生産性の向上及び体質の改善のために必要な資金の融通の円滑化につとめ、特に昭和三十八年度におきましては農林漁業経営構造改善資金融通制度を設けて長期低利資金の供給の道を拡充強化してまいったのであります。

しかしながら、最近における他産業の急速な成長に対応し、これと均衡のとれた発展をはかるとともに、国際競争力を強化していくためには、農林漁業の近代化をさらに急速に推進することが強く要請されております。このため、昭和三十九年度から、農林漁業金融公庫の融資制度を画期的に改善し、農林漁業の生産基盤の整備、経営構造の改善、経営の拡大等に必要な長期かつ低利の資金を飛躍的に拡大するとともに、複雑多岐にわたっている金利、貸し付け期間等の貸し付け条件を大幅に改善簡素化して、農林漁業者に対する資金の供給を迅速かつ円滑に行なうこととした次第であります。

この画期的改善措置の第一点は、資金量の拡充であります。すなわち、三十九年度における公庫の貸し付け計画額は、前年比二百億円増額して一千七十億円とし、三百五億円を政府が追加出資することといたしました。

第二点は、金利の引き下げと金利体系の簡素化であります。まず、現行の九段階に分かれている複雑多岐な金利体系を資金の性格により金利を統一する方向で整理し、原則として三分五厘、五分、六分五厘および七分五厘の四段階とすることといたしました。ただし、果樹園経営改善、畜産経営拡大等の資金の金利につきましては、その政策的重要性にかんがみ、当分の間、五分五厘といたしております。また、新たに土地取得、小造林等の資金の金利を三分五厘に引き下げ、三分五厘の資金量を前年度の約二・四倍の約四百四十五億円と画期的に増大するとともに、林道、主務大臣指定施設等の資金についても金利の引き下げをはかることといたしております。

第三号は、償還期限及び据え置き期間の改善簡素化であります。まず、償還期限につきましては、現行の十三段階に分かれ個別的に細分化されているものを、原則として三十年、二十五年、二十年、十五年及び十年の五段階に改善整理することとし、土地改良、林道、漁港、伐採調整の各資金等広い範囲にわたって償還期限の延長を行なうこととといたしております。

また、据え置き期間につきましては、償還期限のうち数とし、二年以内のものを三年以内に延長するとともに、土地改良資金の一部等についても期間延長の措置を講ずることとしております。

なお、このほか、融資ワクの統合、貸し付け事務の改善簡素化をはかり、公庫資金の貸し付けがより一そう迅速かつ円滑に行なわれるようあわせて措置することといたしております。

以上のような農林漁業金融公庫融資制度の画期的改善措置を実施するため、同公庫の貸し付け金にかかる貸し付け条件を定めた規定に所要の改正を加えるとともに、政府の追加出資についての規定を整備する等の必要がありますので、本法案を提案した次第であります。

以下、改正のおもな内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は、公庫に対する政府の追加出資及び公庫の資本金の増加についての規定の整備であります。さきに申し上げましたように、農林漁業の近代化を推進するため、昭和三十九年度におきましては、総額千七十億円の貸し付け決定を行なうこととし、これに伴い政府が一般会計及び産業投資特別会計から合計三百五億円の追加出資をすることとしておりますが、特に今回の貸し付け計画額の増加が三分五厘を中心とする低利資金の画期的拡大をその内容としておりますところからも、今後とも政府の追加出資による公庫の資本金の増加が予想されるのであります。このため、政府は必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内で公庫に追加出資できることとするとともに、この場合において、公庫はその出資額により資本金を増加するものとする規定を設けることにより、今後は法律改正の手続を経ずに政府の追加出資による資本金の増加を行なうことができることとしたのであります。

第二点は、監事の権限についての規定の整備であります。すなわち、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁または総裁を通じて主務大臣に意見を提出することができることといたしております。これは、他の政府関係金融機関等と軌を一にしまして、監事の権限についての規定の整備をするものであります。

第三点は、公庫の貸し付け金にかかる貸し付け条件の改善整理であります。まず、さきに申し上げました公庫の融資制度の画期的改善措置を実施するため、公庫の貸し付け金の償還期限には据え置き期間を含むこととするとともに、農地等取得資金の金利を三分五厘に改めるなど公庫の貸し付け金の利率、償還期限及び据え置き期間について所要の改正を行なうこととといたしております。

なお、果樹園経営改善資金、畜産経営拡大資金、沿岸漁船整備促進資金及び沿岸漁業協業化促進資金の金利につきましては、さきに申し上げましたとおり、当分の間、五分五厘といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案を提案する理由について御説明申し上げます。

この法律は、北海道における寒冷のはなはだしい特定の畑作地域を寒冷地畑作振興地域として指定いたしまして、この地域内の農業者で営農改善計画を立てて、これに基づいてその営農の改善をはかろうとする者に、農林漁業金融公庫が必要な資金を貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定をはかることを目的とするものでありまして、昭和三十四年に制定されたものであります。

この制定により農業者が資金の貸し付けを受けようとするときは、所要の資格認定を受けなければなりませんが、その申請の期限は現行の規定によれば昭和三十九年三月三十一日と定められており、これにより、昭和三十八年十二月現在六千六百六十七戸の認定をいたしておるのでありますが、諸般の事情のため、なお今後認定を希望する有資格農家が約五千戸残っている状況であります。

したがいまして、この資格認定の申請の期限をなお二カ年延長することとし、もってこの制度に基づく北海道寒冷地畑作地帯の農業の振興を継続してまいることとした次第であります。

以上が本改正法案を提案する理由とその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

農林漁業団体は、農林水産業の生産力の増進と農山漁民の経済的、社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与するために設けられた農山漁民の団体であり、これらの団体の役職員は、困難な環境の中にあって、それぞれの団体の事業のため職務に邁進し、ひいてはわが国経済の進展に大きな貢献をしてまいったことは、いまさら申し上げるまでもないところであります。

顧みますると、昭和三十三年四月、これらの団体の役職員については、これと同一地域社会にあってその職能上常に対比される立場にある市町村職員と均衡のとれた身分保証がないため、優秀な人材

を確保することが困難であり、少なくとも市町村職員が享受している程度の年金制度の実施は、ぜひとも必要であるという要望が強く、国は農林漁業団体職員共済組合法を制定し、当時の市町村職員共済組合法、私立学校教職員共済組合法その他の共済組合制度にならってその給付内容を定め、自来農林漁業団体職員共済組合は、これらの団体に勤務する役職員の相互扶助事業により、その福利厚生をはかり、これらの団体の事業の円滑な運営に資してまいったことは、御承知のとおりであります。

しかるに、その後、昭和三十三年五月には現在の国家公務員共済組合法が制定せられ、昭和三十六年六月には私立学校教職員共済組合法の改正が行なわれ、昭和三十七年九月には地方公務員共済組合法が制定されるに至り、それぞれ給付内容が引き上げられたことに伴い、農林漁業団体職員共済組合の給付内容と他の共済組合のそれとの間に格差が生ずるに至りました。そこで、今回、農林漁業団体職員共済組合による給付内容をこれら他の共済組合制度に準じて改善いたしますとともに、その他この制度の円滑な運営をはかるための所要の規定の整備を行なうことにより、農林漁業団体に勤務する役職員の福利の増進をはかり、これら団体の事業の円滑な運営に資そうとするものであります。

次に、この法律案による制度改正の内容の概要について御説明申し上げます。

改正の第一点は、本組合の給付水準を国家公務員共済組合、私立学校教職員共済組合等他の共済組合制度の給付水準に準じて引き上げることとした点でありまして、これが今回の改正の眼目であります。具体的に申し上げますと、まず、給付の基礎となる平均標準給与につきましては、その算定の基礎期間が従来五年でありましたのを三年に改め、これにより、平均標準給与の額を従来より引き上げることとしたわけであります。さらに、退職年金の年額につきましては、組合員期間二十年の者に対し、従来平均標準給与の年額の百分の三十三・三が支給されておりましたのを百分の四十に引き上げ、二十年をこえる組合員期間一年につき、従来平均標準給与の年額の百分の一・一を加算しておりましたのを百分の一・五を加算することに改めるわけであります。障害年金につきましては、職務上傷病による障害年金と職務外傷病による障害年金とに区別し、廃疾の程度を一級、二級及び三級に分け、職務上傷病による障害年金については特に手厚い給付を行なうこととしております。また、遺族年金につきましては、その支給率は一般には退職年金の半分でありますが、職務死亡の場合には退職年金相当額が支給されることとしております。なお、これらの年金につきましては、それぞれ最低保障額と最高限度を設けることとしております。以上のほか、退職一時金、障害一時金、遺族一時金につきまして、それぞれ給付額の引き上げを行なうこととしております。

改正の第二点は、標準給与の月額の改訂であります。現行の標準給与の等級及び月額を定めた表は、昭和三十三年に定められたものでありますが、現在の農林漁業団体の役職員の給与の実態を勘案し、このたびその最低を三千円から六千円に、その最高を五万二千円から七万五千円に引き上げ、標準給与と現実の給与との乖離の是正に資することといたしております。

改正の第三点は、これらの改正に伴う経過措置についてであります。給付額の計算方法につきましては、改正日前の組合員期間は旧法の計算方法によって計算し、改正日後の組合員期間は新法の計算方法によって計算し、両者を合算することを原則としておりますが、これは国家公務員共済組合等の他の共済組合制度における経過措置に準じて定めております。

以上の三点のほか、掛け金の徴収に関する規定、審査会の審査事項に関する規定、余裕金の運用に関する規定等につきまして所要の整備をはかっております。

最後に、この法律の施行期日は、準備期間を考慮して、この法律の公布の日から六カ月以内で政令で定める日としております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（三月十九日）

（農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九―法六九）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（四月二十二日）

○青田源太郎君　ただいま議題となりました法律案について、委員

会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案は、農業改良資金の貸し付け対象に、新たに、農業生活改善資金及び農業後継者育成資金を加えるとともに、従来の技術導入資金をも含め各種資金の償還期間を延長しようとするものであります。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、農林漁業金融公庫の貸付金の貸し付け条件を改正整理するとともに、公庫に対する政府の追加出資及び公庫の資本金の増加並びに公庫の監事の権限に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、これら両法案を一括審議し、質疑において、農業事情とその対策、農業構造改善、農家の負債整理、農業金融のあり方と、これが一般金融及び中小企業金融並びに政府融資などとの関係、融資の普遍化、公庫の資本金、資金の需給とその効果、金利その他貸し付け条件と貸し付け手続及びこれが債権管理、公庫の組織及び役職員、農業改良資金の性格、資金ワク、貸し付け対象、運用方法及びその成果、農林漁業改良普及手当などに関し、諸般の事項が問題になりました。

質疑を終わり、まず、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案を問題とし、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定されました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を問題とし、討論に入りましたところ、渡辺委員から、日本社会党を代表し、公庫に対する政府の追加出資及び法律の施行日に関する規定について修正案が提出され、その理由並びに金利体系の合理化及び農業金融のあり方などについて意見が述べられました。また、自由民主党を代表して、桜井委員から、法律の施行日に関する規定について修正案が提案されました。続いて、これら両修正案及び修正部分を除いた原案について順次採決の結果、渡辺委員提案の修正案は否決され、この法律案は多数をもって、原案に対し、桜井委員提案の修正を加えて可決すべきものと決定されました。

右御報告いたします。（拍手）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三九・四・二五法六九）

一、提案理由（二月二十五日）

（農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六八）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院農林水産委員長報告（三月十九日）

○小山長規君　ただいま議題となりました三法案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、三案のおもな内容を申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、二月十二日内閣から提出されたもので、そのおもな改正内容は、第一に、政府が公庫に出資する場合、公庫法の改正の手続を要せず、予算の範囲内で出資できるようにすること、第二に、公庫の業務運営をさらに適正化するため、監事の権限を強化しようとすること、第三に、金利体系を現行の九段階から原則として四段階に整理するとともに、金利の引き下げをはかり、その他償還期限、据え置き期間の整理延長をはかろうとすることと相なっております。

次に、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案は、農業の新情勢に即応し、農業改良資金制度を大幅に改良しようとして、去る二月十一日内閣から提出されたものでありまして、そのおもな改正内容は、第一に、農業改良資金の無利子の貸し付け金として、新たに農家生活改善資金及び農業後継者育成資金を加えることとし、それぞれについての定義を明記するとともに、貸し付け条件と貸し付け要件等を定めていること、第二に、農業改良資金の償還期間の最高は、従来三年であったものを、新たな資金の追加と技術導入資金にかかる技術の高度化傾向に即応し、これを五年に引き上げることとしたことを骨子といたしております。

最後に、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、二月十三日内閣から提出されたものであり、同法に基づく営農改善資金の貸し付け適格認定の申請は、昭和三十九年三月三十一日までにこれを行なわなければならないことになっておりますが、目下のところ諸般の事情により認定がおくれておりますので、認定の申請期限を昭和四十一年三月三十一日まで二カ年延長し、その間に必要農家の認定を終了し、北海道寒冷地畑作農業者の経営の安定をはかろうとするものであります。

農林水産委員会におきましては、以上三案を一括議題に供し、去る二月二十五日政府から提案理由の説明を聴取した後、三月十七日まで九回にわたり審査を進め、その間、東大教授大内力君ほか三名の参考人から意見聴取を行なうなど、審査に慎重を期し、三月十七日、以上三案について一切の質疑を終了したところ、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対し、自民、民社両党共同によ

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

り、監事は農林大臣に直接意見を述べることができるようにする旨の修正案が提出され、また、日本社会党からは、公庫に対する政府出資については現行法どおり法律事項とすること、及び監事は農林大臣に直接意見を述べることができるようにする旨の修正案が提出されましたので、それぞれについて趣旨説明を聴取の上、討論を省略して採決に入り、両修正案のうち、共通部分については多数をもってこれを可決し、社会党提出の修正案中の共通部分を除く部分については少数をもって否決し、修正部分を除いた原案については多数をもって可決し、結局のところ、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。また、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案については、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案に対しては、政府は、農山漁村の生活の近代化を促進するため、農山漁家に対する住宅資金の貸し付けを一そう拡充する等積極的な施策を講ずべき趣旨の附帯決議を、さらに農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案については、政府は審議会等において農林漁業金融に根本的な検討を加え、その結果に基づき、適切な措置を講ずるとともに、当面政府は公庫に対する政府出資を大幅に増額するために必要な予算措置を講ずべきこと等六項目にわたる附帯決議を、いずれも自民、社会、民社三党共同によって付することに決定しましたことを申し添えます。

以上、報告を終わります。（拍手）

三、参議院農林水産委員長報告（四月二十二日）

（農業改良資金助成法の一部を改正する法律（昭三九―法六八）の委員長報告と一括して掲載）

◎保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭三九・四・二七法七〇）

一、提案理由（二月十一日）

○丹羽（兵）政府委員　保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行保安林整備臨時措置法は、昭和二十八年ごろに相次いで発生した大災害を直接の契機として、主として災害の防除軽減を目的として緊急に保安林を整備するため、十年を限って、昭和二十九年に制定されたものでありまして、以来、保安林の整備は同法の保安林整備計画に基づき計画的に実施に移され、保安林の配備についてはほぼ当初の目標を達成するなど相当の成果をおさめたのであります。

しかしながら、最近のわが国経済の高度成長に伴う水資源の急速な需要の増加に対処し、かつ、林地の荒廃による災害を未然に防止して、国土保全の万全を期するためには現在における保安林整備の状況ではなお不十分であります。

したがいまして、このような事態に即応した保安林の整備をはかるためには、保安林整備計画の改訂を行ない、緊急に水源涵養保安林を主体とする流域保全のための保安林の拡大をはかるとともに、保安林配備の適正化を行ない、保安林施業の合理化、保安施設事業の適正な実施を計画的に行なう必要があるのであります。

さらに、保安林整備計画の重要な一環をなします保安林の国による買い入れにつきましては、買い入れ事業が国土保全上重要な地域を対象として行なうものでありますだけに、上述の水資源確保の観点も考慮して、買い入れ計画に再検討を加えた上、国土保全と国民生活の安定の要請にこたえるべく、継続してまいりたいと考えております。

以上述べましたような目的を達成するために、保安林整備臨時措置法の有効期間をさらに十年延長することとするのが、この法律案の内容であります。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容は、以上のとおりであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（三月二十八日）

○高見三郎君　ただいま議題となりました林業関係二法について、農林水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の経済成長に伴う水資源需要の急増等に対処するには、現在の保安林整備の状況ではなお不十分として、その有効期間を十カ年延長しようとするものであります。

本案は、二月三日内閣から提出され、二月十一日提案理由の説明

を聴取し、以来、数回にわたり審議を重ね、三月二十六日質疑を終了し、三月二十七日、討論を省略して採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、林業信用基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、林業信用基金に対する民間林業者等の出資の増大に伴い、その業務の運営の円滑化をはかるため、同基金に対する政府の追加出資についての規定を整備するとともに、理事一名を増加しようとするものであります。

本案は、三月十三日参議院から送付を受け、農林水産委員会においては、三月十七日提案理由の説明を聴取し、自来、数回にわたり審議を重ね、三月二十六日一切の質疑を終了したのでありますが、翌二十七日、日本社会党から、基金に対する政府出資額については現行法どおり法律に明記する旨の修正案が提出され、討論を省略して採決に入り、修正案は賛成少数をもって否決し、結局のところ、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院農林水産委員長報告（四月二十四日）

○青田源太郎君　ただいま議題となりました法律案について、委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、保安林整備計画の実施状況や最近の水資源の需要の動向にかんがみ、本年四月末で失効することになっております現行法の有効期間を十カ年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、質疑にあたり、治山治水対策、保安林制度とその経過、保安林の整備と管理、及びこれが指定と解除、保安林の指定による損失の補償と受益者の負担、国による保安林の買い入れ、保安林の税対策、水資源と森林の機能、国有林野の解放その他の問題について、政府当局に対して事情が尋ねられ、見解がただされました。

質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもって事案どおり可決すべきものと決定されました。

以上御報告いたします。（拍手）

◎刑事補償法の一部を改正する法律

（昭三九・四・二七法七一）

一、提案理由（二月十一日）

（裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三九―法三九）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院法務委員長報告（三月六日）

（裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三九―法三九）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院法務委員長報告（四月二十四日）

○中山福藏君　ただいま議題となりました刑事補償法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、最近における経済事情にかんがみ、無罪またはこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留、もしくは拘禁、または自由刑の執行等による身体の拘束を受けていた場合に交付する補償金算定の現行基準金額を、一日二百円以上四百円以下を四百円以上千円以下に、また、死刑の執行を受けた場合に交付する補償金算定の現行基準金額五十万円を百万円に、それぞれ引き上げること等を骨子とするものであります。

刑事補償法の一部を改正する法律

委員会においては、提案理由の説明を聴取した上、特に刑事補償の本質、補償範囲の当否、その他の点について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は速記録に譲りたいと思います。

かくして、四月二十三日質疑を終了した上、討論に入り、日本社会党を代表して稲葉委員から、「さらに刑事補償の内容の充実、補償手続の改善等を期待して賛成する」旨、また、日本共産党を代表して岩間委員から、「冤罪者に対し、十分なる補償が行なわれるよう制度の改善を要望して賛成する」旨、それぞれ意見が述べられ、採決の結果、原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律（昭三九・四・二七法七二）

一、提案理由（二月十八日）

○福田（一）国務大臣　金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の金属鉱業は、貿易の自由化を契機として、急速にその体質改善を進め、金属鉱産物の低廉かつ安定的な供給体制を確立する必要に迫られておりますことは、御承知のとうりであります。金属鉱業の体質改善の方策としては、さまざまのものが考えられますが、最も重要かつ効果的な方策は、探鉱を急速に促進して優良資源の確保をはかり、採掘品位の向上をはかることであります。

このため、政府におきましては、従来から中小鉱山に対し新鉱床探査費補助金を交付し、地質調査所において地質の調査を行なう等の施策を講ずるほか、昭和三十八年度には、新たに金属鉱物探鉱融資事業団を設立して、探鉱に必要な資金の貸し付けを行なうことといたしております。これらの施策につきましては、今後とも鋭意その充実をはかる方針でありますが、探鉱を急速に促進するためには、これらの施策にあわせて、優秀鉱床の賦存する可能性の高い地域の地質構造の精密な調査を実施し、企業の行なう探鉱に指針を提供することがぜひとも必要であります。

近時、探鉱技術の進歩に伴い、従来の露頭を端緒とする探鉱方法からボーリング等による潜頭鉱床の探鉱へとその重点が移行し、各企業は、多大の資金と長年月を要して探鉱を行なっております。しかしながら、金属鉱床の賦存地域の地質構造はきわめて複雑でありますため、探鉱の前段階として、組織的な地質構造調査を実施し、その結果に基づき企業が探鉱を実施するのが最も効率的な方法であると考えられます。

このような調査は、その性格上、国ないしは国に準ずる機関が実施することが適当でありますが、金属鉱物探鉱融資事業団は、探鉱の促進を目的として設立された機関でありますので、この事業団に本調査の事業を行なわせることが最も適当であり、これによって従来からの探鉱資金の貸し付け業務もより効率的になし得ることと考える次第であります。

この法律案は、以上に申し述べました理由に基づき、金属鉱物探鉱融資事業団の業務を拡充して、これに地質構造調査を実施させることとし、その調査に必要な事項に関する規定を整備するため提案したものであります。

次に、この法律案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、事業団の業務の拡充に伴い、その名称を金属鉱物探鉱促進事業団に改めるとともに、理事一名を増員することであります。

第二は、事業団の業務として、探鉱資金の貸し付けのほかに、地質構造の調査を加えたことであります。この調査の実施にあたりましては、事業団は、あらかじめ利害関係人の意見を聞いて実施計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けることといたしております。

第三は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充てることとしたことであります。

第四は、負担の公平という見地から、事業団が行なったボーリングにより鉱床が発見された場合には、その発見により利益を受ける者から納付金を徴収することとしたことであります。

第五は、本調査の円滑な実施をはかるため、土地の立ち入り、鉱物の採取等の規定を設けたことであります。

なお、このほか、調査結果の公表、区分経理、審査請求等の規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告（四月九日）

○二階堂進君　ただいま議題となりました金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

貿易の自由化を迎え、わが国金属鉱業の体質を改善するためには、探鉱の促進によって優良資源を確保することが最も重要かつ効果的な方策であり、後来、大手鉱山に対しましては、金属鉱物探鉱融資事業団による探鉱資金の融資、中小鉱山に対しては新鉱床探査費補助金の制度がありましたが、本案は、これに加え、企業の行なう探鉱に指針を提供するため、金属鉱物探鉱融資事業団の業務に地質構造調査を追加するものであります。

そのおもな内容は、

第一、事業団は新たに地質構造調査の業務を行なうこととし、これに伴ない、法律の題名を金属鉱物探鉱促進事業団法と改めたことであります。

第二、事業団は地質構造調査の実施計画を作成し、または変更する際、その計画案を公表して、利害関係人に意見書を提出する機会を与えなければならないこととし、通産大臣の認可があった場合は、計画の要旨を公示しなければならないことであります。

第三、地質構造調査の費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもって充て、その負担割合は政令で定めることであります。

第四、事業団は、地質構造調査のためのボーリングによって、金属鉱物の鉱床が発見され、利益を受ける者がある場合には、当該ボーリングに要した費用の全部または一部を納付させる等であります。

本案は、去る二月十四日本委員会に付託され、二月十八日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等、慎重な審査を行ない、四月八日の委員会において採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律

決した次第であります。

なお、本案に対し、事業団の融資条件の改善、地質構造調査の事業規模の拡大、新鉱床探査費補助金の充実、鉱床補てん準備金の創設等を内容とする附帯決議を付することにいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院商工委員長報告（四月二十二日）

（石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律（昭三九―法七三）の委員長報告と一括して掲載）

◎石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律（昭三九・四・二七法七三）

一、提案理由（二月六日）

○福田（一）国務大臣　石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石油資源探鉱促進臨時措置法は、昭和二十九年に限時法として制定された法律であります。すなわち、同法は石油資源の探鉱を急速に促進する必要のある地域を指定し、その地域内にある石油を目的とする試掘権につき、施業案の変更の勧告及び命令、存続期間の特例、試掘権の譲渡等鉱業法の特則を定め、もって、当該地域における石油資源の探鉱を促進することを目的として制定されたものであります。

しかるところ、同法が制定された翌年には国策会社として石油資源開発株式会社が設立され、同社を中心として石油資源の探鉱及び開発を強力に推進する体制が確立されたのであります。

わが国の石油鉱業は、この石油資源開発株式会社の設立を一つの契機として大きな変貌を遂げ、その後は全国の有望未探鉱地域における鉱区の大部分を同社が保有して国策的な要請に基づいて石油資源の探鉱の急速かつ計画的に推進されました。

この間において石油資源探鉱促進臨時措置法の意図した目的も漸次実現を見るに至ったと考えられるのであります。

石油資源探鉱促進臨時措置法は、施行の日から十年以内に廃止するものとされており、その期限が本年四月三十日に到来するのでありますが、以上に申し述べました事情にかんがみ、今回、同法を廃止することといたしました。

この法律案の内容は、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止することを規定したものでありますが、そのほか施行期日および若干の経過措置を定めております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告（二月二十五日）

○二階堂進君　ただいま議題となりました石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案外一件について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案について申し上げます。

石油資源探鉱促進臨時措置法は、石油資源の開発をはかるため、探鉱促進地域の指定、鉱業法の特例等を内容とし、昭和二十九年五月、十年以内の限時法として制定され、翌三十年には国策会社として石油資源開発株式会社が設立、以来、石油資源の探鉱は、この会社を中心として急速かつ計画的に推進されたものであります。その

結果、石油資源探鉱促進臨時措置法の意図した目的も漸次実現されるに至り、法律の存続期限も本年四月三十日に到来するので、今回これを廃止するものであります。

本案は、去る二月三日本委員会に付託され、二月六日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審議を行ない、二月二十一日、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、電源開発促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、電源開発株式会社は昭和二十七年に創立され今日に至ったものでありますが、その間、大規模水力発電所、低品位火力発電所の建設、さらには超高圧送電線の敷設等を行ない、わが国経済の伸展に寄与してまいったのであります。

しかるに、近年水力開発地点の奥地化、開発環境の複雑化等に伴い、水力開発の困難性を増し、加えてわが国エネルギー政策の一環として石炭火力発電所の建設等も同社が担当することとなり、会社の業務が多岐にわたってまいったのであります。

よって、今回会社の業務を円滑に行なわしめるため、電源開発株式会社の理事五名を八名に増員する必要が生じましたので、本案が提出された次第であります。

本案は、去る第四十五回国会に小笠公韶君外六名より提出され、今国会に継続されているものでありまして、去る二月四日以来質疑を行ない、その間、参考人を招致する等審査の万全を期し、二月二十一日に至り、質疑を終了し、引き続き討論に付しましたところ、日本社会党中村重光君より反対、自由民主党内田常雄君より賛成の意見が開陳され、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院商工委員長報告（四月二十二日）

○前田久吉君　ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案は、昭和二十九年に石油資源の探鉱を促進することを目的として制定された現行法の期限が、本年四月三十日に到来するので、今回これを廃止しようとするもので、あわせて廃止に伴う若干の経過処置を規定したものであります。

委員会におきましては、廃止後の国内石油資源開発の見通し、石油資源開発株式会社と帝国石油との関係、石油業法の運用状況等について質疑が行なわれましたが、詳しくは会議録に譲ることといたします。

次に、金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案は、法律の題名を「金属鉱物探鉱促進事業団法」に改め、事業団の業務を拡充して、これに地質構造調査を実施させることとし、その調査のため、費用の負担、土地の立ち入り等に関する規定を整備するとともに、理事一名を増員しようとするものであります。

委員会におきましては、事業団の業務の状況、貸し付け金利の引き下げの見通し、地質構造調査と中小鉱山の探鉱との関係等について質疑がありましたが、これも詳しくは会議録に譲りたいと存じます。

両法案に対する質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに両法案を順次採決いたしましたところ、両法案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。（拍手）

◎地方交付税法等の一部を改正する法律

（昭三九・四・三〇法七四）

一、提案理由（二月十四日）

○金子政府委員　ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

地方交付税の算定につきましては、逐年その合理化をはかってまいりましたが、明年度におきましては、新道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業をはじめとする、各種公共事業の増大、社会保障制度の拡充等に伴う地方団体の所要経費並びに地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与関係費等に対応する財源を関係地方公共団体に付与する必要がありますのと、市町村分の基準財政需要額の算定内容の充実及び市町村分基準税率の引き上げ等により、市町村相互間の財源の均衡化をさらに推進することが必要であると考えられます。

また、高等学校生徒の急増に伴う高等学校の施設整備に要する経費につきましては、昭和三十九年度におきましても、昭和三十七年度及び昭和三十八年度と同様、基準財政需要額に加算する特例措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額することであります。

まず道府県及び市町村を通じまして生活保護基準の引き上げ、失業対策事業にかかる労力費の引き上げ等により増加する社会保障関係経費を基準財政需要額に算入するため、生活保護費、労働費等にかかる単位費用を引き上げ、新たに住宅関係経費を基準財政需要額に算入するため、その他の土木費の単位費用を増額するとともに、給与改定の平年度化に伴い増加する給与関係経費及び各般の制度改正に伴い増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目にかかる単位費用を引き上げることといたしたのであります。

次に道府県分につきましては、道路整備事業、農業基盤整備事業、治山事業等公共投資の充実に必要な財源を付与するため、関係費目にかかる単位費用を引き上げることとし、農業構造改善事業の促進、中小企業設備近代化事業に要する経費等の増加額を基準財政需要額に算入するため、農業行政費、商工行政費等、関係費目の単位費用を引き上げることといたしました。

次に市町村分につきましては、道路整備事業及び街路整備等都市計画事業にかかる投資的経費を増額するため、関係費目の単位費用を引き上げ、小学校及び中学校における学校経費を充実するため、小学校費及び中学校費の単位費用を引き上げ、土地改良事業等の増加額を基準財政需要額に算入するため、農業行政費の単位費用を引き上げることといたしました。

その二は、基準財政需要額の算定方法に関し、経費の種類及び測定単位を新設することであります。

近時国民生活の向上発展に伴い、清掃関係経費の充実は、緊急な課題とされてまいったのでありますが、従来、市町村分の衛生費中に含まれていたこれら経費について、新たに人口を測定単位として清掃費という経費の種類を設けることとし、経費算定の合理化と経費の一そうの充実をはかることといたしました。

その三は、測定単位の数値の補正に関することであります。

まず道府県分につきましては、道路費のうち、道路の延長を測定単位とする分につきましても、交通量等に基づく割り増し補正を行なうこととといたしました。

なお、今後補正係数を定めるにあたりましては、従来河川費、港湾費等について適用してまいりました事業費の額に応ずる経費の割り増し補正を強化してまいりたいと考えております。

次に市町村分につきましては、新たに離島等隔遠地の市町村につき、態容補正の一環として、隔遠地にあるための増高経費を基準財政需要額に算入するための補正を行なうこととし、このため態容補正の市町村区分につき、所要の規定の整備をはかっております。

また、弱小市町村に対する財源の傾斜的配分をはかるため、従来に引き続きまして、都市的形態の度合いに応じて定められている態容補正係数を改正し、その格差をさらに縮小してまいる所存であります。

その四は、市町村分の基準税率の引き上げであります。

市町村の基準財政収入額の算定にあたりましては、従来基準税率を百分の七十としておりましたが、市町村における基準財政需要額の算定が漸次適確になってまいりましたことに伴い、今回これを百分の七十五に高め、市町村間の財源の均衡化を一そう推進することにいたしたのであります。

その五は、高等学校生徒の急増対策に関する事項であります。

高等学校生徒の急増に伴う高等学校の施設整備費につきましては、昭和三十七年度及び昭和三十八年度に引き続き、昭和三十九年度においても政府の策定いたしました計画に基づく昭和三十九年度分の国庫支出金及び地方債を控除した残額九十一億円を、基準財政需要額に算入することといたしたのであります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告（四月十日）

○森田重次郎君　ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、地方交付税の総額の増加に伴い、地方交付税の算定方法の合理化をはかろうとするものでありまして、

その改正の第一は、昭和三十九年における道路整備事業等にかかる投資的経費の増加、生活保護基準の引き上げ等による社会保障関

係経費の増加、地方公務員の給与改定の平年度化等による給与関係経費の増加等により、地方団体の所要経費が増高いたしますので、これに対処するため、関係項目の単位費用を引き上げようとするものであります。

第二は、市町村の清掃関係経費の充実をはかるため、新たに「清掃費」の項目を設け、また、現行の道府県分の「道路費」、市町村分の「その他の諸費」について、補正方法の合理化をはかろうとするものであります。

第三は、市町村相互間の財源の均衡化を一そう推進するため、基準財政需要額の充実ともあわせ、市町村分の基準税率現行百分の七十を百分の七十五に引き上げようとするものであります。

なお、昭和三十九年度においても、引き続き、高等学校生徒急増対策費の項目を存置することといたしております。

本案は、二月十三日当委員会に付託され、同十四日政府より提案理由の説明を聴取し、以来、関係政府当局に対し、基準財政需要額の算定基礎及び基準税率の引き上げ等に関して、熱心な質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

なお、本案に関連して、国の会計年度を暦年制に改めることについての質疑に対し、田中大蔵大臣から、財政の効率化等の観点に立ち、可能の線に沿うて検討する旨の答弁がありましたので、特に付言する次第であります。

本日、質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（四月二十七日）

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案のおもな内容は、昭和三十九年度における地方交付税の総額の増加に伴い、

第一に、新道路整備五カ年計画による道路の整備その他の公共事業の増大、社会保障の充実、給与改訂の平年度化、新たに住宅関係経費を算入すること等に伴い、単位費用を引き上げ、市町村における清掃費の項目を新たに測定単位とし、また、離島隔遠地の市町村の増高経費を算入する補正を行なう等、補正方法の一部を改める等の改正であります。

第二に、市町村の基準財政収入額の計算について、基準税率百分の七十でありましたものを、百分の七十五に改め、

第三に、高等学校生徒急増対策費にかかわる基準財政需要額の算定の特例を昭和三十九年度においても適用しようとするものであります。

委員会におきましては、二月二十五日、政府当局より提案理由の説明を聞き、慎重に審査いたしましたが、詳細は、会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて四月二十七日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三九・五・一法七五）

一、提案理由（二月十八日）

○野田政府委員　ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、皇室が、国会の議決を経ないで賜与または譲り受けをすることができる財産の限度価額についてであります。皇室経済法施行法第二条により、現在、天皇及び内廷皇族については、これらの者を通じて賜与の価額が三百七十万円、譲り受けの価額が百二十万円、その他の皇族については、賜与及び譲り受けの価額がそれぞれ十五万円となっております。これらは、当初、昭和二十二年に定められ、そのうち、天皇及び内廷皇族の賜与の価額については昭和二十四年に増額されましたが、その他は一度も改定されないで現在に至っております。しかしながら、その後社会情勢及び経済情勢には相当大きな変動がありますので、今回その価額を改定いたしたいと存じます。すなわち、その間の物価指数等を考慮し、天皇及び内廷皇族については、これらの者を通じて賜与の価額を六百五十万円、譲り受けの価額を二百二十万円に改定し、その他の皇族については、賜与及び譲り受けの価額をそれぞれ六十万円とし、未成年の皇族については、それぞれ十五万円とすることにいたしたいと存じます。

次に、内廷費及び皇族費の定額の改定であります。皇室経済法施行法第七条及び第八条により、現在、内廷費は六千万円、皇族費は四百七十万円となっておりまして、これらは昨年四月に改定されたものであります。その後の経済事情及び昨年十月の国家公務員給与の引き上げ等の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費について、人件費及び物件費の増加を考慮し、内廷費の定額を六千八百万円、皇族費の定額を五百万円にいたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となっております国事行為の臨時代行に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

天皇が精神もしくは身体の重患または重大な事故により国事に関する行為をみずからされることができないときは、皇室会議の議により、摂政が置かれて、天皇の国事に関する行為の代行がされるのでありますが、天皇がこれより軽い病気にかかられ、また海外旅行にお出かけになるなどの場合にも、国事に関する行為を代行せしめられる方途を講じておく必要があります。

日本国憲法第四条第二項には、「天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。」と規定しておりますので、このたび、この規定に基づきまして、天皇に精神もしくは身体の疾患または事故があられる場合で、摂政を置く場合以外の場合には、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を摂政となる順序に従って、成年に達し、かつ、故障がない皇族に委任して臨時に代行していただくことができるようにしようとするものであります。

なお、これに関連いたしまして、その委任の解除または終了について規定し、その委任がされ、または委任が解除されたときは、内閣がその旨を公示することとし、また、委任を受けた皇族は、委任がされている間は、訴追されないこと、ただし、このため、訴追の権利は害されないこととといたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

なお、ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給・扶助料の年額を増額した際における増額分についての年齢による制限の解除であります。

昭和三十七年法律第百十四号により、二カ年間の年次計画をもちまして段階的に恩給・扶助料の年額を増額いたすこととするにあたり、老齢者を優先させる精神に基づきまして、傷病者、寡婦及び遺児を除き、年齢が六十歳に達するまでは、その段階的の増額分を停止する旨の措置をも講じてまいったことは、御承知のとおりであります。

しかしながら、同法律第百十四号による前述の年次計画も本年六月に完了いたしますので、この際、この年齢による制限を解除しようとするものであります。

その第二点は、在外特殊機関の職員期間を恩給公務員期間に通算しようとするものであります。

外国政府職員期間または外国特殊法人職員期間につきましては、すでに所要の通算措置が講ぜられた次第でありますが、この際、この措置を一歩拡大いたしまして、外国政府職員または外国特殊法人職員に準ずる旧満州協和会、旧満州青年義勇隊訓練機関等の外国特殊機関の職員となるため、普通恩給所要年限未満で恩給公務員を退職し、当該外国特殊機関の職員となったもの等の、これらの職員期間を恩給公務員期間に通算する道を開こうとするものであります。

その第三点は、南西諸島に勤務した旧軍人軍属の在職年に、戦地加算に準ずる割り増しをしようとするものであります。

昭和十九年十月から同二十年九月までの間の南西諸島は、戦地と同様の状況にあったことは御承知のとおりでありますが、それが終戦まぎわであったため、戦地加算を認めるまでに至っておらなかったので、すでに戦地加算が認められている地域との均衡を考慮しまして、この地域において戦務に服した旧軍人軍属については、その服務期間の一月について二月または三月の戦地加算に準ずる在職年の割り増しをすることにより、普通恩給所要年限に達する者に普通恩給を受ける資格を与えようとするものであります。

その第四点は、傷病年金受給者の加給であります。

傷病年金受給者につきましては、従来、扶養家族加給は認められておりませんが、傷病年金受給者の実情を考慮しまして、その者に妻があるときは、その妻を対象とする年額四千八百円の加給をしようとするものであります。

その第五点は、いわゆる追放者に対する特別措置であります。

連合国最高司令官の命令に基づき退職した人々は、いわゆる追放解除となるまでは就職制限をされるという気の毒な事情にあったのでありますが、その解除の際の年齢等の関係から再就職の機を失し、年金受給資格を得ることのできなかった人々のことを考慮いたしまして、恩給公務員期間七年以上年金年限未満の人々に対し、追放解除時のベースにより計算した一時恩給の額に相当する額の一時金を支給しようとするものであります。

その第六点は、奄美群島に勤務する教育職員等の在職年について、勤続加給をつけようとするものであります。

奄美群島に勤務する教育職員または警察・監獄職員の行政分離から復帰までの在職年は、勤続加給の対象となっておりませんでしたが、すでに行政分離が解かれ、これらの職員が一般内地の職員と同様の事情のもとに退職している現状にかんがみ、当該行政分離期間中の勤続期間をも勤続加給の対象とすることにより、恩給法上一般内地に勤続していた教育職員または警察・監獄職員と同様の処遇をいたそうとするものであります。

その第七点は、琉球諸島民政府職員にかかる恩給扶助料及び共済年金等の改善措置であります。

琉球諸島民政府職員にかかる恩給扶助料及び共済年金の額の計算の基礎俸給額は、行政分離当時の俸給の額をいわゆるベースアップしたものとなっておりますが、これを、当該行政分離当時の俸給の額に、琉球諸島民政府職員期間一年ごとにその額の四・五%に相当する額を加え、これをベースアップしたものに改め、この種恩給扶助料及び共済年金の支給額を引き上げるとともに、元南西諸島官公署職員が、琉球諸島民政府職員となった場合における恩給法または共済組合法等の適用の範囲を緩和し、あわせて琉球諸島民政府職員期間の通算辞退についての制度を解除する等の改善をしようとするものであります。

以上、述べました措置は、すべて昭和三十九年十月から実施することといたしております。

これが、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（三月十九日）

（国事行為の臨時代行に関する法律（昭三九―法八三）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（四月二十七日）

○三木與吉郎君　ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の改正点は、第一に、皇室が国会の議決を経ないで賜与または譲り受けをすることができる財産の限度価額について、物価の上昇等の事情を考慮し、天皇及び内廷皇族については、これらの者を通じて、賜与の価額を六百五十万円に、譲り受けの価額を二百二十万円に改定し、その他の皇族については、賜与及び譲り受けの価額をそれぞれ六十万円に、未成年の皇族については、それぞれ十五万円に改定すること、第二に、内廷費及び皇族費の定額について、物価の上昇及び公務員給与の引き上げ等の事情にかんがみ、内廷費の定額を六千八百万円に、皇族費の定額を五百十万円に改定することであります。

本委員会におきましては、内廷費、宮廷費及び宮内庁費の区分、皇室用財産の現状、賜与の内容、新宮殿の概要、一般に公開される皇居東側地区の監理権並びに警察権の問題等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下村委員より、自由民主党を代表して、施行期日を公布の日に改めるとともに、四月一日から適用することに修正の上、原案に賛成する旨の発言がありました。

次いで採決の結果、下村委員提出の修正案並びに右修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎郵政省設置法の一部を改正する法律

（昭三九・五・一法七六）

一、提案理由（二月十八日）

○古池国務大臣　ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案について、提案理由の御説明を申し上げます。

この法律案は、郵政省の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員を二十二名増員しようとするもので、これは、主として宇宙通信研究のための要員として電波研究所の職員を増員するものであります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（三月二十七日）

○徳安實藏君　ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、郵政省の職員のうち、一般職給与法の適用を受ける職員の定員を二十二名増員しようとするものであります。

本案は、二月三日本委員会に付託され、十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月二十六日、質疑を終了、

討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（四月二十二日）

○三木與吉郎君　ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

郵政省の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員を二十二人増員しようとするものでありまして、これは、主として宇宙通信研究のための要員として、電波研究所の職員を増員するものであります。

本委員会におきましては、テレビ、ラジオの難視聴地域対策、特定郵便局の局舎改善についての構想、郵政犯罪防止対策等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、村山委員より、自由民主党を代表して、本法律案の附則中、施行期日の「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に修正の上、原案に賛成する旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、村山委員提出の修正案並びに右修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

◎風俗営業等取締法の一部を改正する法律

（昭三九・五・一法七七）

一、提案理由（二月四日）

○国務大臣（早川崇君）　ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、善良の風俗を維持するため、設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における営業に関し、営業の場所、営業時間等について必要な制限を定めることができるものとすること、風俗営業及び設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における営業について年少者に関する禁止行為を定めること、風俗営業等取締法等に違反した飲食店営業者に対して、公安委員会が飲食店営業の停止を命ずることができるものとすること、罰則規定を整備すること等を、そのおもな内容としております。

まず、設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における営業の規制の範囲を明確にすることについて御説明いたします。

最近におけるいわゆる深夜喫茶等の実情を見ますと、特殊の照明や設備を施すなどいたしまして、外形的には風俗営業と区別できないような形態で営んでいるものが増加の傾向にありますが、このような営業は、一般的に風俗事犯の温床になっているほか、特に少年の非行を誘発し、非行少年のたまり場になっているのが実情であります。

この種営業に対する風俗的観点からの規制については、風俗営業等取締法第四条の二第一項において、「都道府県は、条例により、客席を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における業態について、必要な制限を定めることができる」旨を定めているのでありますが、ここにいう業態の意義について明確を欠いておりますため、現実には、営業の手段、方法として行なわれる行為及びこれに付随して行なわれる行為について規制されているにすぎないのが実情であります。そこで、弊害の著しいこの種の営業に対しましては、「営業の場所、営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備」について必要な制限を定めることができることといたしております。

この改正によりまして、たとえば、都道府県が条例によって、深夜において喫茶店を営んではならない場所を定めますと、そこにおきましてはいわゆる深夜喫茶はなくなることになるわけでございます。

次に、年少者に関する禁止行為を定めることについて御説明いたします。

最近、風俗営業や深夜飲食店等が、著しく年少者の福祉を害するような方法で営業を営んでいるという実情にかんがみまして、風俗営業者に対しましては、営業所で十八歳未満の者に客の接待をさせ、または客の相手となってダンスをさせること、十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること、及び営業所で二十歳未満の

客に酒類を提供することを、また、設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者に対しましては、都道府県が条例で定めた場合を除き、深夜の営業において、十八歳未満の者を客に接する業務に従事させ、もしくは営業所に客として立ち入らせること、及び営業所で二十歳未満の客に酒類を提供することを、それぞれ禁止することといたしております。

次に、飲食店営業者に対し、営業の停止を命ずることができることとするための規定について御説明いたします。

客に飲食をさせる風俗営業と単なる飲食店営業との差異はきわめて微妙でありまして、外見上区別しがたいものが少なくないという実情にありますため、飲食店営業の名において許可を受けないで風俗営業を営んでいる者や風俗営業の許可を取り消された者で、なお、依然として飲食店営業の名のもとに、風俗営業と同じ形態の営業を継続している者が増加しつつありますので、この際、風俗営業に対する規制の目的を達成いたしますために、風俗営業の許可を取り消し、もしくは営業停止の処分をしたとき、または飲食店営業者が無許可で風俗営業を営みましたときは、公安委員会は、当該違反をした者が、当該施設を用いて営む飲食店営業につきましても、風俗営業者に対して営業停止を命じたときはその期間、その他の場合は六月をこえない範囲内で、営業の停止を命ずることができることといたしております。

また、設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が、深夜における当該営業に関し、深夜において、法令に違反した場合におきましては、この種違反は、深夜以外におきましても善良の風俗を害するおそれがありますので、六月をこえない範囲内で、当該営業者が、当該施設を用いて営む飲食店営業について営業の停止を命ずることができることといたしております。

なお、公安委員会が、飲食店営業について営業の停止を命じたときは、当該飲食店営業の許可について権限を有する機関にその旨を通知しなければならないこととといたしております。

次に、罰則を整備するための規定について御説明いたします。

設備を設けて客に飲食をさせる営業の深夜における順守事項違反に対しましては、罰則規定を欠いておりますため、これに対し有効な取り締まりを加えることが困難な実情にありますので、新たに設けられた年少者に関する禁止行為違反とともにこれを罰則規定にかからしめることといたしております。

なお、年少者に関する禁止行為違反のうち、風俗営業者が十八歳未満の者に客の接待をさせ、もしくは客の相手となってダンスをさせたとき、または設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が、深夜において、十八歳未満の者を客に接する業務に従事させたときは、これらの違反行為の特質にかんがみ、過失による行為をも処罰の対象にすることといたしております。

なお、この機会に、カウンター越しに客の接待をして客に飲食をさせている営業も、風俗営業に該当するものであること並びに風俗営業については「営業を営もうとする者の資格及び営業を営む者の行為」についても、条例により制限を定めることができることを、

法文上明確にするとともに、遊技場営業の許可の更新期間を、ぱちんこ屋及び都道府県が条例で指定する営業については三月、その他の営業については六月ごとと改める等、関係規定の整備をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

二、参議院地方行政委員長報告（三月十三日）

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました三法律案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、最近における飲食店営業の実情にかんがみ、善良な風俗の保持と年少者の福祉を守ろうとするもので、その要旨は、一、設備を設けた飲食店の深夜営業についての規制の範囲を明確にするため、営業場所、営業時間、営業所の構造設備等について条例で必要な制限を定め得ることとし、この改正によって、たとえば最近問題となっているいわゆる深夜喫茶等は、条例指定地域に限って廃止されることになります。

二、風俗営業や設備を設けた飲食店の深夜営業における年少者の福祉を守るため、風俗営業者に対しては、営業所で十八歳未満の者に客の接待をさせ、または客の相手となってダンスをさせること、営業所に客として立ち入らせること及び営業所で二十歳未満の客に酒類を提供することを禁止し、また、設備を設けた飲食店営業者に対しては、深夜営業で十八歳未満の者を接客業務に従事させ、もしくは営業所に客として立ち入らせること及び営業所で二十歳未満の客に酒類を提供することを禁止すること。

三、客に飲食をさせる風俗営業を営む者または代理人等が法令等に違反し、その許可を取り消し、もしくは営業停止の処分を受けたとき、または飲食店営業者が無許可で風俗営業を営んだとき、または設備を設けて飲食店を営む者あるいは代理人等が深夜営業で法令等に違反したときは、当該営業を営む者に対して、当該施設を用いて営む飲食店営業についても、それぞれ六カ月をこえない範囲内で営業停止等ができること。

四、設備を設けた飲食店営業の深夜営業における順守事項違反についての罰則を整備するとともに、年少者に関する禁止行為違反についての罰則を新設すること等であります。

本委員会におきましては、二月四日、早川国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、参考人の意見聴取、実地視察をするほか、政府当局との間に熱心に質疑応答を重ねましたが、中でも風紀上問題の多いトルコぶろ、ヌード・スタジオ等の営業及び深夜の営業を認めがたいボーリング場、深夜映画等の営業についても規制すべきではないか、深夜喫茶等については条例にゆだねることなく、法律で規制して全国的に斉一を期すべきではないか等のほか、多くの問題点

について論議されたのでありますが、その詳細については会議録によって御承知願いたいのであります。

三月三日、質疑を終局し、同五日、社会党、民主社会党、第二院クラブ共同の修正案が提出され、社会党の千葉委員よりその趣旨説明がありました。

修正案の内容は、

一、第一条五号に規定する喫茶店、バー等の営業の要件である客席における照度十ルクスを二十ルクスとして、条例による特例は認めないこととし、また、同条六号のこれらの営業の設備の広さについても、条例による特例を削除して、法律のみに限定すること。

二、第四条の二に一項を加えて、設備を設けた飲食店営業で、主として食事を提供するもの以外のものの深夜における営業を営むことはできないこととし、ただし、公衆の日常生活の利便のためやむを得ないもので、かつ、善良の風俗を害するおそれがないと認められる営業で、条例で定めるものについては、許可を受けた場合に認めることとする。すなわち、飲食店営業の深夜の営業の規制を直接法律に規定して、全国的に規制の画一をはかること。

というものであります。

かくて討論に入りましたところ、第二院クラブ市川委員、民主社会党赤松委員、社会党藤原委員の三委員は修正案に賛成、原案に反対の意見をそれぞれ開陳され、また、自由民主党西田委員、公明会辻委員の二委員からは、それぞれ修正案に反対、原案に賛成の意見が表明されました。西田委員は、その際、各派共同にかかる次の附帯決議案を提出されました。

附帯決議案

政府は、最近の世相にかんがみ、善良な風俗の保持および青少年の健全な育成をはかるため、風俗営業等の取締りの徹底を期するとともに、さらに、風紀上問題の多いトルコブロ、ヌードスタジオ等の営業または青少年の非行を誘発するなど弊害が著しい深夜におけるボーリング場等の営業の規制についても、すみやかに対策を検討し、その万全を期すべきである。

右決議する。

次いで採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、附帯決議案については、採決の結果、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

なお、この附帯決議に対し、早川国務大臣から、決議の趣旨を尊重して善処したい旨の発言がありました。

次に、昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、昭和三十八年度第三次補正予算に伴って本年度分の地方交付税の総額に追加されることになった約百三十七億円について、明年度における地方財政の変動に対処する必要を考慮し、新たに災害等緊急の財政需要を生じない限り、その全額を昭和三十九年度に繰り越し、明年度の地方交付税の総額に加算することができることとするものであります。

本委員会におきましては、二月四日、早川国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、慎重審査を行ないましたが、その詳細は会議録によってごらん願いたいと存じます。

かくて三月五日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、警察法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、警察庁の職員の定員を十名増員して七千七百九十五名とするとともに、都道府県の境界付近における警察事案の処理を円滑かつ能率的に行なうため、管轄区域が隣接する都道府県警察は、政令で定める距離以内の区域において、相互に協議して定めたところにより、当該関係都道府県警察の管轄区域内にも権限を及ぼすことができることとしようとするものであります。

本委員会におきましては、二月十三日、早川国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、慎重審査を行ないましたが、その詳細は会議録によってごらん願いたいと存じます。

かくて三月十日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、賛成多数をもって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終わります。（拍手）

三、衆議院地方行政委員長報告（四月二十八日）

風俗営業等取締法の一部を改正する法律

○森田重次郎君　ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、飲食店等の営業の深夜における営業に関し、営業の場所、営業時間等について必要な制限を定むることができるものとすること、第二に、違反営業者に対して飲食店営業の停止を命ずることができること、第三に、年少者に関する禁止行為を定むること、第四に、罰則規定を整備すること等であります。

本案は、参議院先議のため、当委員会に予備付託され、三月十三日本付託となり、三月十九日早川国務大臣より提案理由の説明を聴取し、自来、青少年非行化の原因と実態、法律と条例との関係、風俗営業の範囲、風俗営業周辺のトルコぶろ、ヌードスタジオ、ボーリング場に対する規制の問題等について熱心に質疑を重ねましたほか、参考人を招いてさらに意見を聴取するなど、慎重に審査を行なってまいりましたが、その詳細は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

四月二十七日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して安井委員、民主社会党を代表して門司委員より、それぞれ本案に対して反対の意見が述べられましたが、採決の結果、賛成多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案により、現行法体系の欠陥を根本的に再検討し、特に重

要な規制事項は法律または政令に定むることとする等、法制を全般的に整備するとともに、トルコぶろ、ヌードスタジオ、ボーリング場についても関係法令の改正等により抜本的な対策を確立し、その実効を期すべき旨の附帯決議を付されたのであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎旅行あっせん業法の一部を改正する法律

（昭三九・五・二法七八）

一、提案理由（三月三日）

○政府委員（田澄國男君）　ただいま議題となりました旅行あっせん業法の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げます。

旅行あっせん業法は、旅行あっせん業の健全な発達をはかり、日本人及び外国人の旅客の接遇の向上に資することを目的として昭和二十七年に制定されたものでありまして、自来、同法は、旅行あっせん業の適正な運営を確保することにより、わが国の観光事業の発展に大きな役割を果たしてまいったのであります。

しかし、本年四月に予定されるＩＭＦ八条国移行に伴う日本人の海外観光渡航の自由化を控え、また最近における旅行あっせん業の現状及び経済情勢の変動等の状況に照らしますと、現行の旅行あっせん業法の規定は、旅行者の保護の面で必ずしも十分なものではありません。このため、旅行あっせん業者をして日本人の海外渡航の取り扱いを適正に行なわせるとともに、さらに旅行あっせん業者全般につきその信用度を向上させ、運営の適正化をはかるため、所要の改正を行なおうとするものであります。

次に、この法律案の概要について、御説明申し上げます。

旅行あっせん業法の一部を改正する法律

第一に、日本人の海外旅行のあっせんは、もっぱら一般旅行あっせん業者をして行なわせることとし、これに伴い、邦人旅行あっせん業の事業の範囲を日本人の本邦内の旅行のみを対象とするものといたしております。

第二に、営業保証金の額を、経済事情の変動に応じて約五割引き上げることとし、旅行あっせん業者の損害担保力の強化をはかることといたしております。

第三に、旅行あっせん業を営む者の行なってはならない行為の中に、新たに債務履行の不当な遅延行為及び重要な事実を告げない等の行為を挿入し、その明確化をはかることといたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

次に国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

国際観光ホテル整備法は、外客宿泊施設としてのホテル及び旅館の整備をはかり、外客接遇の充実に資することを目的として昭和二十四年に制定されたものでありまして、本法の施行により、外客の宿泊に適するホテル及び旅館の整備が促進され、わが国の国際観光の発展に著しい貢献をいたしてきたのであります。

しかしながら、最近における登録ホテル業及び登録旅館業の増加、ホテル及び旅館の施設水準の向上等の現状にかんがみますと、外客の接待を今後一そう充実させるためには、この際、この法律に所要の改正を行い、登録ホテル業及び登録旅館業の業務の適正化と水準の向上をはかる必要があるのであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、登録ホテル業及び登録旅館業を営む者に対し、宿泊約款の届け出義務を課することとし、宿泊に際して生ずるトラブルの防止をはかろうといたしております。

第二に、登録を受けてホテル及び旅館の施設の管理の方法、掲示すべき事項、外客に接する従業員に施すべき教育の程度、方法等登録ホテル業及び登録旅館業を営む者の順守すべき事項について定めることとし、外客の利便の確保をはかろうといたしております。

第三に、登録ホテル業及び登録旅館業についての報告及び検査に関する規定を整備することとし、登録を受けたホテル及び旅館の施設水準の維持等をはかろうといたしております。

第四に、ホテル及び旅館の施設に関する登録基準を整備し、外客接遇の一そうの充実をはかろうといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願いいたします。

二、参議院運輸委員長報告（三月十八日）

○米田正文君　ただいま議題となりました観光関係二法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、旅行あっ旋業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、近く予定される日本人の海外渡航の自由化を控え、また最近における旅行あっせん業の実情及び経済情勢の推移にかんがみ、旅行あっせん業の適正な適営をはかるため、所要の改正をしようとするものであります。

すなわち、第一は、日本人の海外旅行のあっせんは、もっぱら一般旅行あっせん業者をして行なわせることとし、これに伴い、邦人旅行あっせん業の事業の範囲を日本人の本邦内の旅行のみを対象とするものとしたこと。第二は、経済情勢の推移に応じて営業保証金の額を引き上げることとし、旅行あっせん業者の損害担保力の強化をはかったこと。第三は、旅行あっせんに関する不正行為の禁止規定等を整備したことであります。

次に、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、最近、外客宿泊施設としての登録ホテル業及び登録旅館業が急速に増加し、またそれらの施設水準の向上しつつある現状にかんがみ、外客の接遇をさらに一そう充実させるために、これらの業務の適正化と水準の向上をはかろうとするものであります。

改正案のおもなる点を申し上げますと、第一は、登録ホテル業者及び登録旅館業者に対し、新たに宿泊約款の届け出義務及び公示義務を課したこと。第二は、登録ホテル業者及び登録旅館業者の順守すべき事項に関する規定を設け、その励行をはかるため、業者に対し主務大臣が所要の措置を講ずるよう指示することができることとしたこと。第三は、主務大臣は、特に必要があると認めるときは、その職員に登録を受けたホテルまたは旅館等への立ち入り検査をさせることができることとしたこと。第四は、ホテルまたは旅館の施設に関する登録基準を整備したこと等であります。

委員会の審議におきましては、両法律を一括して質疑を行ない、特に三月十日には、ホテル、旅館業及び旅行あっせん業関係者の意見をも聴取する等、慎重は審議を重ねました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じますが、質疑のおもな点を申し上げますと、二法案と観光基本法との関連、登録ホテル、旅館及び旅行あっせん業者に対する指導並びに育成の方針、修学旅行に関する旅行関係施設の整備、登録旅館に対する税制上の優遇措置、並びに客用昇降機等の登録基準の整備等について行なわれたのであります。

かくて質疑を終え、二法案を一括して討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、二法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院運輸委員長報告（四月十六日）

○川野芳滿君　ただいま議題となりました二法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、旅行あっ旋業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、旅行あっせん業者の業務を適正に行なわせるとともに、旅行あっせん業者全般の信用度を向上させるため所要の改正を行なおうとするもので、おもなる内容は、第一に、邦人旅行あっせん業は、日本人の国内旅行のみを扱うこととし、第二に、営業保証金の額を経済事情の変動に応じて約五割を引き上げ、損害担保力の強化をはかったのであります。第三に、旅行あっせん業者が行なってはならない行為の中に、債務の履行を不当に延ばす行為及び重要な事実を告げない行為等を加えたことであります。

次いで、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、外国人観光旅客の接遇を充実させるため、登録ホテル業及び登録旅館業の業務の適正化と施設の水準の向上をはかろうとするものでありまして、その改正点は、第一に、登録ホテル業及び登録旅館業を営む者に新たに宿泊約款の届け出義務を課し、また施設の管理の方法及び従業員に施すべき教育の程度等、外客接遇上当然順守すべき事項を定め、第二に、事業についての報告及び施設、書類等の検査に関する規定を整備し、最後に、施設に関しての登録基準を改めたことであります。

両案は、三月三日提案理由の説明を聴取し、三月十八日本付託となり、四回にわたり質疑を行なったのであります。

かくて、四月十五日、討論を省略して両案を一括して採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、旅行あっ旋業法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党久保三郎委員より、自民、社会、民社三党共同提案による、あ

旅行あっ旋業法の一部を改正する法律

っ旋業者の禁止行為の規定について、悪質旅客に逆用され、かえって混乱を招くことのないよう法の運用を期すべき旨の附帯決議が付され、また、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案については、自由民主党山田彌一委員より、同じく共同提案として、登録ホテル及び登録旅館に対する地方税法の不均一課税の是正並びに融資条件の改善をはかるべき趣旨の附帯決議が付されたのであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（昭三九・五・二法七九）

一、提案理由（三月三日）

（旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭三九―法七八）の提案理由と一括して掲載）

二、参議院運輸委員長報告（三月十八日）

（旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭三九―法七八）の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院運輸委員長報告（四月十六日）

（旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭三九―法七八）の委員長報告と一括して掲載）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・五・一一法八〇）

一、提案理由（二月十八日）

（外務省設置法の一部を改正する法律（昭三九―法八五）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院内閣委員長報告（四月二十四日）

（外務省設置法の一部を改正する法律（昭三九―法八五）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院外務委員長報告（五月八日）

（外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書（昭三九―条一四）の委員長報告と一括して掲載）

◎公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・五・一五法八一）

一、提案理由（三月三日）

○櫻内政府委員　ただいま議題となりました公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案外二法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

まず第一に、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

国民金融公庫ほか七公庫の予算の作成及び執行並びに決算の作成は、公庫の予算及び決算に関する法律の定めるところによって統一的に処理されておりますが、法律の制定以後における各公庫の予算及び決算事務の執行状況等にかんがみ、その業務の一そうの能率的、かつ、適正な執行に資するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要は、公庫の支出予算につきまして節の区分、支払いの計画及び繰り越しの制度を廃止することとし、予算総則につきまして、固定資産の取得に要する金額の限度に関する事項を削除することとし、決算の完結期につきまして現行の七月三十一日を五月三十一日に改め、さらに、公庫が大蔵大臣に提出する財務諸表及び決算報告書につきましては、これに監事の意見を付さなければならないこと等を内容とするものであります。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正し、別途本国会に提案御審議を願っております恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案により行なおうとしている給付の改善と同様の措置を恩給法の適用を受けないこれらの法律の適用者に対してとろうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正におきましては、外国特殊機関における職員期間を恩給法の改正措置に準じて、共済組合の組合員期間に算入するよう所要の改正を行なうこととしております。

次に、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正におきましては、昭和三十七年の改正で、旧勅令に基づく共済組合員等の年金額を恩給の年額の改定に準じて、在職公務員の給与がいわゆる一万五千円ベースであったときの本俸相当額を基準とするものから、在職公務員の給与がいわゆる二万円ベースであったときの本俸相当額を基準とするものに引き上げました際、

六十歳未満の者については、増額分を停止し、七十歳未満の者については、その増額分の二分の一を停止するという制限をつけておりましたが、今回の恩給法の一部改正と同様に、旧勅令に基づく共済組合等の年金者につきましてもこの年令制限を解除することといたしております。

次に、公共企業体職員等共済組合法の一部改正におきましては、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正と同様に、外国特殊機関における職員期間の共済組合員期間への算入について、所要の措置を講ずることといたしております。

最後に、国有財産法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

国有財産の管理及び処分の適正化並びにその運営の円滑化に資するため、国有財産にかかる総合調整の手続きを整備するとともに、地方公共団体等が災害の応急措置等のために使用する国有財産について、貸し付け料を無償とすることができることとする等の必要がありますので、ここに国有財産法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、大蔵大臣が、国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要があると認めて、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、用途の変更、用途の廃止、所管がえその他必要な措置を求める場合、閣議の決定を経て、これを行なうことになっておりますが、今後、大蔵大臣が各省各庁の長に対して直接、

措置を求めることができることとし、さらに必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、必要な指示をすることができることにしようとするものであります。

第二は、公園または広場である公共用財産の減少及び皇室用財産の増加に関する国会の議決を要しない金額の限度額は、従来それぞれ一件当たり三百万円未満の財産で一年間の財産の合計額が三千万円に達するまでとされておりますが、これを、それぞれ三千万円及び三億円に引き上げるとともに、皇室用財産の増加については、購入、新築等予算に計上されて国会の議決を経たものを除く寄付、交換、所管がえ等予算に計上されていないものについてのみ、国会の議決を要することとしようとするものであります。

第三に、各省各庁の長が、特別会計所属の普通財産である土地または建物の貸し付け、もしくは、貸し付け以外の方法により使用もしくは収益をさせ、又は売り払いをしようとする場合は、あらかじめ大蔵大臣と協議して行なうこととして、普通財産の管理及び処分を適正に行なうようにしようとするものであります。

第四に、行政財産を、その用途または目的を妨げない限度において使用または収益をさせる場合は、現行法では私法契約によることも可能でありますが、今後はすべて行政行分たる許可によることとし、あわせて私権が排除されることを明確にしようとするものであります。

第五に、地方公共団体等に対して、災害が発生した場合に、応急措置を実施するために必要な普通財産を無償で貸し付けることができることとするほか、ごみ処理施設及びし尿処理施設の用に供するために必要な普通財産を無償で貸し付けもしくは譲与することができることとし、さらに行政財産についても、その用途または目的を妨げない限度において道路、水道及び下水道の用に供する場合は、これを無償で許可することができるものとしようとするものであります。

以上が公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案外二法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（四月十日）

○山中貞則君　ただいま議題となりました公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、各公庫の予算及び決算事務の執行状況等に顧み、その簡素合理化をはかるとともに、行政管理庁の勧告をも取り入れて、所要の改正を行なおうとするものであります。

法案の概要を申し上げますと、公庫の支出予算の区分のうち、節の区分を廃止すること、支払い計画に対する大蔵大臣の承認規定を削除すること、支出予算の繰り越し制度を廃止すること、固定資産取得費の限度額を予算総則事項から削除すること、決算の完結期を現行の七月三十一日から五月三十一日に改めること、公庫が大蔵大臣に提出する財務諸表及び決算報告書には、監事の意見を付さねばならないこと等を内容とするものであります。

本案につきましては、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の資金需要と貸し付け規模、貸し付け金利、各公庫予算の弾力的運営、職員の給与等について質疑が行なわれました。

なお、本案の審議に関連し、先般、当委員会における輸銀法改正に関する審議の過程において提起されました公庫、公団等、政府関係機関のあり方についての問題に関し、山村国務大臣より、これら特殊法人の名称、資本金、役員の任命、監督、報酬等の問題について、外国の例その他を調べて、目下検討中である旨の発言がございました。これに対し、委員長発言として、次の通常国会あたりに法案の改正等が間に合うよう要望いたしておきました。

本案は、昨四月九日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（五月八日）

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律（昭三九―法八二）の委員長報告と一括して掲載）

◎企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

（昭三九・五・一九法八二）

一、提案理由（二月二十八日）

○綿繊政府委員　ただいま議題となりました企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

企業の資本構成の是正に寄与し、その経営基盤の強化と経理の適正化をはかる見地から、一定規模以上の株式会社に対しまして、再評価積立金の資本組み入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行なわせますため、従来から企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の規定によりまして、所要の措置を講じてまいったところであります。

近くこの規定の適用期限が切れることになりますが、いまだ再評価積立金の最終処理を行なっていない会社がかなりの数にのぼっている現状にかんがみ、わが国企業の経理及び経営の健全化に資するため、この規定を若干改正して、適用期限を延長する等所要の整備を行なう必要があると考えられますので、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、再評価積み立て金の資本組み入れ促進の措置でありますが、現行法におきまして、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは、再評価積み立て金の資本組み入れ割合が四〇%に満たないときは年一〇%、六〇%に満たないときは年一二%、八〇%に満たないときは年一五%をこえる配当を行なってはならないものとされておりますが、この措置を若干改正して、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から二年間につきましては、資本組み入れ割合が五〇%に満たないときは年一〇%、七〇%に満たないときは年一二%、八〇%に満たないときは年一五%をこえる配当を行なってはならないこととし、さらに昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度から一年間につきましては、資本組み入れ割合が六〇%に満たないときは年一〇%、八〇%に満たないときは年一二%をこえる配当を行なってはならないこととといたしました。なお、再評価積み立て金の資本金に対する割合が一五%以下の会社に対しましては、現行法におきまして前記の配当制限を適用しないこととされておりますが、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度以降三年間につきましては、この割合を一〇%に引き下げることにより、再評価積み立て金の資本準備金への組み入れ規定との権衡をはかることとし、再評価積み立て金の資本組み入れの一段の促進をはかることといたしました。

第二に、減価償却励行のための措置でありますが、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは、減価償却の額が普通償却範囲額の九〇%に満たないときは、年一〇%をこえる配当を行なってはならないこととされておりますが、改正商法の趣旨にも沿って、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、減価償却の額または減価償却資産について強き当て金を計上した場合には、それとの合計額が普通償却範囲額に満たないときは、特別の場合を除き、年一〇%をこえる配当を行なってはならないこととといたしました。

第三に、再評価積み立て金の資本組み入れ割合が八〇%以上である場合または再評価積み立て金の額が資本の額の一〇%以下である場合には、現在、再評価実施会社につきましてはその全額を資本準備金に組み入れ、再評価積み立て金勘定を廃止することができることとなっておりますが、これを再評価積み立て金を有する株式会社全般に適用することとし、再評価積み立て金の最終処理の促進をはかることといたしました。

最後に、以上の改正に伴い所要の規定の整備を行ないますとともに、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度以後における再評価積み立て金の処理につきましては、追って法律で規定することといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（四月十六日）

○山中貞則君　ただいま議題となりました企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、開放経済体制への移行に対処して、わが国企業の経理及び経営の一そうの健全化をはかるため、近く適用期限が切れることになっております現行の再評価積み立て金の資本組み入れ割合等による配当制限措置について、なお継続する必要が認められますので、企業の実情に即し、さらにこれを若干強化して、その適用期限を延長する等所要の改正を行なおうとするものでありまして、その概要は次のとおりであります。

まず、第一は、再評価積み立て金の資本組み入れ促進の措置でありまして、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から二年間については、資本組み入れ割合が五〇%に満たないときは年一〇%、七〇%に満たないときは年一二%、八〇%に満たないときは年一五%をこえる配当を行なってはならないこととし、さらに、昭和四十二年三月三十一日を含む事業年度から一年間については、資本組み入れ割合が六〇%に満たないときは年一〇%、八〇%に満たないときは年一二%をこえる配当を行なってはならないこととしております。なお、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度以降三年間については、再評価積み立て金の資本金に対する割合が一〇%以下の会社に対して、配当制限を適用しないこととしております。

第二は、減価償却励行のための措置でありまして、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、特定の場合を除き、減価

償却の額の合計額が法人税法の規定による普通償却範囲額に満たない場合には、配当率年一〇%をこえてはならないものとしております。

第三は、再評価積み立て金の資本準備金への繰り入れ措置でありまして、現在、再評価実施会社については、再評価積み立て金の資本組み入れ割合が八〇%以上である場合、または再評価積み立て金の額が資金の額の一〇%以下である場合には、その金額を資本準備金に組み入れ、再評価積み立て金勘定を廃止することができることとなっておりますが、これを再評価積み立て金を有する株式会社全般に適用することとして、再評価積み立て金の最終処理の促進をはかることとしております。

本案につきましては、審議を重ねた後、昨四月十五日、質疑を終了、討論省略の後、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（五月八日）

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、従来、企業の資本構成の是正をはかる見地から、一定規模以上の株式会社に対しまして、再評価積み立て金の資本組み入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行なわせる等、所要の措置を講じて来たのでありますが、近くこの規定の適用期限が切れることになりますので、本案は、企業の実情に即し、この規定を強化するとともに、さらにその適用期限を延長しようとするものであります。

以下その概要を申し上げますと、第一は、再評価積み立て金の資本組み入れの促進をはかるため、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、資本組み入れ割合に応じて配当制限を行なうこととし、第二は、減価償却励行のため、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度から三年間は、減価償却の額が普通償却範囲額に満たない場合には、年一〇%をこえる配当を行なってはならないこととし、第三は、再評価積み立て金の資本準備金への組み入れの措置として、再評価積み立て金を有する株式会社は、すべて、再評価積み立て金の額が資本金の額の一〇%以下である場合には、その全額を資本準備金に組み入れることができることとし、その最終処理の促進をはかることとしております。

委員会の審議におきましては、再評価積み立て金の最終処理に対する政府の考え方、再評価と固定資産税との関係、電力業、陸運業等の資本組み入れ割合が低い理由等について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民金融公庫外七公庫の予算の作成及び執行、決算の作成等は、公庫の予算及び決算に関する法律によりまして統一的に処理されておりますが、本案は、その執行状況等に顧みまして、一そうの能率化と適正な処理に資するため、公庫の支出予算について、節の区分、支払い計画及び繰り越しの制度を廃止し、予算総則の規定事項から固定資産取得費の限度額に関する事項を削除し、決算完結期を五月三十一日に繰り上げることとするほか、公庫が大蔵大臣に提出する財務諸表及び決算報告書には、監事の意見を付さなければならないこととする等の改正を行なうとするものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

◎国事行為の臨時代行に関する法律

（昭三九・五・二〇法八三）

一、提案理由（二月十八日）

（皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三九―法七五）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院内閣委員長報告（三月十九日）

○徳安實藏君　ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国事行為の臨時代行に関する法律案は、日本国憲法第四条第二項の規定に基づきまして、天皇の国事に関する行為を委任して臨時にこれを代行せしめ得る方途を講じておこうとするものであります。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、皇室がそのつど、国会の議決を要することなく、一年間に賜与または譲り受けをすることができる限度額を引き上げるとともに、内廷費及び皇族費の定額を増額しようとするものであります。

右二法案は、それぞれ一月二十九日、二月四日、本委員会に付託、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって両案とも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（五月十三日）

○三木與吉郎君　ただいま議題となりました国事行為の臨時代行に関する法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国憲法第四条第二項の規定に基づき、天皇に精神もしくは身体の疾患または事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を、摂政となる順序に従って、成年に達し、かつ、故障がない皇族に委任して、臨時代行させることができるようにしようとするものであります。

本委員会におきましては、臨時代行を設置する場合に、皇室会議の議を経ない理由、国事行為の範囲並びに委任の範囲、内閣の行なう助言と承認の意義、生存者叙勲の復活に関連する諸問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律（昭三九・五・二二法八四）

一、提案理由（二月十八日）

○国務大臣（福田一君）　軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、軽機械の輸出の振興に関する法律は、軽機械の輸出の重要性にかんがみまして、昭和三十四年に制定施行されたものであります。この法律は、第一に製造業者の大部分が中小企業でアセンブル製造方式を採用しているミシンと双眼鏡について登録制度を実施することによって、生産設備等の整備と品質の向上をはかるとともに輸出面における過当競争を防止することをねらいとしております。

第二には、ミシン、双眼鏡のそれぞれに輸出振興事業協会を設立して、海外における市場調査、宣伝等の事業を活発に行なうとともに、品質の改善に関する調査研究等の事業を行なうことによって軽機械の輸出の振興に資することをねらいとしております。

この法律の施行によりまして、ミシン、双眼鏡の両業界とも、生産設備、品質管理等の面における整備がかなり促進され、また、輸出の面におきましても海外市場動向の把握による輸出体制の整備、系列取引の促進、外国の輸入制限に対する対策の実施等相当の効果をあげてまいっております。

しかしながら、両業界ともいまだ完全に輸出秩序が確立したとはいえず、依然過当競争の要因が払拭されていない実情にあります。また海外における市場開拓、輸入制限対策等の事業も先進国の巻き返しの激化、後進国の台頭に伴って、その重要性はますます増大する傾向にあります。

しかると、御承知のようにこの法律は五年間の限時法になっており、本年六月三十日までに廃止することになっておりますので、この際この法律の有効期間をさらに五年間延長することによって、その間に両業界の生産輸出体制の一そうの整備と輸出秩序の確立をはかりまして、ますます困難の度を加えつつあります海外市場の動きに対処して、わが国軽機械の輸出を一段と進展させていきたいと考える次第であります。

これが、法律案を提案するに至った理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さるようお願いいたします。

次に、電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように電子工業振興臨時措置法は、昭和三十二年六月に制定施行されて今日に至っているのであります。この法律は、電子工業のうち第一に試験研究を促進する必要のある機種、第二に生産の開始または払大を促進する必要のある機種、第三に生産の合理化を促進する必要のある機種の三つを政令で指定し、そのそれぞれについて振興のための基本計画と年度ごとの実施計画を定め、生産の

合理化に必要な資金の確保につとめるとともに、必要に応じ品種、技術等に関する共同行為の指示を行なって計画の達成をはかることを規定しております。

この法律の施行後わが国の電子工業は、技術面においても生産面においても目ざましい発展を遂げ、諸産業の設備の近代化や国民生活の向上に広く貢献してまいり、この法律の果たしてきた役割は大きいと考えられます。

しかしながら、わが国の電子工業の現状を見ますと、産業用に使用される機器については、欧米先進諸国に比して、技術水準及び生産性の面においてなお低位にあり、さらに今日の世界における電子工業の技術は急速に進展しており、新技術や新製品が開発されつつある現状において、わが国の電子工業も世界の大勢におくれることのないように技術開発並びに生産合理化の促進を急速にはかる必要が痛感されるのであります。

しかるに、現行の電子工業振興臨時措置法は、七年間の限時法として制定されており、本年六月十日までに廃止することになっておりますので、ただいま申し上げましたような現状にかんがみ、この際有効期間をさらに延長し、昭和四十六年三月三十一日までこの法律を存続せしめて電子工業の一そうの振興をはかり、もってわが国経済の健全な発展に寄与いたしたいと考える次第であります。

これが、この法律案を提案するに至った理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださるようお願いいたします。

二、参議院商工委員長報告（三月二十五日）

○前田久吉君　ただいま議題となりました三法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、本年六月をもって期限が切れる現行法を、さらに五年間延長をしようとするものであります。御承知のとおり、現行の法律は昭和三十四年七月に施行されたもので、第一に、ミシンと双眼鏡について登録制度をとることによって過当競争の防止と品質の向上をはかり、第二に、輸出振興事業協会を設立して、市場調査、宣伝その他の事業を行ない、もって輸出の振興をはかろうとするものであります。過去五年間にこれを施行して相当の効果をあげたものの、まだ十分とはいえないので、この際、法律の期限を延長して、生産体制の整備と輸出秩序の確立をはかろうとするのが本改正案であります。

委員会におきましては、特に業界の実情を知るために、参考人の意見を聞くとともに、法律施行の効果と延長の理由、調整活動の実情、輸出振興事業協会とジェトロとの関係等について質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、近藤、上原、田畑、奥の各委員からそれぞれ賛成意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、討論中に近藤委員から提出の次の附帯決議案も、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。すなわち、

附帯決議

本法の施行に当り、政府は次の諸点に関し、十分に配慮すべきである。

一、本法が所期の効果を挙げるよう、これが運用と行政指導に遺憾なきを期し、五年の期限内といえども目的達成の上は、可及的速やかに本法を廃止すること。

二、工業組合の調整事業は、もともと業者の自主的活動に俟つものであるけれども、業界の協同一致の下に、その安定と企業の秩序ある伸展に資するよう、これが適正な運用につき指導すること。

というのであります。

次に、電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案も、本年六月をもって期限が切れる現行法を、昭和四十六年三月まで、約七年間延長しようとするものであります。御案内のとおり、現行法は、電子工業のうち、試験研究、生産の開始または拡大及び生産の合理化を促進する必要のある機種を政令で指定し、振興のための諸計画を定め、必要に応じ、共同行為の指示を行なって計画の達成をはかる等がその内容であります。

軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律

この法律の施行後、わが国の電子工業は、目ざましい発展を遂げてきておりますが、産業用機器については、欧米先進国に比べてなお低位にあるので、主としてその振興をはかるため、現行法を今後約七年間延長しようとするのが本改正案であります。

当委員会では、電子工業の実体を見るため、特に工場の視察を行なうなど、慎重に審査しました。

質疑では、電子工業の発展状況と見通し、試験研究と研究投資の重要性、技術導入と国内研究促進との関係等を中心に熱心な論議が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論なく、採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

最後に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、公正取引委員会の機構に関するもので、その機能を充実するため、定員を十五名増加して二百六十六名とし、新たに取引部を設置し、あわせて地方事務所を札幌に新設しようとするものであります。

委員会におきましては、公取の重要性と業務量の拡大に対応する大幅な機構拡充と権限強化の必要性、下請代金の支払い遅延の防止並びに歩積み、両建ての抑制に対する公取の方針、消費者行政等について、活発な論議がかわされたのでありますが、その詳細は会議録に譲ります。

軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律

かくて質疑を終わり、討論なく、直ちに採決いたしましたところ、本法律案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上三法案の報告を終わります。（拍手）

三、衆議院商工委員長報告（五月十五日）

○二階堂進君　ただいま議題となりました軽機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

現行法は、ミシン及び双眼鏡につき、輸出の過当競争を防止するとともに、海外市場の調査を促進するため、昭和三十四年に、五年間の時限立法として制定されたものであります。

本改正案は、内外の情勢にかんがみ、本法の措置をさらに続行する必要があるという理由に基づきまして、法律の期限を五年延長し、昭和四十四年六月末までにしようとするものであります。

本案は、三月二十五日参議院より送付され、同日当委員会に付託、三月二十七日に提案理由の説明を聴取、五月十二日より質疑に入り、十三日に至り、質疑を終局して、引き続き採決を行ないましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自民、社会、民社三党共同提案による本法の運用に関する附帯決議を付しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

（昭三九・五・二七法八五）

一、提案理由（二月十八日）

○大平国務大臣　ただいま議題になりました外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、一、アジア局の賠償部を廃止し、賠償部の所掌事務を経済協力局に移すこと、二、情報文化局に、新たに文化事業部を設置し、その所掌事務を定めること、三、移住あっせん所を廃止し、移住あっせん所の土地、建物等を海外移住事業団に出資すること、四、パリに、経済協力開発機構日本政府代表部を設置すること、五、外務省職員の定員を改正すること、六、本法は、昭和三十九年四月一日から施行すること。ただし、移住あっせん所の廃止は、同年十月一日から施行すること、を規定いたしております。

アジア局賠償部の廃止につきましては、賠償及びこれに伴う経済力に関する協定等の実施は、その内容においては資本財を主とするわが国の生産物及び役務の供与でありまして、相手国の経済開発への寄与という点からいえば、通常の経済協力と同一の効果を持つものであり、両者相まって最大の協力効果をあげるよう配慮することが必要であります。かかる見地から事務の合理化及び効率化をはかるため、賠償部を廃止いたしまして、その所掌事務を経済協力局に移すこととといたしました。

情報文化局文化事業部の新設につきましては、最近各国とも国際間の文化交流をきわめて活潑に行なっており、わが国といたしましても、従来に比しより積極的に諸外国との文化交流、日本文化の紹介等を行ない、正しい日本を認識せしめてわが国外交の円滑な遂行に資するため、文化事業部を設置するものであります。

移住あっせん所の廃止につきましては、昨年七月海外移住事業団の発足を見ましたので、その設立の趣旨に従い、海外移住に関する実務の面はできるだけこれを事業団に移譲することといたし、現在外務省の附属機関として海外移住の実務の一端を担当いたしております移住あっせん所を、十月一日限り廃止するとともに、本法附則において、移住あっせん所の用に供しております国有の土地、建物等を海外移住事業団に出資することができるよう、海外移住事業団法の一部を改正することといたしております。

経済協力開発機構日本政府代表部の設置につきましては、経済協力開発機構、すなわちＯＥＣＤの活動範囲はきわめて広く、経済、金融、貿易、資本取引、貿易外取引、後進国援助、海運、工業、農業その他あらゆる分野にわたって加盟各国間の情報の交換、政策の調整等を行なっております。現在のＯＥＣＤは、自由世界の先進工業国二十カ国が加盟しており、わが国も別途提案しております経済協力開発機構条約の承認を得まして加盟することとなっております。

従来、ＯＥＣＤの関係事務は、在フランス日本国大使館において処理しておりますが、事務の範囲が広範であるのみならず、その内容がきわめて技術的、専門的であり、各種の会議もひんぱんに行な

われ、また事務の性質上、二十カ国に及ぶ多数国間の関係事務に大使館をして当たらしめることは、その性質上不適当であり、現に主要加盟国は、ほとんど在仏大使館とは別に代表部を設けている現状であります。したがって、わが国もパリに経済協力開発機構日本政府代表部を設置することといたしております。

外務省職員の定員につきましては、在外公館の新設、増強並びに本省機構の改正等に伴いまして、特別職三人、一般職二十六人計二十九人の増員をいたしております。なお、移住あっせん所が本年十月一日廃止されますので、それまでの間は、移住あっせん所の職員五十人を加算することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず、本法律案第一条におきましては、公使館より大使館への昇格三館、総領事館より大使館への昇格一館、総領事館の新設一館、領事館の新設三館及び総領事館分館の新設一館を規定いたしますとともに、マレーシアの成立及びローデシア・ニアサランド連邦の解体に伴いまして、国名等に所要の改正をいたしております。

公使館より大使館への昇格の三館は、共産圏にあります在ハンガリー、在ルーマニア及び在ブルガリアの各公使館であります。

これら三館につきましては、わが国がこれらの三国と国交を回復した当時、自由諸国は、すべてこれらの国に公使館を設置していたため、わが国といたしましても、これら自由諸国との均衡を考慮し、かつ相互の連絡及び情報交換を円滑に行なうため、公使館を設置した次第でありますが、最近に至り中立国はもとより、自由諸国も次第に公使館を大使館に昇格する傾向にあり、かつわが国とこれら三国との交流も次第に深まり、貿易量も増大の傾向を示しているなどの事情にかんがみまして、これらの三館を大使館に昇格するものであります。

次に、総領事館の大使館への昇格一館につきましては、昨年十二月十二日英国の植民地及び保護領でありましたケニアが独立いたしましたので、同国の首都たるナイロビにある総領事館を大使館に昇格するものであります。

総領事館一館及び領事館三館の新設につきましては、ボンに総領事館、マナオス、ジェッセルトン及びイスタンブルに、それぞれ領事館を設置することにいたしております。

ボンに総領事館を設置いたします理由は、現在、在ドイツ大使館をして領事事務に関し広範囲の地域を管轄せしめておりますが、逐年の事務量の増加に伴い、本来の外交事務の遂行にも支障を来たす現状にかんがみ、兼館の総領事館を設置し、独立して領事事務を処理し得る体制を整える必要があるからであります。

次に、領事館の設置でありますが、マナオスは、ブラジル国のアマゾン奥地の中心地でありまして、現在マナオス市を中心として約二千人の在留邦人が入植し、主として農業を営んでおりますが、同地は在ペルー日本国総領事館から二千四百キロの遠距離にある関

係上、在留邦人の権益の保護、援助、指導等に関して円滑な処理が困難でありますので、今後の入植地の拡大、邦人の増加等を考慮いたし、マナオスに領事館を設置することといたしております。

ジェッセルトン領事館の設置につきましては、昨年九月十六日マレーシア国の成立により、旧英領北ボルネオは、同国の一州となり、サバー州と改称されましたが、近年、特にこの地域を中心とするわが国との貿易額は急激に伸びつつあり、また、今後その地域の鉱物資源開発を中心として、わが国との経済技術協力関係も急速に密接化することが予想されます。しかるところ、現在同地域はシンガポール総領事館の管轄下にありまして、遠距離かつ交通不便なため、迅速な事務処理が困難であり、かつまた民間からも同地域に領事館を早期開設するよう強い要望が出ておりますので、サバー州の行政の中心地ジェッセルトンに領事館を設置するものであります。

イスタンブルは、トルコの唯一最大の貿易港で、同国商業の中心地であり、邦人商社もほとんど同地に事務所を設置しております。また、中近東有数の観光都市で、イスタンブルを訪れる邦人数も急激に増加し、領事事務も急増している現状でありますが、わが大使館は四百六十キロ遠方の首都たるアンカラにあるため、これの処理は実際上非常に困難となっております。以上の理由、並びにイスタンブルには大正時代わが大使館事務所として購入した国有の建物も現存し、これを直ちに領事館として活用し得る状況にあることなどの点にかんがみ、同地に領事館を設置するものであります。

総領事館一館の新設につきましては、デュッセルドルフに総領事館分館を設置することといたしております。

デュッセルドルフは、ドイツ産業の中心地で、ドイツ産業全体を左右する地位を占めております。したがって、わが国の代表的な商社、銀行等は、いずれも同地に支店もしくは駐在員を配置しており、現在その数は約五十社に達しております。また在留邦人数も五百人に及んでおりますが、現在領事事務を処理するためには、ボンの大使館まで行かねばならず、このため日独双方の関係者は、早急にデュッセルドルフにこれらの領事事務を処理する公館の設置を要望しております。かかる現状に対処し、かつまた今後の日独貿易の一層の伸展をはかるため、同地に総領事館分館を設置するものであります。

次に、マレーシアの成立及びローデシア・ニアサランド連邦の解体によりまして、関係公館の国名及び地名にそれぞれ所要の改正を加えることといたしております。

次に、本法律案第二条におきましては、以上の在外公館の新設及び昇格に伴うこれらの在外公館及び別途提案いたしております外務省設置法の改正により設置することとなります経済協力開発機構日本政府代表部に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

以上二件につき、何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（四月二十四日）

○八田貞義君　ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法案の要旨を申し上げますと、外務省設置法の一部を改正する法律案は、アジア局賠償部及び移住あっせん所を廃止するとともに、情報文化局に文化事業部を、また、パリに経済協力開発機構日本政府代表部を新設するほか、特別職三人、一般職二十六人を増員すること等であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、既設のハンガリー、ルーマニア及びブルガリアの各日本国公使館並びにナイロビ日本国総領事館をそれぞれ大使館に昇格するほか、総領事館及び同分館並びに領事館三館をそれぞれ新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めること等であります。

二法案は、二月四日当委員会に付託、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、昨日、質疑を終了いたしましたところ、外務省設置法の一部を改正する法律案に対し、四月一日の施行期日を「公布の日」に改め、一般職の定員に関する改正規定は四月一日から適用する旨の自民、社会、民社の三党共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、採決いたしましたところ、全会一致をもって修正案のとおり修正議決されました。

次いで、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院運輸委員長報告（五月二十五日）

（運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三九―法八八）の委員長報告と一括して掲載）

◎逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律（昭三九・五・二九法八六）

一、提案理由（三月三日）

○賀屋国務大臣　逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

近時交通機関の発達等に伴い、一国で犯罪を犯した者が他国に逃亡して事実上刑事責任を免れようとする事例が次第に増加しつつあることにかんがみますとき、犯罪人の引き渡しに関する条約が存在しない国の相互間におきましても、必要に応じ、逃亡犯罪人の引き渡しが行なわれ、国際的な協力のもと犯罪人に対する適切な処罰を行ない得るようにすることが相当であると考えるのであります。

ところで、御承知のとおり、わが現行逃亡犯罪人引渡法は、わが国との間に犯罪人の引き渡しに関する条約が締結されている外国から同条約に基づいて犯罪人の引き渡しの請求が行なわれたことを前提として、その引き渡し手続等を規定するたてまえをとっており、引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求が行なわれた場合には、これらの規定が類推適用されるものと解釈されているのでありますが、かような取り扱いは、国際的な観点からは必ずしも適当でないと考えられますので、この際、この場合における引き渡しの要件、手続等に関する規定を整備するため、この法律案を提出することといたした次第であります。

この法律案による改正の要点は、次の二点であります。

その一は、わが国に対し引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求が行なわれた場合には、一、当該犯罪人が犯したとする犯罪行為が請求国及びわが国のいずれかの法令により死刑または無期もしくは長期三年以上の自由刑に当たる罪とされていないとき、二、請求国から相互主義に基づく保証がなされないとき、三、法務大臣が、外務大臣と協議して、当該逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときを除外しまして、その他の場合には、これに応じ得ることを明らかにした点であります。

その二は、新たに「請求国」の定義を設け、「引渡犯罪」及び「逃亡犯罪人」の定義を改める等のほか、関係の条文に所要の改正を加え、右の場合における引き渡し手続は、いわゆる仮拘禁制度を適用しないものとするほかは、引き渡し条約に基づいて逃亡犯罪人を引き渡す場合とおおむね同一の手続によることを明確にした点であります。

なお、右に伴い、本法案の附則により、刑事補償法の一部を改正し、わが国が外国に対し引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しを請求した場合に、当該外国が引き渡しのために行なった抑留または拘禁をもわが国の刑事補償の対象となる抑留または拘禁とみなすこととし、この種逃亡犯罪人の人権の保護をはかった次第であります。

以上が逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

す。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、刑法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

今次の刑法の一部を改正する法律案は、いわゆる身のしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する犯罪について特別の処罰規定を新設しようとするものであります。身のしろ金目的の誘拐罪は近年に至りまして多発化の傾向を示し、また、数名の犯人によって共同して遂行される計画的な事案の発生をも見るに至っております。しかも、過去の実例に徴しますと、誘拐された被害者が殺害され、生死不明となり、または睡眠薬を施用される等の事例が少なくなく、この罪が誘拐罪の中でもとくに危険な犯罪であることを示しているのであります。さらに、この種犯罪が誘拐された者の近親等に与える憂慮心痛は、まことに筆舌を絶するものがあり、このような手段によって身のしろ金を取得しようとする犯人の心情は卑劣きわまるものというべきであります。このような諸事情、さらにはこの種の犯罪が模倣性の強いものであることをも考慮いたしますと、身のしろ金目的の誘拐罪を刑法第二二五条によって一般の営利誘拐罪と同様に処罰することとしている現行刑法は、この種犯罪に対処するのに十分でないと考えられるのでありまして、この際、身のしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する罪について、その実質にふさわしい重い法定刑を定めることによって、この種犯罪の未然の防止をはかり、ひいてはこの種犯罪の発生によって惹起される社会不安を除去いたしますことは、単に強い世論にこたえるというばかりでなく、国家の刑政から見ましても、きわめて緊要なことと考えられるのであります。これがこの法律案を提出することといたしました理由であります。

この法律案の骨子は次のとおりであります。

第一点は、近親その他被拐取者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的、すなわち、いわゆる身のしろ金を交付させる目的で人を略取または誘拐した者は無期または三年以上の懲役に処するものとし、現在の営利誘拐罪より重い法定刑を定めようとするものであります。

第二点は、人を略取または誘拐した者が、身のしろ金を交付させ、またはその交付を要求する行為をしたときも、同様に無期または三年以上の懲役に処するものとし、このような場合に、従来、実務上は単なる恐喝罪として処理されてまいりましたものを重く処罰し得るようにしようとするものであります。

第三点は、身のしろ金目的の略取、誘拐が行なわれた後に、その犯人を幇助する目的で、被拐取者を収受し、蔵匿し、または隠避させた者を一年以上十年以下の懲役に処するものとし、その他の誘拐犯人を事後に幇助する場合よりも重く処罰しようとするものであります。

第四点は、自己に身のしろ金を交付させる目的で、他人が略取、誘拐した被拐取者を収受した者を二年以上の有期懲役に処するものとし、一般の営利目的による収受等の場合よりも重く罰しようとするものであります。

第五点は、被拐取者を収受した者が身のしろ金を交付させ、またはその交付を要求する行為をしたときも、同様に二年以上の有期懲役に処することとするものであります。

第六点は、以上の罪を犯した者が、公訴の提起前に被拐取者を安全な場所に解放したときは、必ずその刑を減軽するものとし、それによって一たびこのような罪が犯された場合、犯人が被拐取者に危害を加えることを防ごうとするものであります。

第七点は、身のしろ金目的の略取、誘拐の予備をした者を二年以下の懲役に処するものとし、ただ現実に略取、誘拐の実行に着手する前に自首した場合には、その刑を減軽または免除することにより、このような危険な誘拐罪の実行を未然に防止し得るようにするものであります。

なお、以上に関連して、右に述べました略取、誘拐及び被拐取者の収受、蔵匿、隠避については、いずれもその未遂を罰するものとし、また、以上の罪はすべて非親告罪としようとするものであります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告（三月十九日）

○濱野清吾君　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近、一国で犯罪を犯した者が、他国に逃亡して、事実上刑事責任を免れようとする事例が増加しつつあります。この情勢にかんがみ、逃亡犯罪人の引き渡しについての国際的協力の円滑化をはかるため、わが国に対し、引渡条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求があった場合の引き渡し手続に関する規定を整備しようとするものであります。

そのおもなる内容は次のとおりであります。

第一点は、わが国に対し、引渡条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求があった場合には、その犯罪行為が請求国及びわが国のいずれかの法律により、死刑または無期もしくは長期三年以上の刑に当たる罪とされていないとき、請求国から相互主義に基づく保証がなされないとき、及び法務大臣が外務大臣と協議して当該逃亡犯罪人を引き渡すことが適当でないと認める場合を除き、これに応じ得ることとしたことであります。

第二点は、右の場合の引き渡し手続は、いわゆる仮拘禁の制度を適用しないこととしたこと等であります。

本案は、二月二十七日当委員会に付託され、自来、慎重な審議を行ない、本月十日に至り一切の質疑を終了いたしました。十三日、別に討論がありませんので、直ちに採決に付しました結果、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院法務委員長報告（五月二十七日）

○中山福藏君　ただいま議題となりました逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の逃亡犯罪人引渡法は、わが国との間に犯罪人引き渡しに関する条約が締結されている外国から引き渡し請求がなされました場合にのみ適用されることになっており、引き渡し条約に基づかない引き渡し請求に対しては、現行法が類推適用されるものと解されておりまするが、犯罪人引き渡し条約は、現在、日米間にのみ存在するとと、及び最近の交通機関の発達等に伴い、他国へ逃亡して、事実上、刑事責任を免れようとする事例が増加していること等を考慮いたしまして、本改正案においては、引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人引き渡しの請求がなされました場合についても、一定の場合を限って、引き渡し請求に応じ得ることとする等、所要の改正を行なうことにいたしたのであります。

委員会は、三月五日提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りましたところ、政治犯罪の概念、過去における締約国及び非締約国との間の引き渡しの実情、未承認国との間の引き渡し問題、沖縄と日本国本土との引き渡しに関する取り扱い等について、各委員から熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて五月二十六日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、討論を終了して採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三九・五・三〇法八七）

一、提案理由（三月四日）

○小林国務大臣　ただいま議題となりました国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

国民年金法は、昭和三十四年の第三十一国会で成立以来今日まで数回の改正が行なわれ、現在では、拠出年金の被保険者は二千万人、福祉年金の受給権者は三百万人を擁する制度に成長しておるのであります。しかしながら、本制度の発展と内容の充実をはかるためには、なお一そう努力しなければならないところであります。

また、児童扶養手当法につきましても、昭和三十六年の第三十九国会において成立して以来、手当額の引き上げ、支給制限の緩和等の改善が行なわれてきたのでありますが、国民年金制度と同様になお一そうの内容の充実を必要とするところであります。

今回の改正法案は、以上の趣旨のもとに国民年金制度及び児童扶養手当制度につきまして、年金及び手当の支給の対象となる障害者の範囲を結核、精神病等の内科的疾患に基づく障害者にまで拡大するとともに、支給制限を緩和することによりまして、両制度の改善をはかることとしたものであります。

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律

以下、改正法案のおもな内容につきまして、国民年金に関する事項から御説明申し上げます。

第一に、障害年金等の支給範囲の拡大についてでありますが、これには二点ございまして、第一点は、障害年金及び障害福祉年金の支給の対象となる者は、現行法では四肢の欠損等の外部的障害者に限られておりますが、これを拡大し、結核性疾患、非結核性の呼吸器疾患及び精神病に基づく障害者についても支給の対象とすることにいたしたのであります。

第二点といたしましては、母子年金及び母子福祉年金の支給の対象となる障害の子の範囲を、障害年金と同様に内科的疾患に基づく障害者にまで広げることといたしております。

なお、準母子年金、準母子福祉年金及び遺児年金の支給の対象となる障害の子等の範囲の拡大も母子年金と同様であります。

第二に、福祉年金の支給制限の緩和について申し上げます。これにつきましても二点ございます。まず第一点は、受給権者の扶養義務者の所得による福祉年金の支給停止の基準額を扶養義務者に扶養親族がない場合の四十万円を基礎とし、以下その扶養親族数に応じて緩和することといたしました。その結果、扶養親族が五人である場合は従前の六十万円が六十五万円に緩和されることとなるわけであります。

第二点といたしまして、福祉年金の受給権者が、戦争公務により廃疾となったこと等に基づき公的年金を受給している場合は、福祉年金の併給の限度となる額を七万円から八万円に引き上げることと